

第Ⅵ編

資料編

- 資料 1 会議経過及び「福祉21茅野専門部会」からの報告書
(部会員名簿含む)
- 資料 2 各地区の「地域福祉行動計画」の概要
- 資料 3 条例、アンケート調査概要 等

資料 1 会議経過及び「福祉21茅野専門部会」からの報告書 (部会員名簿含む)

第2次福祉21ビーンズプランを策定するにあたり、市民プランの保健医療福祉分野に係る施策と第1次プランの検証・課題との整合を図り、さらに10年後の茅野市を構想していただくため、分野別ネットワーク「茅野市の21世紀の福祉を創る会（福祉21茅野）」では各専門部会を設置し、それぞれの部会で専門分野について重点的に議論を重ねていただきました。

その結果としてまとめられたものを、各専門部会で「報告書」という形にいただきました。

ここでは、地域福祉審議会、福祉21茅野円卓会議及び地域との意見交換会の会議経過と名簿、また以下の順序で、各専門部会の報告書及び部会員名簿を掲載しました。

- 障害福祉部会
- 高齢者保健福祉部会
- 認知症部会
- 子育て・親育ち部会
- 福祉教育・学習部会
- ボランティア・市民活動部会
- 福祉移送を考える会
- 多文化共生部会
- 健康・検診部会
- 災害時住民支えあい部会
- 権利擁護検討部会
- 情報提供推進部会
- 職員プロジェクト

策定経過

- ・第2次福祉21ビーンズプランの内容に関しては、福祉21茅野が主に検討しました。
- ・各専門部会は、それぞれ個別の課題について、第1次プランの検証と評価、課題の抽出と、これからの推進方策について意見交換し、第2次プランへの提言として、部会からの報告書をまとめました。
- ・円卓会議では、各専門部会からの報告書の内容を受けて、総論部分の検討を進め、全体の構成や本文の内容について協議しました。
- ・第2次プランの大きなテーマが「より身近な地域での地域福祉の推進」であることから、各地区等で策定していただきました地域福祉行動計画の推進と合わせて、福祉21ビーンズプランの推進に関する意見交換会を持ち、議論を深めてきました。

茅野市地域福祉審議会

| | | |
|-----|--------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成22年 8月 6日 | 「茅野市食育推進計画」諮問・答申 |
| 第2回 | 平成22年 9月 14日 | 「第2次茅野市こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)」諮問・答申 |
| 第3回 | 平成23年 2月 22日 | 「第2次福祉21ビーンズプラン(茅野市地域福祉計画)」策定中間報告 |
| 第4回 | 平成23年 4月 7日 | 「第2次福祉21ビーンズプラン(茅野市地域福祉計画)」諮問・答申 |

やらざあ100人衆

| | |
|---------------------------|--------------------|
| 平成21年5月16日茅野市役所8階大ホールにて開催 | ・新体制による福祉21茅野のスタート |
|---------------------------|--------------------|

円卓会議・第2次福祉21ビーンズプラン策定のための意見交換会

| | | |
|-------|---------------|--|
| 第1回 | 平成21年 5月 16日 | ・新、正副代表幹事および、福祉21茅野の新体制について承認 |
| 第2回 | 平成21年 7月 10日 | ・第2次福祉21ビーンズプランの策定スケジュールの確認 ・専門部会で検討する内容の確認 |
| 第3回 | 平成21年 11月 30日 | ・専門部会での検討状況の報告 |
| 意見交換会 | 平成22年 1月 8日 | ・「第2次福祉21ビーンズプラン」と「地域福祉行動計画」の策定について、福祉21茅野円卓会議のメンバーと、各地区の地域福祉行動計画策定委員による意見交換 |
| 第4回 | 平成22年 1月 12日 | ・大橋行政アドバイザーを交えての意見交換 |
| 意見交換会 | 平成22年 3月 16日 | ・「第2次福祉21ビーンズプラン」と「地域福祉行動計画」の策定について、福祉21茅野円卓会議のメンバーと、各地区の地域福祉行動計画策定委員による意見交換 |
| 第5回 | 平成22年 4月 26日 | ・ケアマネジメント職員プロジェクトからの報告 ・第2次プラン総論部分の検討 |
| 第6回 | 平成22年 7月 28日 | ・専門部会からの報告 ・第2次プラン総論部分の検討 |
| 意見交換会 | 平成22年 8月 20日 | ・「第2次福祉21ビーンズプラン」と「地域福祉行動計画」の策定について、福祉21茅野円卓会議のメンバーと、各地区の地域福祉行動計画策定委員による意見交換 |
| 第7回 | 平成22年 10月 4日 | ・市民プランの進行管理 |
| 第8回 | 平成22年 12月 2日 | ・第2次プラン(素々案)の内容検討 |
| 第9回 | 平成22年 12月 15日 | ・第2次プラン(素々案)の内容検討 |
| 第10回 | 平成23年 1月 7日 | ・第2次プラン(素々案)の内容検討 |
| 意見交換会 | 平成23年 1月 21日 | ・「第2次福祉21ビーンズプラン」と「地域福祉行動計画」の策定について、福祉21茅野円卓会議のメンバーと、各地区の地域福祉行動計画策定委員による意見交換 |
| 第11回 | 平成23年 3月 31日 | ・第2次プラン(案)の確認 |
| 意見交換会 | 平成23年 4月 4日 | ・第2次プラン(案)の確認 |

障害福祉部会からの報告

障害福祉部会は「茅野市障害者自立支援協議会」としての機能も兼ね、「茅野市障害者保健福祉計画」（平成19年～平成23年）の進行管理と、茅野市にお住まいの障害者に必要な、障害者施策の推進や具体的な課題の検討等を行ってきました。

「茅野市障害者保健福祉計画」は、福祉21ビーンズプラン（茅野市地域福祉計画）や茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）との整合性を図りながら実施されていますが、平成24年度以降の新たな計画策定にあたっては、国の動向を注視しながら柔軟に対応することが必要になります。それに加え、障害者の生活実態を捉え、より具体的な計画を策定するために、アンケートやヒアリング調査等を丁寧実施し、障害者自身だけでなく障害者を支える家族や事業所だけでなく、これからは地域の声やニーズ等にも目を向ける必要があると考えています。

障害者自立支援法の施行以来、障害者の生活環境は大きく変化しました。支援やサービス提供のあり方も従来のような障害別等級別の縦割的ではなく、発達障害を含むすべての障害に対して、個々の生活のしづらさに着目した支援へと転換してきています。また、サービス提供の主体が市町村に移ったことで、より地域の実情に合ったサービスの創設が期待されています。

地域の中で、その人らしく自立した生活を送るためには、地域の基盤整備だけでなく、適切なケアマネジメントの提供や地域住民の福祉意識の醸成が必要です。今後は、保健福祉サービスセンターを拠点とする包括的な支援システムの定着とともに、グループホーム、就労場所、地域活動支援センター等、自己実現と社会参加の場が充実することが望まれます。そのためには、公的サービスだけでなく、NPO法人や地元企業、ボランティアといった地域資源など、これまで福祉事業に関わりがなかった団体や組織、コミュニティに対しても積極的に情報提供し、基盤整備を支援する必要があります。

ビーンズプランと共に歩んできた障害者福祉の10年は、常に高齢者福祉に追随する形で推進されてきました。これからの10年は、住み慣れた自宅で、地域の中で、普通に当たり前に暮らしたいと願う障害者の思いとともに、地域に根差した福祉が障害者の分野を中心に展開し、高齢者福祉を後押しする形で推進されていくことを願っています。そこには、障害者が一方的な「福祉の受け手」ではなく「地域福祉の担い手」として地域の活動に参加したいという願いがあります。この願いを具現化するために、地域の中でお互いに知り合いあえる機会を多くつくること、現在各地区で策定されている地域福祉行動計画の推進に参画し、地域に暮らす様々な人がつながる仕組みの一翼を担うことが必要であると考えます。市民プランの理念である「お互いに支え合い、その人らしく暮らせるまちづくり」が進み、住み慣れた地域の中に一人ひとりの居心地のいい場所が出来るためにも、これからの10年は、障害者自身からアクションを起こす必要があると考えます。

●障害福祉部会が整理した課題

1) 生涯にわたった支援について

- ①個別計画との整合性を図りながら、生涯を通じて一貫した支援のできる体制の確立
そのために、現在検討中の「※1どんぐりカード」が整備され、支援に必要なツールとして活用されることが望まれる。
- ②障害者の年代別の課題と支援について
・特に障害者の高齢化というものに着目し研究していく必要がある

- ⇒ 健常な人が高齢になって障害者となった場合と、先天性障害者や比較的若くして障害者となった場合の、経済的、家庭的な環境の違いを踏まえた支援のあり方等。
- ・ 0歳から 18歳までの支援は、どんぐりカードを活用しながら、保健・医療・福祉・保育・教育の分野での支援を継続的横断的に推進していく体制の整備が必要。
- ・ 18歳以降の支援については、どんぐりカードの継続的な活用を視野に入れ、支援者の連携が途切れることのないような体制の整備が必要。

2) 茅野市独自のサービスの検討、開発

- ①保健福祉サービスセンターを拠点とした、個別支援の体制強化と支援内容の充実
- ②日中活動を中心とした、福祉サービスのニーズ調査、検討及び開発
- ③特に、就労支援、働く場所と機会の提供についてのニーズ調査、検討及び開発が必要
- ④その他のサービスについては『諏訪圏域ビジョン』を軸に整備を進める

3) 地域とのかかわり、つながりについて

- ①小地域での福祉活動の促進のため、地域での福祉ニーズ調査、意識調査などを検討する
- ②福祉系事業所と地域（地区）との協働の提案
 - 地区コミュニティ運営協議会への参画し、地域の福祉課題や、個人、事業所等が地域の福祉活動の担い手となるような提案及び働きかけを検討する
 - ⇒地域の「※²福祉マップ」等の作成など、協働して取り組める作業の提案等
- ③地区の地域福祉計画の策定・推進への参加を地区コミュニティ運営協議会へ働きかけ

4) 障害福祉意識の醸成について

「福祉の受け手」から、「地域福祉の担い手」「地域の仲間」へという意識改革の推進

- ①住民参加型・体験型の福祉教育をすすめる
 - ⇒地域の「福祉マップ」の作成等に取り組むなど体験を取り入れた活動の推進
- ③福祉教育の内容の再考
 - ⇒教育機関における福祉教育や地域での福祉教育が、効果的かつ継続的な活動となるように見直しをするとともに、実際の活動についての提案などを行う
- ②障害者差別の根絶に向けた取り組みの推進
 - ⇒障害者の差別禁止に関する法律・条例等の整備の動向を注視し、必要な情報提供や基盤整備を進める

5) 情報の収集と発信について

- ①情報の収集、発信機関の整備と充実
 - ⇒障害別、個別ニーズに合わせた情報の収集と発信を促進する
- ②情報の利用におけるバリアフリー化を促進する
 - ⇒ニーズ合った情報を、受け取り手がわかりやすい形で発信する必要がある
- ③防災に関する情報や災害時の情報伝達についての早急な整備
 - ⇒情報のバリアフリー化と、災害時要援護者支え合いマップ（助け合いお互いさまっぷ）の活用等、地域住民の協力支援等の検討
- ④福祉21茅野の各部会と連携し、横断的な情報交換ができる体制をつくる

6) 実態調査・ニーズ把握

①障害者保健福祉計画策定に向けた、実態調査及びアンケートの実施（平成 23 年度予定）

アンケート内容については下記のような項目を取り入れながら、障害者保健福祉部会で検討したい

- ・ 当事者、家族対象 …… 実態調査、福祉サービスのニーズ調査、福祉意識調査等
- ・ 事業所へのアンケート… 福祉サービスの実態調査、地域の福祉活動に対する意識調査等
- ・ その他の内容 …… 障害別、世代別のニーズ、地区での取り組み例や、提案、課題の解決方法など具体的な内容について データや意見が収集できる内容

②アンケート、ヒアリング等による実態調査・意識調査は丁寧に実施し、さまざまな声が具体的な施策に結びつくような仕組みづくりも検討する

-
- 1) 「どんぐりカード」: 医療、保健、保育、教育、福祉を継続的横断的に支援していく体制を進めるために、出生時からの情報を一元的に記録・管理するものとして、茅野市で考案中。
 - ※ 2) 「福祉マップ」: 障害者・高齢者等が外出等される際に役立つ、障害者に配慮した施設・店舗等のマップ・リスト
 - ※ 3) 「諏訪圏域ビジョン」: 障害者の支援に必要なサービスや施設整備等の基盤整備を計画的に推進するため、諏訪圏域（茅野市、岡谷市、諏訪市、富士見町、原村）で策定する障害福祉計画。諏訪地域障害者自立支援協議会が策定。

高齢者保健福祉部会からの報告

* 検討の方向

・高齢化社会の到来は、単に介護の問題だけでなく、年金など社会保障の問題に大きな影響を与え、医療崩壊、介護崩壊という言葉も生まれました。今、世の中の流れは高齢者の問題とともにあると言っても過言ではありません。

高齢者の政策や施策については、市民プランを始め、ビーンズプランや高齢者保健福祉計画、または介護保険事業計画など個別な具体的計画が策定されています。それらの計画が具現化されるために、優先的に取り組むべき課題や、どんな取り組みが必要かを検討しました。

* 検証と課題

一人暮らしの認知症高齢者、老々介護、介護放棄などのように、高齢者の支援に関しては深刻化した課題が増加しています。高齢者を支える仕組みには、介護保険という大きな制度がありますが、介護保険のサービスだけでは多様化する個別ニーズの全てに対応することはできませんし、自然に増加していく高齢者に対して、今と同じ水準のサービスを維持できるかどうか保証がありません。単純に施設や介護サービスの量を増やすことは、介護保険料やサービス利用時の自己負担額の増額などにつながることを含め、茅野市の現状を広く知ってもらい、高齢化に関する問題を、市民全体で考えていく必要があります。そのためには、継続して、必要な情報をわかりやすく提供することが必要です。

また、高齢者へのサービスは、高齢者の尊厳を保持し可能な限りの自立支援を目指した形で提供されることが理想です。介護者の負担軽減だけでなく、本人の希望を踏まえ自立を促すケアマネジメントが要求されます。さらに、認知症などにより判断能力が低下した方への権利擁護は不可欠であり、一人暮らしの高齢者を狙った詐欺や、虐待などを防止するシステムは早急に整備される必要があります。また、ケアマネジメントを行う上で、権利擁護に対する視点や知識は欠かさないものですので、権利擁護に関する研修や学習は継続的に取り組んでいく必要があります。

一方で、高齢化を元気で時間のある世代の人口が増えると捉え、高齢者の豊富な経験や知識、技能を地域社会に還元し、次世代に受け継ぐ取り組みを積極的に進めることは、豊かな地域づくりにつながると考えます。特に、高齢者の就労機会につながる取り組みは、生きがいでだけでなく新たな産業を生む可能性も秘めています。超高齢化社会に向かって進んでいく中、元気高齢者のための施策に取り組むことは、まちづくりにつながる取り組みであると考えます。

第4期高齢者保健福祉計画でも元気高齢者の施策や支援について取り上げていますが、様々な施策の具現化のためには、十分な情報提供とともに、元気高齢者の生活実態や意識等を把握することが必要であると考えます。

● 部会でいただいた意見等

介護が必要な高齢者に対する取り組みについて

1) 福祉サービスに関すること

◎介護保険を軸に施設整備やサービスの基盤整備が進んだことと、諏訪広域連合の介護保険料が比較的低い金額で押さえられていることは評価できる。ただし、今後高齢者の数が増加することを考えると、現状を維持するためには予防に対する取り組みが一層必要になる。

◎家庭介護者に対する施策がもっと充実することを望む。ただしお金がもらえるから家で看るとなるのは本末転倒。

- ◎今のケアマネの立場はどちらかと言えば介護者側にある。介護者の負担軽減のためにサービスを利用するのではなく、本人自身のためのケアマネジメントができることが理想。
- ◎介護サービスが充実したことで「介護」が家庭から社会へ移り、労働としての負担は減ったが、一方で、親を大切にしたい気持ちや家族の絆が希薄になったように感じる。何でも介護保険で解決しようとせず、出来るなら家で暮らしたいという高齢者の気持ちを踏まえたサービスの提供が必要ではないか。高齢者が地域で幸せに暮らすために、元気高齢者が何か取り組めることを提案していく必要があるのではないか。
- ◎今 80 歳以上の高齢者は我慢強いが、これからの高齢者は自己主張が強くなるだろう。そうなれば、今以上に利用者本位のサービス提供が求められるようになる。
- ◎介護の仕事に携わる人がなかなか増えない。将来、介護施設などの介護員になってくれる人がいるのか不安。

2) 権利擁護に関すること

- ◎高齢者虐待防止マニュアルを早急に整備し、早期発見と虐待防止につながるネットワークの構築が望まれる。ネットワークの中心となるのは保健福祉サービスセンターであり、マニュアルに基づいた虐待への対応は市内で高齢者支援に関わる全ての職員に対して研修を実施する必要がある。
- ◎虐待の原因について分析し、予防に関する取り組みや関わり方等について研究する必要がある。
- ◎社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の利用者が増加している。中には成年後見が必要な状態の方も多く、適切な対応が必要である。

3) 保健福祉サービスセンター（地域包括支援センター）に関すること

- ◎地域での認知度はまだまだ低い。さらに、PRが必要ではないか。
- ◎保健福祉サービスセンターが地域の交流拠点として利用され、地域の社会資源をつなぐ場所となることが望ましい。
- ◎地域包括支援センターとしての役割は、今後ますます期待される。フォーマルサービスとインフォーマルサービスを継ぎ目なく提供するようなコーディネーターの設置も検討してほしい。
- ◎介護予防に関する要支援のケアマネジメントを包括支援センターで担うことになり、特定高齢者の把握等、保健福祉サービスセンターの業務量が増えた。そのため本来の保健福祉サービスセンターの事業に手が回らない。

元気高齢者に対する取り組みについて

1) 健康づくり

* 保健指導員の活動の促進

- ◎健康づくりに関しては、より身近な地域での取り組みが望まれている。特に、保健指導員による身近で地道な啓発活動は、地域の中に健康づくりの機運を高め、介護予防や疾病を予防するだけでなく、医療費の高騰抑止にもつながることが実証されていることから、保健指導員が地域の中で活躍できる仕組みを作る必要がある。
- ◎介護予防の最終的な目標は自力で元気に過ごすことだが、実際には、サービスを使い始めれば終わることはない。地域の中の身近な場所に集まれるところがあれば、介護予防の幅がもっと広がる。

2) 高齢者の生きがい活動、社会参加

* ボランティア・地域での活動

- ◎福祉のために使える財源には限りがある。もっとアイデアを出し合い、ボランティアの力が生かせるようになれば、地域活動も変わっていく可能性はある。
- ◎高齢者クラブにも出られず友達との交流も減り、活動が減って家に閉じこもりがちな高齢者が多くいる。そんな時、地域に気軽に集まれる場所があればいい。
- ◎地区の行事等に男性は出て来ない。男性も気軽に出かけられる催しがあればいい。
- ◎公民館など、身近な場所を使ったミニデイサービスなどが介護予防に効果的なのではないか。以前にモデル事業で実施したような取組をもう一度検討してはどうか。

* 老人福祉センター塩壺の湯

- ◎温泉が利用できる元気高齢者の拠点として、大勢が利用している施設だが、老朽化も進んでいる。多目的で使い勝手の良い施設としての整備が望まれる。

* その他

- ◎長野県の医療費や平均寿命は全国1位ではなくなったもののトップクラスにあり、その中でも茅野市は医療費が低いだけでなく出生率もいい。
- ◎長野県は、保健指導員と食生活改善推進協議会が両輪になって予防活動に取り組んできた。だが、昔からのやり方が今の時代に合っているかどうかは検証が必要。
- ◎生活圏の5つの階層の呼び方について、2層～5層という呼称はわかりにくいので、国の提案している「広域福祉圏」「基本福祉圏」「小域福祉圏」「日常生活圏」「個人・家庭」という5つの呼び方に変えてはどうか。

* これからの高齢保健福祉部会の取り組みについて

今後、高齢者保健福祉部会では、平成23年度に策定される第5期茅野市高齢者保健福祉計画について検討していきます。計画の策定に当たっては、基礎資料となる高齢者の実態調査及びアンケートを実施しますが、今回の部会の検討の中から出た意見を取り入れて、60歳～70歳代の元気高齢者の生活実態を知る必要があると考えています。高齢者がどのように時間を使い、どういうことに興味があるのか、就労や市民活動に関する元気高齢者のニーズを把握するだけでなく、地域活動に関するアイデアなどについても広く聞きとり、第5期の計画では、元気高齢者が地域で活躍できるための具体的な活動や必要なシステムについても検討できればよいと考えています。

また、高齢化と高齢者に関する課題や茅野市の現状などを、実態調査やアンケートの結果を含めて分かりやすい形で発信し、市民の皆さんに広く知っていただくための取り組みを実施する必要があると考えます。

さらに、介護保険のサービス等に関しても、同じくH23年に諏訪広域連合が策定する第4期介護保険事業計画について必要な提言を行っていきます。

認知症部会からの報告書

80歳代には4人に1人が何らかの認知症があると言われている。今後さらに高齢者が増加していけば、おのずと認知症の方も増加していくことは間違いがない事実である。認知症の方のケアの問題は今後の超高齢化社会の福祉施策の中においても最も重要な課題の一つと言っても過言ではない。

認知症部会では、第2次ビーンズプランの策定に向け、平成21年7月から平成22年3月まで8回に渡って議論してきた。認知症になっても可能な限り住み慣れた所でその人らしい人生が送れるように、第1次ビーンズプランの後期計画を検証する中で、今後の茅野市の福祉施策に反映すべく幾つかの提言を行いたい。

なお、市民プランとの整合性を考え、4つの課題ごとに提言を行った。

1 理解・予防と早期発見

〈認知症の理解〉

最近では、認知症が珍しい病気ではなく誰にでも起こりうる病気であり、身近な病気としてとらえる人も多くなっている。また介護保険サービスが始まったことで、認知症に対する理解が広まってきた。しかし、認知症をテーマにした勉強会や学習会も、高齢者クラブや保健補導委員の単位で増えてきたものの、地域住民への浸透は十分とは言えない状況である。今後も様々な団体、地域、施設に対し、多様なアプローチで理解を深めるための活動が必要である。

- 1) 民生委員、高齢者クラブ、保健補導委員会、福祉推進員などの研修会、いきいきサロンのボランティア、消防団など、さまざまな地域の団体に啓発していく。
- 2) 全く関心のない人や、銀行の窓口やスーパーのレジ係等業務として関わる可能性のある人への啓発が必要である。
- 3) 子どもも含めた若い人たちへの働きかけも必要である。
- 4) 単なる勉強会や講演会よりも劇や映像の方が効果的で記憶に残りやすいので、できれば部会として啓発DVDを作成したい。
- 5) 介護サービスを提供している事業所が拠点となり、利用者の家族だけでなく、地域住民の方にも理解を深めてもらえるようなアプローチも有効。例えば、
 - ・事業所が勉強会を開催し、利用者の家族の理解を深める
 - ・デイサービス・グループホーム等で、見学機会をもうける。家族だけでなく保健補導員等の受け入れ等も考えられる。中でも、認知症グループホームは、地域密着型施設になったことで「運営推進会議」の開催が義務付けられており、区長や利用者家族らを呼んで運営状況を報告し意見交換をすることで、お互いの理解も深まってきている。

〈認知症の予防〉

アルツハイマー病に代表される多くの認知症では、その予防について未だに確実な方法は確立されていない。しかし、いくつかの経験的な手法が認知症予防に効果があるのではないかとされている。その中でも、閉じこもりや孤独を防ぎ、高齢者世帯や独居の方に声をかけるなどして、地域とつながることが認知症の予防につながると考えられる。

- 1) 介護予防事業で特定高齢者が選定され、各保健福祉サービスセンター中心に予防教室が実施されているが、現在運動機能メニューが中心になっており、閉じこもりや、認知症の予防を目的にした教室は十分には実施できていない。今後は認知症予防に焦点を当てた事業を考えていくべきである。
- 2) 「いきいきサロン」の実施状況は各地区とも開催回数が増えており、サロンへ来て人と交流することが認知症の予防につながっている。今後はサロンで脳トレを意識した手遊びを取り入れるなど、認知症予防を意識した内容を増やしていったらよいのではないかとと思われる。

《認知症の早期発見》

早期スクリーニングについては、検診という形式に馴染まないという考えがあり、今まで具体化されなかったが、今後はそんなアプローチも考えて良いのではないか。スクリーニングの結果が受診のきっかけとなることも考えられる。

- ・簡単なスクリーニングの開発が必要である
- ・スクリーニング後のフォローシステムを作る必要がある
- ・受診が難しいケースを医療機関につなげるシステムの検討が必要である

2 相談機関と医療サービスの充実

《保健福祉サービスセンター》

近隣住民、民生委員、介護サービス事業者など、相談窓口は様々であるが、その中で保健福祉サービスセンターは徐々に相談窓口として地域に定着しつつあり、様々な情報が集まるシステムが機能してきている。しかし、全体として保健福祉サービスセンターの認知度は未だ十分とはいえず、相談するところがわからない住民もまだまだ多い。

- 1) 保健福祉サービスセンターの職員は、あらゆる機会を通じて自分たちの存在を地域住民へアピールしていく努力が必要である。
- 2) 保健福祉サービスセンターは、情報を集約し、様々な支援機関と連携しながら情報を共有化していくコーディネートが期待される。

《認知症相談医》

現在、10ヶ所の市内医療機関が「認知症相談医」として登録されている。「認知症相談医」はまず認知症かどうかの判断、認知症であればどのようなタイプなのかを診断するが、困難な場合は専門機関に紹介する。また介護サービスについては保健福祉サービスセンターやケアマネジャーと連携をとる必要がある。

《諏訪中央病院》

諏訪中央病院に認知症専門医や精神科の常勤の医師を置いてほしいというのは、第1次ビーンズプランから続く提言である。認知症患者が他の疾患で入院治療が必要な場合でも、入院により周辺症状が悪化する場合があります。検査や治療行為が通常のように行いにくいことがある。そのような場合に精神科の専門医が常勤でいてくれると対処しやすくなる。医師全体が不足する中、専門医の確保は難しいが、今後も中央病院へ常勤の精神科医師を置くことについては要望していく。

《諏訪湖畔病院》

諏訪湖畔病院は諏訪二次医療圏における県の認知症疾患センターとして指定を受け対応している。診断困難ケース、周辺症状の激しいケースなどの受け入れ医療機関としての役割が、今後ますます期待される。

相談機関としては、1、サービスセンター 2、医療機関 特に諏訪中央病院や湖畔病院の機能の充実 3、家族会の機能の見直し（相談的な役割・キャラバンメイトの協力）が課題である。

3 介護サービスの充実と施設整備

《ケアマネジメントや介護サービスの質の向上》

センター方式（認知症介護研究・研修センターが研究開発した認知症のためのケアマネジメントシート）などが浸透したこともあって、認知症ケアに関わる職員の技術は10年前に比べレベルアップしてきた。また認知症に対するある程度のエビデンスやマニュアルも示されるようになり、ケアプランの立て方や問題行動についての考え方なども、本人の視点を大切にする方向に変化してきている。認知症だからといって、出来ること・出来ないことを介護者側が判断せず、いろいろな可能性を持っていることを理解し、認知症であってもひとりの人間であるということを意識することが大切である。また介護現場の対応で困ることがあった場合は、職員が1人で悩むのではなく、職場でカンファレンスを行い、悩み

を共有しケアの方針を検討することが大事である。

1) ケアカンファレンス（サービス調整会議）

ケアカンファレンスは、実施が義務付けられたこともあり会議自体の数は多くなっているが、単に義務だから開催するのではなく、本人の状態の変化によるケアプランの早急な立て直しや、本人や家族の考え方や価値観、生き方などを関係者で共有化していく必要がある。

2) ケアプラン

認知症の方のケアプランを立てる時、ケアマネジャーは特に配慮して計画を立てる必要がある。認知症の方にとっては、なじみの環境やなじみの人間関係が大事であるので、ショートステイもできるだけ同じ事業所を利用できるようにプランを立てる配慮が必要である。

3) 危険防止や抑制と人権の問題

介護施設の中には、転倒の危険のある場合等に、家族に許可を取った上で車椅子のY字ベルトやベッドの防護柵等で対応している現実があるが、誰のためのケアなのかを繰り返し意識することが大切である。その根本には介護職員の不足という原因が考えられるが、まずは職員が、抑制は絶対にやるべきではないという自覚を持った上で、なぜ異食・夜間不穏・徘徊などの行動が起こるのかを関係者全員で十分に検討していく姿勢が大切である。特に初めてのショートステイの利用者を受け入れる場合は、情報が不十分で状態を評価するのも難しいし、たとえ情報があっても初めての環境でどんな反応をされるかわからず、対応の難しさがあると思われる。認知症の方のショートステイの利用の問題は今後の課題である。

《「在宅」か「施設か」》

在宅か施設かは、ケースバイケースであり、本人の考えや家族の介護力・身体状況等によって異なる。中間的な居住形態などの選択肢も広がっており、結局は本人にとって居心地がよければ居場所にこだわる必要はないのではないと思われる。必ずしも家に居て家族に看てもらうことが幸せとは限らないケースもある。

現状では、本人が自宅に居たいことはわかっているが、介護者が先に倒れそうな時は施設に入らざるを得ない状況である。介護者を支え、本人の居たいところに居られるようにするには現在の公的サービスだけでは不十分であり、今後は地域での支え合いも必要と思われる。

《認知症専門のデイサービスや小規模多機能居宅介護施設の必要性》

認知症ケアの上では、認知症と区別せず一緒にいることで良いことが沢山あり、一概に認知症の人たちだけが集まる方がよいケアが行えるとは言えない。また小規模多機能型居宅介護施設は、ひとつの施設で複数部門のサービスが動けるということで連携がスムーズで問題解決が早いというメリットがある反面、利用者側にとっては他の事業所のサービスが使えないというデメリットがある。ただ、利用者の方に最も合った施設を選ぶとき、選択肢の一つとして茅野市にも認知症専門施設や小規模多機能型居宅介護施設がひとつくらいはあってもいいと思われる。

《緊急時の対応施設》

認知症に限らず、介護者に急に何か起きた時、とりあえず入所できる場所が欲しいという声は以前からあり、特に認知症の方の場合は、本人自身の症状が急に変化し自宅での対応が困難な場合に看てもらえる施設が欲しいという希望が強い。ケアマネジャーの間やサービス提供者会議などで何度か議論されてきたが、よい解決方法が見つからないのが現状である。実際に認知症で周辺症状の強い方は他の利用者への影響もあり施設の受け入れは難しいといわれる。今後も検討を続け、何らかの対策を考える必要がある。

1) 茅野市ふれあい保健福祉事業のメニュー（茅野市単独事業）に、在宅介護者緊急時支援事業（普段利用している通所施設に臨時的に宿泊できる）という制度があるが、実際の利用はない。制度自体が十分周知されていない可能性もあり、今後は利用しやすい形にしていく必要がある。

2) 市内の施設が協力し、常に緊急用の1床を確保するという案もあったが実際には難しい。できれば、

ケアマネジャーが相談するときの順番くらいは決めておけたらいい。

- 3) 緊急時の受け入れには人材確保の問題があり、特に夜のスタッフの確保など人手の問題が大きい。介護保険報酬の範囲で実施するのは難しく、特別な公的事业として人を入れていく必要がある。
- 4) 例えば、「緊急ホームヘルパー」のようなサービスを使って自宅で看る方法も考えられる。介護員や看護師の経験のある方の人材バンクを作り、登録制で必要な時にお願いするような形が考えられるが、やはり介護保険給付の枠内では難しく、何らかの公的援助が必要と思われる。

4 地域での見守りや支えあいの強化について

《見守りや支えあいが必要な方》

- 1) フォーマルサービスが利用できず、本人にも介護者にも他に話し相手や相談相手がいない場合
- 2) 介護認定で非該当になった場合や、介護サービスを使うまでに至らないケースなど
- 3) 見守りのニーズが高いのは、認知症の中でも、活動的で近所とのトラブルを起こしてしまう恐れのある人たちなどである。

《見守りや支えあいの方法》

- 1) 自宅で暮らす認知症の方と関わりのある隣近所の人が集まって、勉強会を開催する。社協の生活支援係がコーディネートし、民生委員・福祉推進委員・ふれあいサポーター・認知症サポーターなどがキーパーソンとなって実施できればよい。認知症の方と接するときの心構えや配慮を勉強し、日常的に関わる人たちがある程度同じ方法で接していただくことが、より良い支援につながる。
- 2) 家族と同居の場合は、まず家族が協力を求めてくれることが重要。そのためには家族の同意や理解が必要であり、家族への働きかけはサービスセンターの職員や、家族と信頼関係の出来ているキーパーソンを介して行なうのが良いのではないかとと思われる。

《認知症サポーターやキャラバンメイト》

- 1) 認知症サポーターやキャラバンメイトについては、存在の認知度が低く、活用もほとんどされていない。今後の活用が期待される。
- 2) 平成 20 年度までの茅野市のキャラバンメイトは 18 名。平成 21 年度の研修でさらに 22 名増えた。サポーターについては現在 18 名だが、平成 21 年度中に 60 名に増やす予定。今後も各サービスセンターが中心になって行政区、自治会、学校、ボランティア、補導員、民生委員、高齢者クラブ、など広く声掛けして研修会を開いていきたい。
- 4) 認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、近所のサポート役として認知症をあたたく見守る人。その他にも認知症の家族と旅行する場合のサポーターボランティアや、温泉で、浴室の中まで付き添えるサポーターがいてくれたらありがたい。現在の認知症サポーターは個人登録していないが、意識があって活動してくれる方は、本人の同意を得てサービスセンターに名前を登録させてもらい、社協で登録しているふれあいサポーターと同様に地域の中での見守りに協力してもらおう形を作っていければ良いと思われる。

《福祉推進委員》

- 1) 現状では民生委員が一つの核になっているが、今後は福祉推進委員の役割が大きくなると思われる。福祉推進委員にも、認知症について知ってもらう必要がある。福祉推進委員の研修の中の一つに認知症の問題を入れていく方法が考えられる。
- 2) できれば福祉推進委員はあて職ではなく複数年やってもらいたい。3 年ぐらいやってもらわないと 1 年では根づかない。直接本人にかかわる必要はなく、人を集めたり、勉強会への参加などに声をかけてもらうなど、地域のコーディネート役になってくれればよい。地域の中に提案をしたり、バックアップする役割が期待される。

《友愛訪問》

日常生活に心配がある一人暮らしの方が対象で、特定の人が見守る制度である。認知症の方だけが対象ではないが、毎日声をかけ確認するので、軽度の認知症で一人暮らしのような方には効果的な方法と

思われる。

《ネットワーク化》

- 1) 見守りネットワークのようなものができれば家族も安心である。
- 2) 認知症の方を要援護者として保健福祉サービスセンターに報告すれば、要援護者台帳に登録されることで支えあいマップにも取り上げられ、地域での見守りができる。問題はマップの情報をどう扱うかである。まず家族に理解してもらって、隣近所に話してもいいと承知してもらうまでが難しい。
- 3) 各行政区で策定されている「地域福祉行動計画」の中に、認知症の方の支え合いを一つの課題として取り組んでもらいたい。

《認知症の高齢者を支える家族の会》

1) 現状

- ・介護保険以前の何のサービスも無いころに比べれば、その頃の家族会が担ってきた役割は薄れてきた。
- ・家族会自体に人が集まらない。今年の3月までは毎月開催していたが、今年度からは2カ月に1回ごとの開催にしていく予定。
- ・家族会は市役所の支援があつて継続している状態。工夫すれば発展もあるだろうが、それをやるにはかなりの労力と時間を必要とする。
- ・社協主催の「介護者憩いの集い」では、グループ討議で認知症の話題も出る。そのような機会を利用して家族会の紹介や参加を呼びかけているが、参加にはなかなか結びつかない。

2) 家族会の存在意義

- ・家族会は相談機能の一つとして大事な存在であり、介護者同士の気持ちの共有や理解というピアカウンセリングのような部分で、そこが一番大事。家族でなければ分からないことを共有する場があるということはよい。
- ・家族会によって「私だけではないんだ、また頑張ろう」という気持ちになれる。自分の気持ちを誰かに定期的に聴いてもらうことで、自分の気持ちを整理してまた介護に臨めるということはある。

3) 今後の方向性

- ・家族会も、これまでのような傾聴ボランティア的な活動だけでなく、積極的に何かを行うという方法があるのではないか。
- ・市民プランの主要事務事業にも認知症高齢者家族相談支援事業（ふれあい保健福祉事業）が取り上げられている。行政が事務局として「家族の会」へ支援していく必要がある。
- ・サービスセンター職員が、家族会の存在を広く知らしめることが大事であり、様々な施設からの情報提供もできればいい。例えば、茅野市のホームページや広報に案内を載せたりサービスセンターに家族会のリーフレットを置くことなどが考えられる。また、サービスセンター職員による介護認定調査時や、社協の生活支援係が関わったケース、あるいは介護サービス事業所で困っている人にも家族会のパンフレットを配布してもらったり、ケアマネジャーを通して誘ってもらう方法などが考えられる。
- ・家族会の運営にボランティア的に協力してくれる人材が必要である。現在介護中の家族が、家族会を運営していくことは大変であるので、介護が終わった方で家族会の核になってもらえる方を発掘するなどして、身近な場所で話をきいてもらうなどが考えられる。
- ・家族会の開催場所について工夫が必要。もっと身近な場所（サービスセンターや公民館など）で開催できたらいい地域別にサービスセンターを使って毎月開くことなどが考えられる。
- ・出席したくても介護があるので家を開けられない場合があり、そういう時に利用できる施設を考えていく必要がある。

子育て・親育ち部会報告書

1 背景

少子化や核家族化の進行、そして価値観の多様化等により社会状況が大きく変わってきています。それに伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、育児に不安や疲れを感じる親が増え、虐待の問題も増加しています。

このような中で、誕生から成人までの子どもの成長過程を家庭だけで見守るのではなく、時代に即応した新しい子育て支援が不可欠となってきています。さらには、地域の大人の意識も変えていかなければならない必要性に迫られています。

第1次ビーンズプランの策定において、この「子育て・親育ち部会」の前身である「子育て部会」では、そのような悩みや不安に応えるため「安心して楽しく喜びを持って子どもを産み育てることができまるまちづくり」、「少年少女時代を過ごせてよかったと思えるまちづくり」の考え方から、子育てに関する相談窓口、学習または情報交換の場等の機能を持たせた「子ども家庭支援センター」の設置や、子どもたちが自由に活動でき、地域のいろいろな経験を持つ大人たちと関わることができる「いつでも・誰でも・自由に使うことのできる」公園のような「児童館」の設置など多様な提言をしてきました。

2 第1次プランの現状と課題

第1次プランの10年を検証していくと、子育て部会の提言が発展し、教育問題も含めたかたちでの議論から「こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」が策定され、「子ども家庭支援センター」は「こども・家庭応援センター」として、教育と保健福祉が一体となり、子どもが生まれる前から18歳までの子育て・子育てに関して総合的な相談・支援を行う部署となり、具現化された施設としては、0歳児から3歳児の親子を対象とした「こども館 0123広場」、市内10地区に設置された「地区こども館」、そして中高校生が自ら発案し、運営をしている「CHUKOらんどテクノ」などがあげられ、市をあげて子育て・子育てに関する積極的な取り組みがされてきたといえます。

しかし、一方で、こども・家庭支援システムとして計画されていた「保健・医療・福祉・教育の連携システム」が十分に機能するには至っておらず、子どもに関連した相談窓口として設置された「こども・家庭応援センター」の役割や、総合相談窓口として市内4カ所に設置された「保健福祉サービスセンター」などの存在について市民にまだ浸透していないことや、それぞれの分野での相談・支援の機能が充実してきているのにも関わらず、互いの情報交流が不十分なため、従来の「縦割り」の体系が変わっていないことなどが課題として浮かび上がってきています。

部会の中でも、市民からは、子育てに不安を抱えていてもどこに相談に行けばいいのかわからず、情報が「欲しいときに得られない」、「欲しい人に届かない」という現状や、その窓口の職員が、自分の担当以外の分野につなげることができない現状などの課題が出されました。

当部会では、第1次プランの課題として、「総合相談窓口」機能についての市民への周知不足や、子ども・家庭支援にかかるケアマネジメント¹に対するそれぞれの施設間、または職員間の連携不足について話し合いました。

さらに、市民プランや、第2次こども・家庭応援計画の施策にも掲げられている発達障害児およびその家族への支援、経済的な問題を抱える家庭への関わり、児童虐待問題等への対応などについても、地域福祉の観点から課題を挙げました。

3 施策・提言

部会での意見を集約した結果を以下の8つの項目にまとめ、それぞれの項目での課題から、必要な施

¹ 支援が必要な方のニーズを明確にし、様々なサービスの調整等を行う援助展開の方法。

策を挙げました。

- 1 保健福祉サービスセンターとこども・家庭応援センター
- 2 発達障害の早期発見と家族への支援
- 3 児童虐待などの要保護児童への対応
- 4 助けを必要としている家庭への支援
- 5 子どもの健康づくりのための事業
- 6 ファミリーサポートセンター事業の推進
- 7 親や子どもの居場所づくりへの支援
- 8 子育て・家庭支援に関する情報の提供

1 保健福祉サービスセンターとこども・家庭応援センター

「保健福祉サービスセンター」と「こども・家庭応援センター」は、問題を抱えた人が気軽に相談できる環境を整え、ひとつの問題に対して早期の問題解決・支援ができるよう、互いに連携して情報の共有化、継承を図ってきています。

今後は、問題を抱えた子どもや家庭を取り巻く環境（家族・地域・学校など）にまで一歩踏み込んだ相談・支援をし、互いのセンターで問題を共有しながら、包括的なソーシャルワーク²を充実させてしていく必要があります。

○総合相談窓口の充実

問題を抱えた方々が利用しやすい相談窓口としていくため、施設間、または職員間の連絡調整会議を設け、それぞれの業務や役割を確実に理解していくよう資質の向上を目指し、利用者の希望する相談に対して必要な支援や担当部署、または専門部署へ速やかにつなげます。

○子育て・家庭に関するソーシャルワークの充実

保健福祉サービスセンターは、子どもや家庭が抱える問題に対して、その背景にある環境（地域や学校など）にも積極的に関わり、こども・家庭応援センターを中心とした関係する機関と情報交換をしながら、問題解決や必要な支援へつなげていきます。

2 発達障害の早期発見と家族への支援

発達障害³は、その障害特性から、従来の健診方法では気づきにくく、保育園などの集団生活の中から把握されることもあります。

今後も、母子保健法に基づく健診や、集団生活または家庭において把握されるように、福祉、保健、教育等の多様な分野が連携して、発達・発育の状況の中で早期に発見する体制を十分に整備し、必要な支援をしていくことが重要です。

○早期発見のための研修の開催

健診時や集団生活の中で、発達障害の早期発見ができるよう、職員（保育士や保健師、医療従事者等）に対して発達障害に対する知識の向上に向けた研修を開催します。

○継続的な相談・支援

健診時、または保育園・幼稚園など集団生活で子どもに障害を発見したときには、家庭（保護者）へ相談に出向き、医療機関など専門機関につなぐとともに、子どもの発達・発育に合わせた継続的な相談・支援をします。

○家庭や保護者の障害に対する理解

² 問題や悩みを抱える方の課題を明確にし、個人またはその方を取り巻く社会環境との調整を行い、解決へつなげていく援助展開の方法

³ 様々な原因によって乳児期から幼児期にかけて生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、その他言語障害、協調運動の障害など脳機能障害のこと。

家庭生活の中で、子どもからの障害のサインに気付いたときにすぐに相談へ向かえるように、家庭や保護者に対して、障害への理解を深めてもらえる機会をつくとともに、早期発見から相談につながるよう相談体制の明確化をします。

○障害児の成長を包括的な連携による支援

誕生から成人まで継続的な支援を実施するため、保健・福祉・医療機関、保育園や学校、そして家庭のそれぞれが連携し、障害をもつ子どもが安心して家庭や社会生活の中で過ごせるよう、「どんぐりカード」⁴などによる子どもの成長過程の情報を継承していく仕組みづくりを検討します。

○社会活動への参加をしやすくする取り組み

市内で開催される行事やイベントにおいて、支援が必要な子どもへ必要な配慮をしながら、個人の状態に合わせた参加ができるよう、主体となる団体等と連携していきます。

3 児童虐待などの要保護児童への対応

児童虐待は、子どもの心身の成長などに重大な影響を及ぼします。未然防止対策や、子どもが自ら保護を求めることは少ないことから、大人が気付き、児童虐待などの被害にあった子どもを見逃さず、迅速かつ適切な対応が重要です。

また、保育園や学校を中心とした要保護児童⁵への対応は、連携して子どもが抱える問題の原因を追究し、子どもを取り巻く環境（家庭や地域など）の整備への働きかけなども必要です。教育分野、保健福祉サービスセンターのソーシャルワーカーが中心となって、こども・家庭応援センターと情報を共有しながら、各種専門機関または地域と連携していくような役割を明確化していくことが必要です。

○相談窓口や通報先の明確化

市内健診、保育園や学校、身近な地域などにおいて虐待が疑われる家庭を発見したときに、こども・家庭応援センター、保健福祉サービスセンターなどに速やかに相談や通報ができるよう、虐待に関する相談窓口を明確化していきます。

○虐待防止のネットワークの充実

早期発見・早期対応につなげるため、民生児童委員などと連携し、相談窓口から、こども・家庭応援センターを中心として児童相談所、心理相談員など専門機関へつなぐなど、児童虐待を防止するためのネットワークを推進します。

○要保護児童へのソーシャルワーカーの充実

保健福祉サービスセンターのソーシャルワーカーが、保育園や家庭などにおける要保護児童への対応として、こども・家庭応援センターや児童相談所、心理相談員など専門機関と連携するとともに、子どもの状況によっては、学校や家庭環境との連絡調整ができる仕組みづくり（例えば、「スクールソーシャルワーカー」との連携）を検討します。

4 助けを必要としている家庭への支援

離婚などにより増加傾向にあるひとり親家庭や、家庭に医療的な障害者がいる場合などでは、家事・育児の負担が大きく、子育てに関することや経済的な問題など、不安を抱えているケースが少なくありません。

また、外国籍市民の家庭の中には、言葉の違いにより必要な情報を得ることや、自分の情報を的確に伝えることができないことや、文化等の違いから地域社会にとけ込めないなど、生活する上で大きな壁があるのが現状です。

⁴ 医療、保健、保育、教育、福祉を継続的横断的に支援していく体制を進めるために、出生時からの情報を一元的に記録・管理するものとして、茅野市で考案中

⁵ 保護者のいない児童や、保護者に虐待されている児童または保護者の疾病等により必要な監護を受けることができない児童など保護者に監護させることが不適当と認める児童。

このような様々な問題を抱える家庭が解決に向かえるよう、相談窓口や支援制度などの正確な情報提供をし、関係機関と連携しながら助けを必要としている家庭への支援事業などを充実させ、適切な支援をしていくことが重要です。

○経済的な問題を抱える家庭の子どもへの社会参加への支援

経済的な問題を抱える家庭やひとり親家庭の子どもが、他の子どもから孤立しないよう、社会参加の機会を増やせるような支援を検討します。

○外国籍市民への子育て支援

外国籍市民の家庭が安心して子育てができるように、市民相談員の設置を充実させるとともに、多言語で表示した検診・健診冊子などによる正確な情報提供をします。

○子育てへの経済的支援の新たな方策の検討

子育てをしていく中での一時的な経済的負担を、地域や企業などの参画による、お互いに支えあえるようなシステムについて研究していきます。

5 子どもの健康づくりのための事業

子どもたちが健やかに生まれ心身ともに健康に育ち、さらに環境に適応できるよう育てていくためには、その両親の健康状態と密接な関係があることから、子どもと親の健康づくりが必要と考えます。

茅野市では、妊婦の健康管理、妊娠や出産、育児に対する相談支援、または子育てに関する講座や体験する機会を提供していくことで、母親・父親になるための準備への支援や、子どもと親の健康の確保に努めています。今後も、健診や予防接種等において、妊娠、出産、育児において母子を中心とした家族の心身の健康づくりを行うことが重要です。

○利用者の視点に立った健診等の実施

社会環境や医療制度の変化に対応しつつ、健康管理事業などの内容について検討や見直しを行う中で、利用者のニーズに応えられる支援を実施していきます。

○妊娠期・乳幼児期からの健康づくり

すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心して行うために、健康診査や保健指導を充実させ、総合的に継続した母子の健康と育児環境整備を推進していきます。

○育児不安の軽減-

現在実施しているマタニティー相談やパパママ講座など、妊娠や出産、育児に対する不安の軽減するための相談応援体制の充実を図り、安全な出産に向けた健康管理や、子育てに関する知識・技術の習得や体験する機会の提供などを支援していきます。

○食育推進計画の推進

妊娠を期とした母親や、低出生体重児などがなりやすい生活習慣病の問題や、小中学生の肥満などの問題では、「食育」が大きく関係しています。今後は、食育推進計画を中心として、胎児期からの生活習慣病の予防を推進していきます。

○新しい予防接種などに関する広報・支援

6 ファミリーサポートセンター事業の推進

ファミリーサポートセンター事業は、地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う有償支援システムをいいます。

茅野市では、茅野市社会福祉協議会の「シャララ・ほっとサービス」事業が、ファミリーサポートセンター事業の視点も取り入れた、有償の住民参加型福祉サービスを実施していますが、子育て家庭に対する部分のサポートについては、ニーズに対応した体制が十分でないのが現状です。

今後は、行政を主体となった事業として展開し、子育て中の家庭のニーズにも応えられるファミリーサポートの体制づくりについて検討していくことが求められています。

○ファミリーサポートセンター事業の設置

茅野市の現状とニーズを把握し、新たなメニュー開発に向けた取り組みなど事業内容や運用方法を様々な角度から検討していき、現状に合ったファミリーサポートセンター事業の構築を検討していきます。

7 親や子どもの居場所づくりへの支援

子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少し、子育て家庭の孤立化にもつながることから、地域での交流の機会や場所の提供が必要とされています。

茅野市には、成長過程に合わせた「こども館」が設置され、親や子どもの居場所として、人と人との交流拠点として、または親育ちの実践の場として運営しています。

その中で、「こども館」の多くの親や子どもに利用され、さらに利用者が積極的に施設運営への参加をしていけるよう啓発を進めていくとともに、安心して子育てができるような「親育ち」につながる事業の推進、また、障害をもつ子どもの居場所についての検討が必要と考えます。

○「親育ち」を応援する事業の推進

家庭教育センターで展開している同年齢の子どもをもつ親どうしをつなぎ、自分にあった子育ての仕方を学べる「NPプログラム」⁶を推進していきます。

○障害をもつ子どもたちの居場所の確保

自宅にひきこもりがちな障害をもつ子どもなどが、安心して落ち着ける居場所の確保について研究・検討をしていきます。

8 子育て・家庭支援に関する情報の提供

「保健福祉サービスセンター」と「こども・家庭応援センター」は、関係機関と「総合相談システム」として連携する中で、子育て・家庭に関する総合相談・支援を行っていますが、その相談の場や支援制度、または子育てや家庭に関する情報が「欲しいときに得られない。」「欲しい人に届かない。」など情報提供の方法に工夫が不足しています。

安心して子育てができるための情報ニーズを把握し、必要とする相談機関と迅速に相談ができるような、わかりやすい情報と「市民に届く」方法を検討していくことが必要です。

○わかりやすく、正しい情報の発信

子どもや家庭が抱える悩みや問題に合った相談場所やコミュニケーションの場などの情報、または発達障害、児童虐待、不登校などに関して正しく理解してもらえる情報を収集・整理し、子どもから大人まで誰もが見やすく、わかりやすく正しい表現で広報誌やホームページ、掲示物などに掲載していくとともに、新たな情報発信の方策を検討していきます。

○地域や市民活動を活用した情報収集・提供

人と人がつながりをもつ地域やご近所、市民活動団体などに積極的に出向き、そこから発信される子どもや家庭が抱える問題などから相談・支援につなげることや、保健福祉サービスセンターやこども・家庭応援センターの役割や相談を受けられる場所などの情報を発信し、広く浸透させていくように努めます。

⁶ 0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象に、参加者それぞれが抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。同年齢の子どもを持ち、共通の興味や関心をもつ人々と出会うことができる安心できる場を親に提供するプログラム。

福祉教育・学習部会からの報告書

本部会は計8回の会議を経て以下の結論に達しましたので、報告いたします。

1 福祉教育・学習部会のまとめを報告するにあたって、結論から先に述べれば、次の3点である。

- (1) 「第1次福祉21ビーンズプラン（茅野市地域福祉計画）」（以下「ビーンズプラン」）並びにその「後期5か年計画」で示した理念と方向（4・5層での福祉の充実）は間違っていなかったが、その実現の具体的方法が十分に示されなかったために、結果として必ずしも満足 of いく形ではその理念が実現しなかった。
- (2) 実現のために示された方法の中心に位置するものは、「ビーンズプラン」においては「（仮称）福祉教育推進協議会」（以下「推進協議会」）、「後期5か年計画」においては「（仮称）福祉教育推進会議」（以下「推進会議」）であったが、いずれも設置されなかったため、上記のような結果となった。
- (3) したがって、上記理念の実現のために必要な現時点における最大の課題は、「推進協議会」ないし「推進会議」を現状に合った形で早急に設置し、実質的に機能させることである。

2 検証と現状

(1) 「（仮称）福祉教育推進会議（協議会）」が設置されなかった。

「ビーンズプラン」並びに「後期5か年計画」に示された基本理念《3》「ふれあい、学びあい支えあいのあふれるまち」（一部）は以下の通りである。

「子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。日頃から地域福祉を学ぶ機会を増やし、豊かな福祉観を身につけ、地域福祉の主体者としての「共に生きる力」を育みます。」（ビーンズプラン「基本理念」13頁、後期5か年計画「基本理念」10頁）

「ビーンズプラン」並びに「後期5か年計画」に示された「推進協議会」ないし「推進会議」は以下の通りに述べられている。

「幼少期から、生涯にわたって福祉教育実践の拡充と、福祉課題を学ぶ必要性が生じています。具体的には「仮称：福祉推進協議会」を設置し、家庭教育、学校教育、社会教育とも連携を図りながら、計画的・体系的に福祉教育を推進します。」（ビーンズプラン「総論」30頁、後期5か年計画「構造」28頁、ただし後者においては「仮称：福祉教育推進会議」）

さらに、「推進協議会」は社会福祉協議会が設置することとされている。

「学校や教育委員会と連携・協働し、社協（地域）の実施する福祉教育・ボランティア学習の意義・ねらいについて共通認識をつくる場として、福祉教育推進協議会（仮）の設置をする。」（茅野市社会福祉協議会「茅野市地域福祉活動計画（後期計画）」30頁）

しかし、上記1の(2)で述べたように、「推進協議会」ないし「推進会議」は設置されることはなかった。

ただし、それがめざす個別的な事業は部分的にはあるが行われた。

例えば、小学校・中学校・高等学校における福祉教育に社会福祉協議会が「出前福祉教室」として協力してきた。また社会福祉協議会が地域においても地区や行政区単位で「出前福祉講座」を実施してきた。

現状としては、「推進」の主体となるべき「推進協議会」ないし「推進会議」そのものが設置されなかったため、「家庭教育、学校教育、社会教育とも連携を図りながら、計画的・体系的に福祉教育を推進し」たとはいえない。

(2) 「重点施策」が十分展開できなかった。

「5か年計画」に示された重点施策の4「地域コミュニティによる地域福祉の増進」（一部）は次の通りである。

「4・5層での地域福祉を推進していくためには、住民主体の活動を推進するだけでなく、学習活動や啓発・広報活動が同時に行われなければなりません。公民館などの活動に地域福祉を計画的体系的に取り入れていく必要があります。」

さらに、市民のなかで地域福祉についての意識を高め、活動につながるような学習活動を展開していくことが基盤になります。子どものときから福祉教育を生涯学習の視点で体系的に進めていくことが必要になります。」

しかし、公民館をはじめ、生涯学習の視点での様々な活動が十分行われたとはいえず、したがって4・5層における福祉の推進が十分展開できなかったというのが現状である。

また、学校での福祉教育への取り組みも、カリキュラムとの関係などで十分とはいえない。

(3) 総合的に見て、地域の福祉力・教育力が低下してきていると思われる。

3 問題点と課題

「ビーンズプラン」が示す「推進協議会」の「構成員（案）」（ビーンズプラン「提案」211頁）は「学習企画課、学校教育課、パートナーシップのまちづくり推進室、児童課、福祉課、家庭教育センター、公民館、小中学校、市民、民生児童委員、社協各職員」であり、これは「推進協議会」を2層に設置することを前提としていた。つまり、行政の職員が中心となって進めていく会をつくろうとした。

しかし、「4・5層での地域福祉」を活性化させ、市民の福祉意識を高めるためには、2層ではなく、また4・5層でもなく、2・3・4・5層が縦断的かつ横断的にかかわるような場を設けることが課題である。

4 結論

「（仮称）生涯福祉学習推進会議」を早急に設置し、各種課題に取り組むべきである。当会議は次のような性格のものとする。

(1) 本会議の名称

「子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶこと」（基本理念）、「幼少期から、生涯にわたって福祉教育実践の拡充と、福祉課題を学ぶ必要性」（推進会議の目的）「子どものときから福祉教育を生涯学習の視点で体系的に進めていくこと」（重点施策）とあるように、当会議は就学前・就学中・就学後にわたり、すなわち生涯にわたり福祉の学習をしながら、福祉の視点でまちづくり・ひとづくりを推し進めることを目的とする。

したがって、「推進協議会」ないし「推進会議」の名称を改め、名称を「（仮称）生涯福祉学習推進会議」とする。（なお、「生涯福祉学習」の考え方は、「生涯学習」の視点で学校教育におけるいわゆる「福祉教育」を含むものとする。）

(2) 本会議の位置づけと目的

【位置づけ】

- ① 「（仮称）生涯福祉学習推進会議」は「生活圏の5つの階層」ととらわれず、それを超えて縦断的かつ横断的に機能するものとする。
- ② パートナーシップのまちづくりの精神にもとづいて市民と行政との協働の場とする。

【目的】

本会議は、組織や団体を代表することなく立場を超えて自由に問題や課題を出し合い、知恵を出し合う場とする。

○社会の変化（子どもを取り巻く状況、地域、学校 および一人ひとりの意識の変化）

- ・子どもを外で遊ばせない親。子どもが外で自由に遊べない治安状況。
- ・「ガキ大将」と呼ばれた子どもたちのリーダーが消滅し、子ども社会も変化している。
- ・知らない人とは話をしてはいけない（あいさつをしない）と教える大人、学校。
- ・地域の行事やお祭りは、子どもの主体性よりも子どもの安全を重んじるようになった。（子どもは参加するだけ）
- ・福祉や、福祉活動、地域活動に対する無関心、誤解、偏見、中傷などが未だに残っている。

○地域における福祉教育・学習（福祉教育につながる活動）

【子供に関する課題】

- ・「ガキ大将」の存在によって子どもたちが遊びの中から受け継いできた、自主性、秩序役割、上下関係などが失われてしまった。
- ・子どもの安全性を重視するあまり、大人が子どもたちの自主性を奪うことになってはいないか。

【大人に関する課題】

- ・ボランティア活動の担い手が減少している。
- ・団塊の世代を活動に取り込みたい。
- ・地域固有の社会教育の組織（集団）が衰退した。
- ・ボランティア、子育てなど地域にある様々な活動が結びついていない。（地域の活動が発展しない）

○学校における福祉教育・学習（福祉教育につながる活動）

- ・福祉に関する学習は、実際の体験や当事者との交流なども交え行われている。
- ・既存のカリキュラムがあり、新たな取り組みを受け入れてもらうことが難しい。

○公民館・社会教育

- ・地域の公民館活動に社会教育の専門職がある程度長くいてもらいたい。
- ・公民館の学習部会などは、福祉の視点を入れて活動してもらいたい。

○次世代育成・福祉意識の醸成

- ・こどもは地域づくりのキーパーソンとなっていく。
- ・こどもたちの力を引き出せる場面や機会づくりが必要。
- ・いくつかの団体の横のつながりを作ることが必要。

○地域活動の継続と活性化

- ・活動の担い手が減少している。役員の引き受け手がない。
- ・活動の継続が担保できない。
- ・活動を継続できているのは、リーダーがいること、参加の強制をしないこと、四角四面な活動をしないことによる。

○検討課題（視点）

- ・地域づくり
- ・子どもと地域のかかわり
- ・世代間交流（子どもと高齢者、親世代と高齢者層）
- ・地域の教育集団（教育組織）の衰退
- ・地域活動の推進と継続
- ・公民館活動との連携
- ・学校と地域の連携（学校開放）
- ・地域と企業のかかわり

以上

ボランティア・市民活動部会の報告書

身近な地域での福祉向上と それを支える主体的なボランティア・市民活動推進のために

ボランティア・市民活動部会では、「茅野市ボランティア・市民活動センター強化プラン」に基づき、地域を基盤とする福祉にかかわるボランティア・市民活動の推進について検討を重ねてきました。

地区や行政区の中でのボランティア・市民活動について「強化プラン」では、「身近な地域とボランティア・市民活動センターの関係」の項で触れてきましたが、小地域福祉の推進のため、より具体的な達成目標を以下に報告します。

【地区・行政区の中で福祉にかかわるボランティア活動者の現状】

今日、身近な地域での福祉の向上には、ボランティア・市民活動は不可欠であり、その必要度は年を追う毎に増しつつある。しかし、地区・行政区の中でボランティア活動者は、さまざまな問題を感じながら活動を続けている。

〈地区・行政区の中で活動するボランティアの声〉

- ・新しいボランティアのなり手が増えない。(少ない～いない)
- ・若い人たちの参加が少ない。
- ・今活動しているボランティアが高齢化して、活動がマンネリ化・停滞化しつつある。
- ・役員のなり手がいない(「役員をやられるなら、ボランティアをやめる」)。
- ・ボランティア活動に、地域団体や住民は無関心で理解がなく、認知度も低い。
(「物好き」の見方をされ、だんだん張り合いがなくなってくる)
- ・趣味的、小遣い稼ぎ的、行政委嘱的な活動は比較的多いものの福祉ボランティアは担い手が少ない。
- ・地区・行政区単位では福祉意識が低く、福祉活動のリーダー的人材は非常に少ない。
- ・団体の役員は、ほとんどが充て職で1～2年で交代する。
- ・障がい者や認知症にかかわるボランティアは、専門知識が必要となり活動に限界があったり、身近な地域の中では「近すぎる・知られたくない」などプライバシーの問題も出てきたりする。

上記は、日常の活動の中でボランティアが感じた現状の一部である。これらの中には活動者や活動団体自体の問題もあるが、それ以上に地域福祉に対する住民の意識の問題、地域組織の中に福祉の視点を取り入れることの困難さが現れている。

【地区・行政区におけるボランティア・市民活動の推進を目指して】

以下に示すものを「達成目標」とし、ボランティア・市民活動の推進を通して身近な小地域福祉の向上を目指すものとする(ただし、これらは、一つ一つが単独ではなく、すべてが関連しあい結びついているという総合的な視点で実行していく)。

目標1 地域におけるボランティア・福祉意識の醸成

一般に「ボランティア」という言葉の認知度はあがっているが、身近な地域の中では「活動に対して理解が得られない」「意識はあるが活動への参加が得られない」などの現状がある。

(1) 地域の中にある既存の組織・団体の活動の中に、さらに「福祉の視点」を取り込む

- 〈例〉 高齢者クラブによる子育て支援
- 消防団による独り暮らし高齢者宅の雪かき
- 地区公民館・分館による高齢者や障がい者も参加できる行事(運動会)の開催 など

(2) 地域の中に「学びの場」を持つ

- 〈例〉 地区公民館・分館による福祉体験学習、ボランティア体験などの開催

- (3) 地域におけるボランティア・市民活動の認知と評価を上げる仕掛けづくりと実践
 - ボランティア・市民活動が格好良いと思える仕掛けづくり
 - ボランティアの社会的地位や身分を向上させていく仕掛けづくり
 - さまざまな情報の手段を使って、活動を地域の人々に知らせていく
- (4) 学校において福祉教育と親子参加の福祉教育を行うことを支援する

目標2 ボランティア・市民活動に参加しやすい環境づくり

身近な地域の中で、子ども・勤労者・団塊の世代・高齢者まであらゆる人々が、ボランティア・市民活動に触れることができる、関わることのできる場が、確立していないのが現状である。

- (1) ボランティア・市民活動のすそ野を広げるメニューや機会の創出
 - 地区公民館や分館を拠点とした仕掛けづくり
 - 《例》 ボランティア講座の開催（出前福祉講座）
福祉体験学習、ボランティア体験の開催
- (2) 地区でのボランティア活動参加メニューの紹介やその実践の支援
 - 《例》 ボランティア・市民活動センターのボランティア活動メニューの有効活用
- (3) 生きがいや仲間づくり活動をボランティア・市民活動につなげる
- (4) さまざまな形でのボランティア・市民活動の盛り上げる
 - 《例》 有償サービス コミュニティービジネス
- (5) ボランティアの活動拠点（ボランティアビューロー）をつくる
 - 《例》 地区コミュニティーセンター内にボランティアの活動拠点を設置する

目標3 ボランティアグループ・市民活動団体への支援と有機的なネットワークと場づくり

フォーマル（行政）とインフォーマル（社協、住民）の組織がいくつか存在し、有機的な連携ができず、地域福祉づくりが効果的に進められていない。したがって、地域住民の主体的なボランティア活動の支援、各組織間での連携協働が求められている。

- (1) 地区ボランティアコーディネーターの支援・活動の活発化
 - ・役割の明確化と望ましい人員配置の検討
 - ・住民、ボランティア団体からの選出
 - ・資質の向上のための体験的研修の支援
- (2) 地区社会福祉協議会にボランティアの活動拠点（ボランティアビューロー）を設置し、人員を配置する。
- (3) 地区内のボランティアグループの支援、ネットワーク作り（資金、情報提供）

目標4 ボランティア・市民活動の情報発信と共有

現在、地区・行政区の中でのボランティア情報は、回覧板、広報、掲示板などを通じて流されているが、未関心・未活動者にまで行き届いていないのが現状である。

- (1) ボランティア活動情報を地区・行政区の情報として位置づける
 - 《例》 公民館分館だより、地区だよりにより福祉のテーマを取り上げる
- (2) 効果的な情報を発信
 - ・インターネットを活用し、各地区やボランティアグループの活動につながるホームページの充実
 - ・紙ベース（広報紙、組織の情報紙、啓発情報）での情報発信
 - ・各年代に応じた情報伝達方法を工夫する
- (3) 様々な年代、立場にも届く丁寧な情報発信を心がける
 - ・各年代のニーズに応じた情報を編集する

目標5 地域における既存組織とボランティアグループ・市民活動団体との協働

地区コミュニティの構築や地区社協の再構築などにより、身近な地域へと視点が移されてきている中、形としては確立されてきているものの、それぞれの組織が以前からの踏襲に縛られていたり福祉的な視点の取り込みに苦慮していたりする現状がある。

(1) 既存組織とボランティア・市民活動団体との協働

- 保健福祉サービスセンター
- 地区社会福祉協議会
- 地区コミュニティ運営協議会
- 地区公民館・分館
- 福祉推進委員・区役員

(2) 協働における既存組織の役割

- 保健福祉サービスセンター
 - ・地域が抱える福祉課題の共有と情報提供をし、協働する
- 地区社会福祉協議会
 - ・財政支援、情報提供、協働
 - ・ボランティアの活動拠点（ボランティアビューロー）の設置
 - ・再構築のさらなる推進（事務局体制）
- 地区コミュニティ運営協議会
 - ・財政支援、情報提供、協働、活動の場の提供
 - ・地区健康福祉部会と地区社会福祉協議会との役割について再検討する
- 地区公民館・分館
 - ・福祉の視点を持った事業展開
 - 〈例〉 福祉の視点を学習・広報・体育の各部の活動に取り入れる
- 福祉推進委員・区役員
 - ・福祉意識を持って活動支援し、自らも活動へ参加する
 - ・福祉推進委員の選出方法、役割の検討

【身近な地域のさらなる茅野市ボランティア・市民活動の推進へ向けて】

そこに住む人が主体的に動き一歩々々歩み続けることによって、「誰もが幸せに暮らせる地域」が創られます。しかし、それには以上示した達成目標を目指して、市民と行政と茅野市ボランティア・市民活動センターが、パートナーシップのまちづくりの理念のもとに対等の立場を保ちつつ連携していくことが不可欠です。この三者の協働によりはじめて「より豊かな福祉の小地域づくり」になると考えます。

福祉移送を考える会 報告書

福祉移送を考える会では、茅野市の公共交通の現状を踏まえ、いわゆる交通弱者が利用しやすい交通手段や移動施策などについて検討してきました。

身体障害者・高齢者等のいわゆる交通弱者に対する移動手段の確保は、年々深刻化し、需要も個別化しています。通勤、通学、通院、買い物等、私たちの生活に欠かせない営みは、目的の場所までの移動が確保されてこそ成り立つもので、たとえ短い距離の移動であっても、疾病や、加齢に伴う体力の低下等により、自力で移動することが難しい場合には、日常生活そのものに影響すると言っても過言ではありません。

特に、身体障害者や高齢者等にとっては、目的地までの移動が安全かつ負担が少ないことは、社会参加する機会が増えるとともに、閉じこもり予防や介護予防にもつながります。このことは、これから訪れる超高齢化社会に対応するために、行政にとっても重要な課題であると言えます。

理想的な移動手段は、安全であり、体への負担が少なく、安価な乗り物です。したがって、公共交通が、誰にとっても利用しやすいバリアフリーの形であることが最も望ましい状態と言えますが、身体障害者、高齢者等のいわゆる交通弱者にとっては、公共交通を利用できない人、利用することが困難な人が大勢います。

茅野市では、現在も、市民の移動、移送に対する各種のサービスや取り組みを実施していますが、需要に対する供給は十分であるとは言えません。まずは、市民のニーズを十分に把握し、出来ることから具現化していくことと、公共のサービスや、行政の施策に頼らない新たな移送のシステムについても検討実施していく必要があります。

茅野市の公共交通の現状について

①路線バス

- ・現在の路線バスは、諏訪バス株式会社により市内19路線で運行。
- ・そのうちの不採算の4路線については、諏訪バス株式会社より見直し協議の申し入れがあったため、茅野市公共交通あり方検討会議及び、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会で検討した結果、茅野市・原村地域公共交通総合連携計画に基づいて、実証運行を実施予定。

| 見直し路線 | 変更の内容（実証運行） | 運行開始 |
|---------------------|--|---------|
| 蓼科高原ラウンドバス・メルヘン街道バス | 「メルヘン街道バス」一部路線を変更し運行 | H22/10月 |
| 青柳線 | 福祉バスビーナちゃんのルートを含め、「御狩野線」として運行。 | H22/4月 |
| 上槻木線 | <ul style="list-style-type: none"> ・「中沢線」（乗合タクシー） ・「豊平・泉野線」（定時定路線方式）通学通勤時間帯のみ ・「豊平・泉野線」（デマンド方式）日中、定時バスの運行しない時間帯のみ | H22/10月 |
| 茅野・原村線 | 「穴山・原村線」として、原稿のルートを基本に運行。 そのほか「原村循環線」を運行 | H22/10月 |
| 中沢線 | 中沢線（乗り合いタクシー） | H22/10月 |
| 丸山線 | 丸山線（通学支援便） 丸山線（乗合タクシー） | H22/10月 |

その他の交通の現状

●福祉バスビーナちゃん

- 主に 65 歳以上の人や、障害のある人の社会参加の利便を図るため、やさしく、便利なお出かけバスとして、既存の生活路線バスが運行されていない地域や運行が少ない地域を中心に運行している。
- 公共交通（路線バス）の見直しに合わせて廃止になる路線等を含め、全面的な見直しが必要になる。

●個別支援による移送サービス

○茅野市外出支援事業（移送サービス）

実施主体は茅野市社会福祉協議会。

障害や疾病、加齢による体力の低下などにより、車いすを使用しているため、バスやタクシーなどの公共交通の利用が困難な高齢者、または障害者が利用できる。利用希望者は年々増加しており、特に透析の通院利用者が増加している。

○その他移送に関するサービス（社会福祉協議会実施事業）

社会福祉協議会シャララほっとサービスのメニューの子育て支援事業として、保育園への送迎等を実施

○地区住民が主体となり実施しているサービス

各地区で実施している福祉活動や支え合い事業の中で、買い物時の送迎などを行っている地域がある。

○その他のサービス（茅野市単独事業）

障害者タクシー利用料金助成事業

これからの検討の方向

路線バスの見直しに伴い、廃止になる路線にはオンデマンドのバスや乗り合いタクシー等による実証運行が予定されていますが、福祉バスビーナちゃんの運行と重なる路線については、福祉バスビーナちゃんの路線自体も、廃止や大きな見直しが必要となります。そのうえで、こうした交通機関を利用できない市民のための移送サービス＝「福祉移送や、その他市民の足に関するサービス」について具体的に検討していきます。検討に当たっては、個別の対応を必要とする人の移送サービスに関する検討を優先し、公共交通と個別支援の形態が決まったところで、免許が無い人や学生などの中間層に関する利便性の良い移送サービスについて検討します。

現在社会福祉協議会が実施している移送サービスは、ここ数年透析のための通院を目的とした利用がかなり増えており、移送サービス自体の運営を圧迫し始めている。透析患者の移送については、実態把握やニーズ調査・分析などを実施したうえで、独自の方策を検討する必要がある。

身体状況には問題ないが、免許・自家用車が無い人やこども・学生等、公共交通を利用することに不便がある人たち（中間層）への対応は、利便性が良く、安価な移送手段を検討する必要がある。また、既存の交通システムへの補助や、有償ボランティアや地域の社会資源を活用した取り組みも視野に入れて検討していく必要がある

福祉移送施策の検討にあたり提案したいこと

●アンケート・実態調査の実施

- 福祉移送の対象者及び今後対象者になると予想される人に実態調査を兼ねたアンケートや調査票による聞き取り等を実施する。
- 個別の移送に関しては、今困っていることを具体的に聞く
- 地区単位でアンケートや調査を実施すれば、有効なデータが期待できる。その際に、民生委員など地域の福祉活動に携わる人の協力を得てきめ細かいニーズ把握に努める

●実施・運営の計画的な推進

- アンケートや実態調査などにより得られたデータを基に、利用動態や利用見込みを試算し、運営を計画的に進める必要がある。
- 特に個別移送は、利用の見込みを試算するために、利用者の実態や、状況をつかむだけでなく、今後利用が見込まれる数などを予測して試算しておく必要がある。
 - ・透析のための通院患者の実態と利用の動向
 - ・要介護者、要支援者の実態と利用の希望
 - ・障害者の実態と利用の希望
- まず個別の施策を検討実施し、整備が進んだところで、中間層の福祉移送を検討する。
- 公共交通や行政の施策のみで個別ニーズに対応することには限界がある。地域で少しずつ始まっている支え合いの活動なども視野に入れて広く
 - 例えば…民間の協力による目的付きの移送サービスを検討する
 - お買い物バス（大型店）、病院・医院への通院バス など

●PR活動の促進と付帯サービス等の検討

- 公共交通や福祉バスビーナちゃんに関しては従前の宣伝方法を充実させるだけでなく、乗りたくなるようなPRの仕方を工夫する。
- 移送サービスは、利用の目的や対象者を明示したうえで周知を図る必要がある
- 乗車に対する特典や、付帯サービス（ポイント制度やお買い物券などの景品）の検討も必要
- 地域の有償ボランティアや社会資源を活用した取り組みには、特典などが受けられる仕組みを考える。
 - 例えば…地域で実施している助け合い事業、または個人的に移送サービスに協力した場合、コミュニティ温泉無料券（温泉パスポートなど）がもらえる
- 免許の返納に伴う公共交通等の利用者には、ふれあいタクシー乗車券がもらえるなど

多文化共生部会からの報告書

平成 22 年 4 月現在、茅野市には 31 カ国 981 人の外国人登録者（外国籍市民）が暮らしています。外国籍市民といっても、長期間住んでいる方、就労状況によって流動的な生活を送る方、日本人と結婚している方、研修生、学生など、生活のスタイルも様々です。

多文化共生部会では、こうした、茅野市に暮らす外国籍市民への保健・医療・福祉・教育の分野での課題を取り上げ、それに対しどのような支援ができるかを検討してきました。

外国籍市民の方は、生活スタイルに関わらず、言葉や文化、習慣などの違いにより、地域や近隣の人たちとつながりを持って生活することが難しいのが現状です。これまで、行政が委託する NPO や個人のボランティア活動に支えられながら対応・支援を行ってきましたが、まだまだ情報不足であり十分ではありません。

今後、より個別化し深刻化する問題解決のためには、行政や NPO、個人のボランティア活動だけでなく企業や地域も協力して支援をしていくことが必要です。

「多文化共生」という大きなテーマに対しては、情報提供のインフラ整備をするだけでなく、外国籍市民が自立して地域の中で暮らせるように、対応・支援のあり方について検討を重ねていく必要があります。

今までの取り組み

- 情報提供 :
 - ・ 5 ヶ国語（ポルトガル語、タガログ語、中国語、韓国語、英語）による情報誌発行（共）
 - ・ 市の公式ウェブサイトでの外国語ページの開設（共）
 - ・ 乳幼児健診、予防接種、健康診査問診票などの翻訳（共）
- 教育・学習 :
 - ・ 日本語指導（N・ポ）
- 税・社会保障 :
 - ・ 国民健康保険、健康保険への加入を勧奨（行政）
- 相談 :
 - ・ 市民課相談窓口（行政）
 - ・ 外国籍市民のための相談日の開催（月 1 回）（共）
 - ・ 手続き、通訳等（N・ポ）

課題

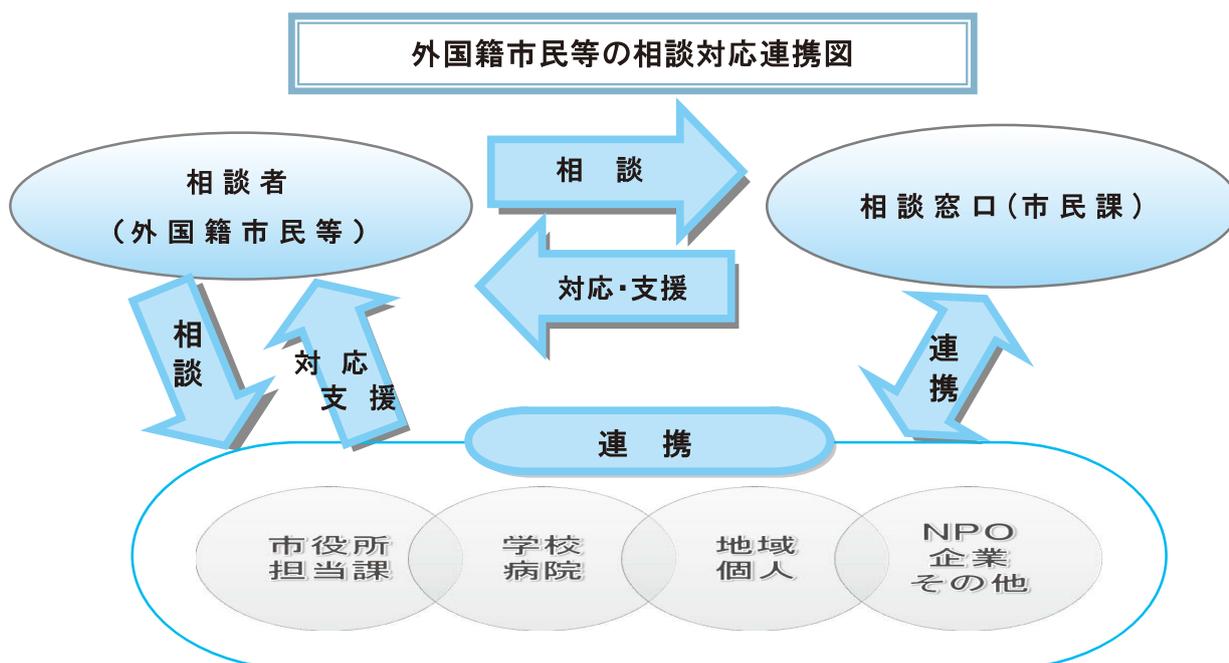
- 言葉の壁と文化や習慣の違いがもたらす課題
 - ・ 情報が伝わらない。伝えられない。
 - ・ 自分の気持ちがうまく伝えられないことからトラブルが発生することがある
 - ・ 日本の生活になじめず、孤立感が深まる。心の病につながることもある
 - ・ 子どもの場合、学校生活になじめない。授業についていけない
- 情報のバリアフリーについて
 - ・ 全ての言語に対応した情報提供は困難
 - ・ 伝えるべき情報の選択と伝達方法については、社会の状況の変化に対応しながら進めていく必要がある
 - ・ 災害時の情報伝達など緊急性のある対応については早急に検討が必要
- 税と社会保障に関する課題
 - ・ 保険料が高いなどの理由で医療保険や年金に加入しないため、検診や介護サービスを受ける資格がない
 - ・ 医療費の未払い

- ・必要な時に受診できず、疾病等の深刻化をまねくおそれがある
- ・税金の滞納
- 福祉（保育）・教育
 - ・PTA活動などの日本の教育システムになじめない
 - ・入園準備、入学準備、行事などが煩雑

今後期待される取り組み

- 情報提供 :
 - ・情報の選定と平易な日本語による情報提供の検討（共）
 - ・企業、雇用主等を通じた生活情報等の提供（行政）
 - ・コンビニ、スーパー、図書館などへの生活情報パンフレットの設置（共）
 - ・公共施設等のPCから、主要言語による固定の情報を得られるシステムの開発（共）
 - ・防災やゴミ等生活に関する知識や情報の提供と災害時の情報伝達方法の実施（共）
- 教育・学習 :
 - ・小中学校の空き教室、企業、公民館等を利用した日本語教室の開催・拡充（行政）
 - ・日本の文化、生活習慣の理解・啓発に関する取り組みの充実（共）
 - ・税制度、社会保障制度、教育システム等の理解・啓発に関する取り組みの充実（共）
 - ・入園・入学時の十分な説明（行政）
 - ・小、中学生に対する日本語指導（共）
- 税、社会保障 :
 - ・転入（外国人登録）時の医療保険への加入の勧奨（行政）
 - ・企業等の協力による保険加入（行政）
 - ・保険制度の啓発と、加入によるメリットや各種サービスの周知、情報提供（行政）
- 相談 :
 - ・外国籍市民のための相談日の充実
 - ・心の相談への対応
- 連携 :
 - ・関係機関の連携・情報交換を強化する
 - ・外国籍市民相談日を、行政内の関係部署、教育機関、医療機関等が連携する場として活用し、よりスムーズな問題解決につながる支援体制を構築する

※（）内は、活動主体を表しています。（共）は行政とNPO等支援団体や個人ボランティアとの協働による活動、（N・ボ）はNPO等支援団体や個人ボランティアによる活動



災害時住民支え合い部会からの報告

茅野市では、平成19年に「災害時要援護者支援指針」が策定され、災害時要援護者の支援のための対策や、関係機関等における災害発生時の対応のあり方が示されました。この指針を受けて、各地区では、「災害時要援護者支え合いマップ（おたがいさまっぶ）」の作成の取り組みを進め、現在では完成したマップの情報をつかって自主防災による避難訓練を実施する地区も出てきています。

いつ起こるかわからない災害に対し、マップを作成しただけで支援や救助活動が可能になるわけではありません。大切なことは、自分たちの住む地域について一人ひとりがよく知ることであり、ご近所同士がお互いに知り合い、日ごろからのお付き合いを大切にすることが、災害時の支え合いにつながると考えます。

このことを踏まえ、災害時住民支え合い部会では、災害時における住民の支え合いのシステムや、要援護者への支援について『「防災」と「支え合いマップ」に関するアンケート』を実施し、その結果を踏まえ、現在の取り組みについての情報交換をしながら検討を進めてきました。

「防災」・「支え合いマップ」に対する関心、取り組みは、地区別に見ると大きな差がありますが、個人の関心は高く、特に「防災」に関しては何らかの取り組みが必要だと感じている人が多いということがわかりました。ただ、これが地域の活動となった時、役員だけの活動だという意識になったり、どこか人ごとのような感覚になっていることが現状です。

そこで、住民の皆さんが関心を持って関わりやすい「災害」と「防災」をテーマとし、「災害時要援護者支え合いマップ」の作成に地域で取り組むことが出来ればと考えました。「災害時要援護者支え合いマップ」の作成に取り組むことで、住民の皆さんの意識の高揚を促し、日常の支え合いの大切さを広げていくことを推し進めたいと考えました。

災害時に助けて欲しいと感じている方が地域に居るとき、地域や行政として、その方に対してできることを探していくことは可能ですが、個人の力では出来ることに限りがあります。地域の中に同じ目的を共有できる仲間を見つけ、仲間を増やしながら活動の輪を広げていくことが重要です。そのためにも、地域の中で、住民が顔を合わせ、話し合える場所や機会を是非つくって欲しいと考えます。特に地区の福祉推進委員の存在は重要で、福祉推進委員同志の話し合いの場ができれば、活動のきっかけや参考にもなり、地区や地域の福祉活動の推進に多に役立つことと思います。

「災害時要援護者支え合いマップ」の作成が、急ぐあまり形だけになったり、配慮のない押し付けになってしまうことは本末転倒です。まずは出来ることから取り組み、活動している姿を住民の皆さんに知っていただくことが仲間づくりにつながり、地域での日ごろからの関係づくりにつながると考えます。

● 災害時の住民の支え合いを進めるための重要ポイントと、対処方法として提言したいこと

1. 住民の防災意識や支え合い意識をどう高めていくか

① ホームページやビーナチャンネル、DVD等の活用（行政）

- ◆ 防災関連の動画を、ホームページやビーナチャンネルなどで配信する
- ◆ 地域で取り組んでいる防災活動の例をホームページや広報ちの、ビーナチャンネル等で紹介する
- ◆ 区・自治会向けの啓発番組（HP・13CH）の作成
- ◆ 市内各地区の取り組み事例、全国の活動等、具体的な事例による情報提供
- ◆ 啓発用のオリジナルDVDの作成（マップ作りの重要性や課題の解決方法等）

② 住民への意識調査や啓発（地域）

- ◆ 聞き取り調査やアンケート調査等の実施
- ◆ 「災害」と「助け合い」についての啓発チラシ等の回覧、各戸配布
- ◆ 啓発用オリジナルDVDを活用しての広報活動
 - ・ 意識調査は啓発チラシの配布は、入区等に関係無く、多くの地域住民に向けて実施する
 - ・ 区民以外を対象にした啓発活動は、NPOや地区組織と協力して検討していく

2. 「災害時要援護者支え合いマップ」作成までにどのようにつなげていくか

「防災マップ」の作成

- ◆ まずは、「防災マップ」の作成から取り組む
- ◆ 「防災マップ」は一人ひとりにとって身近なものであることがポイント
- ◆ 区・自治会が作成したものとして、承諾と周知が重要
- ◆ 自主防災組織を中心とした危険箇所、消火設備、避難場所等の確認と表示で、住民の意思統一を図る

3. 「災害時要援護者支え合いマップ」は誰がつくるのか

区・自治会ごとの意思統一が必要

- ◆ 作成には、できるだけ多くの地域住民に関わってもらい、小さな単位（隣組、常会等の範囲）から作成できるように働きかけることが望ましい。
- ◆ それぞれの地域の実情に応じた作成の方法を、コミュニティ運営協議会等で検討することが望ましい
- ◆ 地域福祉行動計画に位置付け、作成を促すことも大切
- ◆ 中心となるのは、区・自治会の長、自主防災組織、民生児童委員、福祉推進委員等
- ◆ 細かい作成方法については「助け合いおたがいさまっぷ（災害時要援護者支え合いマップ）策定マニュアル」の記載を参考にする

4. 「災害時要援護者支え合いマップ」をどう活用していくか

- ① 「災害時要援護者支え合いマップ」の活用は、マップに記載されている内容と管理の方法により、地区ごとに考えていく必要がある

- ◆ 声掛け、避難訓練、安否確認など、より実践的な訓練を実施する際には許される範囲で活用したい。

- ② 「防災マップ」を活用した防災訓練や避難訓練を実施する。

- ◆ 訓練は、地区の活動の年間事業として位置付け、定期的に行われることが望ましい。

5. 「災害時要援護者支え合いマップ」作成に伴う課題と、解決について

- ① 同意が得られない区民への配慮と柔軟な対応

- ◆民生児童委員を中心に、区長・自治会長、福祉推進委員等が聞き取りを行うことで、区民の安心感を促す
- ◆相手が必要としていることをくみ取って、その対応を考えていく
- ◆特に心配になる家には、事前に訪問日を告げ詳しく様子を聞く（あくまでも同意を強要しない）

② 未入区者や外国籍市民等区民以外の方への対応

- ◆「防災」に関する啓発を進めながら「災害時要援護者支え合いマップ」の理解を促す
 - ・例：「防災会」（仮）という災害時の会を構築し入会を募る
- ◆未入区者等でも同意できる範囲で「支え合いマップ」の作成を進める
- ◆地域の実情に合わせ「防災マップ」と「支え合いマップ」を使い分ける
 - ・地域住民を巻き込んだ避難訓練等の実施に活用できるものが望ましい

③ その他、大切にしたいこと、課題と思われること

- ◆区内が最も手薄になる曜日や時間帯に区内に居る人等の把握が必要
- ◆災害時要援護者の態様に応じた個別の配慮が必要
 - ・災害時要援護者支援指針における災害時要援護者は、高齢者、障害者乳幼児、児童、妊婦、外国人と定義されている。
- ◆地区地域福祉行動計画の推進の狙いは、マップ作りなどを通じて生まれる住民の関係づくりであり、住民の「支え合いづくり」である。慌てず、できることから始めることが大切。

④ 地区の活動に対する支援

- ◆防災マップや、災害時住民支え合いマップの作成や、活用の中心となるのは各地区の組織だが、地域の活動を活発にするためにも、地区コミュニティセンター、保健福祉サービスセンター、地域福祉推進課、防災対策課等の行政組織と社会福祉協議会は、常に連携し、継続して地域を支える必要がある。

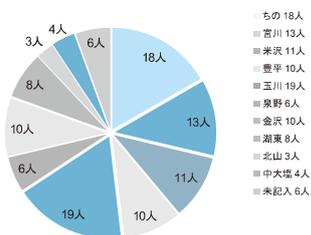
災害時要援護者支え合いマップ取り組み状況（H22・4・1現在）

| 地区 | 行政区 | 検討・準備中 | 作成中 | 完成 | 未着手 作成しない |
|-----|-----|--------|-----|----|--------------|
| ちの | 8 | | 3 | 4 | 1 |
| 宮川 | 18 | 2 | 8 | 5 | 3 |
| 米沢 | 5 | | 3 | 2 | |
| 豊平 | 11 | 2 | 5 | 2 | 2 |
| 玉川 | 15 | | 6 | 6 | 3 |
| 泉野 | 5 | | 2 | | 3 |
| 金沢 | 11 | 1 | 3 | 5 | 2 |
| 湖東 | 12 | 4 | 2 | 6 | |
| 北山 | 9 | 1 | 1 | 5 | 2 |
| 中大塩 | 1 | | 1 | | |
| 合計 | 95 | 10 | 34 | 35 | 16 |

「防災」と「支えあいマップ」に関するアンケート 集計結果

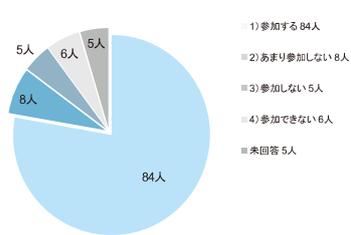
☆地区別

| 地区 | 人数 |
|-----|------|
| ちの | 18人 |
| 宮川 | 13人 |
| 米沢 | 11人 |
| 豊平 | 10人 |
| 玉川 | 19人 |
| 泉野 | 6人 |
| 金沢 | 10人 |
| 湖東 | 8人 |
| 北山 | 3人 |
| 中大塩 | 4人 |
| 未記入 | 6人 |
| 計 | 108人 |



問2) 地域の「避難訓練」への参加

| 回答 | 人数 |
|-------------|------|
| 1) 参加する | 84人 |
| 2) あまり参加しない | 8人 |
| 3) 参加しない | 5人 |
| 4) 参加できない | 6人 |
| 未回答 | 5人 |
| 計 | 108人 |

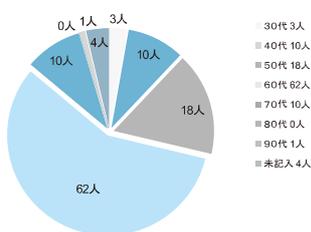


3.4) 理由

まだ実施されていない 6人
特に意識していない
区がないから

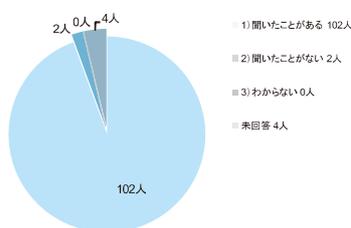
☆年代別

| 年代 | 人数 |
|-----|------|
| 30代 | 3人 |
| 40代 | 10人 |
| 50代 | 18人 |
| 60代 | 62人 |
| 70代 | 10人 |
| 80代 | 0人 |
| 90代 | 1人 |
| 未記入 | 4人 |
| 計 | 108人 |



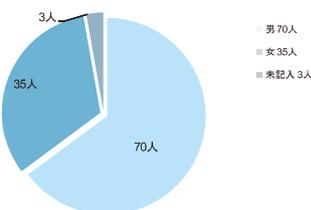
問3) 「おたがいさまっぷ」「支えあいマップ」という言葉を聞いたことは？

| 回答 | 人数 |
|-------------|------|
| 1) 聞いたことがある | 102人 |
| 2) 聞いたことがない | 2人 |
| 3) わからない | 0人 |
| 未回答 | 4人 |
| 計 | 108人 |



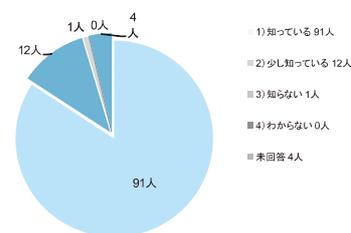
☆性別

| 性 | 人数 |
|-----|------|
| 男 | 70人 |
| 女 | 35人 |
| 未記入 | 3人 |
| 計 | 108人 |



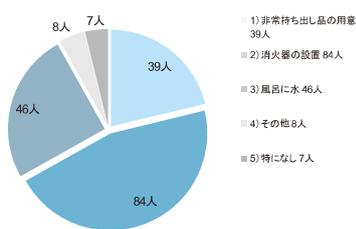
問4) 「支えあいマップ」をつくる目的は？

| 回答 | 人数 |
|------------|------|
| 1) 知っている | 91人 |
| 2) 少し知っている | 12人 |
| 3) 知らない | 1人 |
| 4) わからない | 0人 |
| 未回答 | 4人 |
| 計 | 108人 |



問1) 「我が家の防災」で心がけていることや注意していること(複数回答可)

| 回答 | 人数 |
|---------------|------|
| 1) 非常持ち出し品の用意 | 39人 |
| 2) 消火器の設置 | 84人 |
| 3) 風呂に水 | 46人 |
| 4) その他 | 8人 |
| 5) 特になし | 7人 |
| 計 | 184人 |

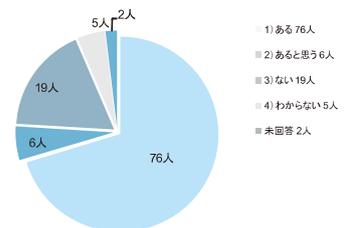


※その他心がけていること

- ・避難場所の確認
- ・懐中電灯ろうそく、ガスコロノの用意 2人
- ・初期行動マニュアルの作成確認
- ・居室の天井に何も掛けない
- ・照明器具・電球の定位置設置
- ・煙感知器
- ・対策一覧表の掲示

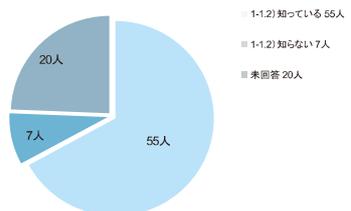
問5) 区・自治会に「支えあいマップ」はあるか

| 回答 | 人数 |
|----------|------|
| 1) ある | 76人 |
| 2) あると思う | 6人 |
| 3) ない | 19人 |
| 4) わからない | 5人 |
| 未回答 | 2人 |
| 計 | 108人 |



※1)・2)と答えた方「マップ」の管理者や管理場所を知っていますか？

| 回答 | 人数 |
|-------------|-----|
| 1-1) 知っている | 55人 |
| 1-1.2) 知らない | 7人 |
| 未回答 | 20人 |
| 計 | 82人 |



※自由筆記

- 早く支えあいマップを作り上げたい。
- 現在ささえあいマップは福祉推進委員と区とで進めている所でありまだ完全に出来上がっていない。
- マップ作成中 区民への広報が課題（全年齢層への）
- 作成中。間もなく完成予定。
- 今後作成する必要あり。
- 今年度支えあいマップを初めて作り十分とは言えなかったのが今後100%になるよう区長以下努力したい。
- 11月上旬第一回マップ作成作業を行う
- マップ作り最中です。
- マップ作りの前に「助け合い」のシステムあり。マップ（支えあい）は作成中と聞く。
- 高齢化社会に向け、地域に住んでいる人の最低限の活動だと思えます。アプローチは地域それぞれのやり方で良いと考えます。
- 地域がまとまるためにも、「マップ」作りや、「避難訓練」は大事なので大いに取り組んでほしい。
- 支えあいマップの活用。訓練に要援護者（車いすの方も）も参加して支援者との絆を強くすることが必要
- マップを区内全体に公開するよい方法が分からない。避難訓練（全員対象）や消火訓練も進めて行く方が良い。
- 支えあいマップを作っていることは知っていても一般住民は見ることがない。どのようなものか、気軽に見ることが出来ますか？
- マップが完成した事と管理及び災害時や支えあいに必要な時にどのような情報の流れとなるが、区民へしっかり文書で示し周知がひつようとと思われる。
- 区民の参加に問題がある。広報回覧でも理解がえりにくい。
- 要介護者の場所は明確であるが「誰が」介護するのか明確でない所が多い。
- 各地区の区長を中心に行うべきだと思う。特に区長が代わる時区長対象にマップや訓練の勉強会を行い意識を高める必要がある。福祉推進委員は社協で勉強会がある。
- 各区の単位で支えあいマップ等の講座が開かれるとよいと思う。
- いかに活用するかといかに人員の参加
- その担当にならないと動くことはない。今回引く市に関しての事柄を多少知りたく思い参加しました。
- 避難訓練をくりかえし行い参加することがいざという時役に立つと思う。
- 訓練の度合いが本当の災害時にどう結び付くか疑問
- 避難訓練毎年の災害パターン（地震、火事など）を変えて行って欲しい。
- 訓練（事前通知があった為）の指定時刻前に避難場所に集合していたので本当に避難訓練と言えたかどうか疑問です。（9月6日訓練に感じたこと）
- 避難訓練はただ単に「やる」のではなく実践的に行うべき
- 高齢化の進む中、地域一体となった支えあい、防災活動が主となっている。こういった活動を地域から立ち上げていきたい。
- 地域の方の防災に対する意識の向上への支援をしてほしい。区の動きが見えていない。広報をしてほしい。
- 要援護者について本人が希望しても家族が反対している場合がある
- 個々に徹底していない為今後の問題点として検討が必要（訓練）
- 別荘地の「定住者」が地域に入れない含まれないのはなぜか？安否確認は泉野地区の民生委員さんがしてくれるが、別荘地の避難訓練が必要だと思う。
- 地域での相互助け合い、まとまり、一体感の重要性を感じた
- 今年の消火栓訓練でホース、カンソーのパッキンがひび割れ〇〇状態である事が分かった。
- 様々な困難があると思いますが是非推し進めてください。

※「防災」と「支えあいマップ」に関するアンケート

パートナーシップのまちづくり推進大会(平成21年11月14日)にて実施

権利擁護と成年後見制度

住み慣れた地域で安心して自立した生活を最期まで送れることは誰もの願いです。寝たきりや認知症、障害といった心身機能の低下や不自由さによって奪われるものではありません。誰もが尊厳を持ち、尊重されなければなりません。

しかし、心身機能の低下等によって、住み慣れた地域から離れなくてはならなかったり、生活を脅かすような行為（虐待や悪徳商法など）によって生活の維持が困難になる場合があります。

茅野市では、尊重されるべき尊厳を脅かすような行為に対して、早期発見、早期対応を図り、可能な限り地域での生活が送れるよう取り組んでいきます。

◇権利擁護とは…

寝たきりや認知症、重度障害等によって、自分自身の権利や利用したい福祉サービスの意思を表わすことが困難な本人に代わって、その権利や福祉サービス利用の意思等を表わすことを言います。

実際に、本人に代わって意思等を表わす行為を制度化したものが「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」といった権利擁護事業となります。

◇尊厳が尊重されない場面

- ・認知症により様々な場面で認知ができず、その行動を否定する（否定される）
- ・親族等からの虐待（暴力・放任・金銭搾取 等）
- ・業者等から騙される

◇情報提供の経路

- ・本人から
- ・近隣住人、民生児童委員から
- ・（相談を受けた）警察から
- ・施設等介護サービス提供事業者から
- ・施設等の職員による内部告発
- ・介護サービス提供への苦情から

1 情報の収集・集中・共有化

高齢者等が尊厳を脅かされている状況にあることの把握は大変困難なことです。介護サービス等を利用していない家庭に第三者が出入りする環境にない場合は、特に困難な状況です。

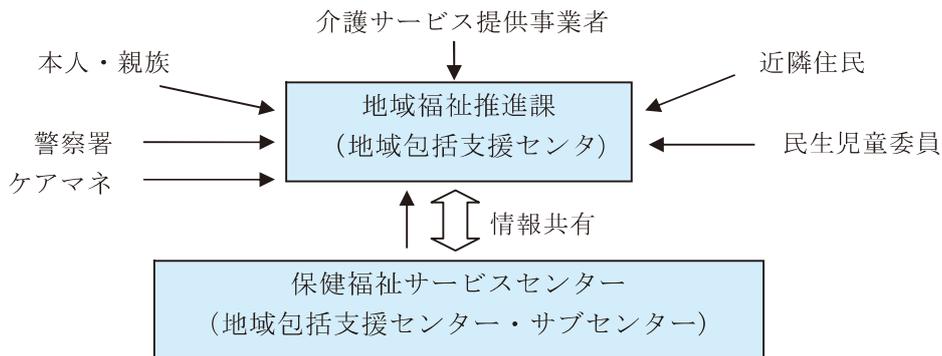
情報の収集のために、民生児童委員や近隣住民からの通報、介護サービス提供事業者からの通報など、通報先の周知について広報等を使い継続的に行います。

訪問サービス時に家庭内に変化があった場合や対象者本人からの訴えがあった場合、あるいは通所サービス事業者から、利用者の入浴時の身体の様子や対象者本人からの訴えがあった場合など、その状況を介護サービス提供事業者から地域福祉推進課へ集約します。

地域福祉推進課において状況を把握した後、該当の保健福祉サービスセンターに連絡し、保健福祉サービスセンターが、実際の対応に関わります。また、保健福祉サービスセンターに寄せられた場合は、地域福祉推進課へ報告し、常に、地域福祉推進課と保健福祉サービスセンターとが同じ状況を把握している状況を作ります。

高齢者等の尊厳が尊重されない場所は、自宅だけではありません。介護サービスを受けている事業内においても尊重されない場合があります。この場合の発見は、本人、家族また内部告発があげられます。これらの場合も地域福祉推進課、保健福祉サービスセンターの役割は同じです。

・情報（通報）の集中化

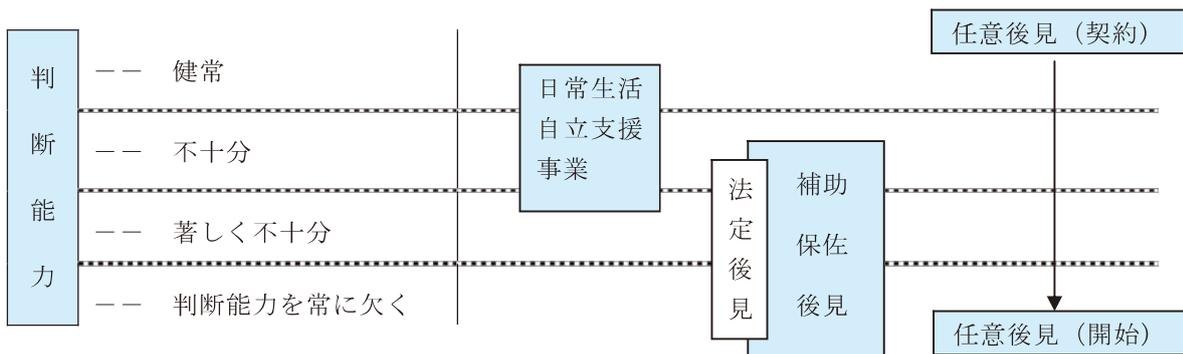


2 権利擁護するため事業

判断能力が低下した人への支援事業として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。必要に応じ、各事業に結びつけをします。

(1) 判断能力と支援事業

判断能力の状況により、権利擁護事業での対応範囲が異なります。



(2) 判断能力の判断

権利擁護事業への結びつけは、当事者の判断能力がどの程度なのかを早期に判断し、対応していくことが求められます。この判断には、医療機関での判断が必要となります。そのため、市内の医療機関への相談（受診）、医療機関からの情報提供のサイクルを構築する必要があります。

3 後見人の人材ネットワークづくり

成年後見制度は、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない場合、市長が申し立てを行うことができます。

しかし、申し立ては行えても、実際の後見人については、「なり手」がなかなか見つからない点があります。

後見人には、本人の親族をはじめ、法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人、第三者等が選ばれますが、申し立ての本人に該当者がいない場合は、決定までかなりの時間を要することになります。

スムーズな制度利用をしていくために、後見人になり得る人物の把握をしておく必要があり、そのための人材ネットワークづくりを検討する必要があります。

情報提供部会報告書

福祉21茅野の各専門部会において、福祉21ビナスプラン第1次計画の専門分野に係る部分の検証と課題、第2次計画策定に向けての提案・提言が報告されました。

どの専門部会においても「情報」の必要性が指摘されています。

「情報」には、「伝える」「つなげる」「広げる」「利用する」ことが重要な要素です。

平成12年に本プランが策定されたころは、広報誌やチラシなどの印刷媒体、テレビやラジオといった放送媒体や、住民から住民への「口コミ」が主な情報提供・流通の手段でした。そのような中、国は「e-japan戦略」として情報通信技術（IT）を全国民が活用できるよう平成13年から取り組みを始め、急速にインターネット環境が普及し、現在のような新たな情報媒体が生まれました。

このインターネットの普及に伴い、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」情報を知ることができるようになり、保健福祉分野においてもあらゆる情報を、早く、大量に提供していくようになりました。

しかし、情報の必要な人にとっては、インターネット環境ではパソコンなどの情報機器を利用する機会がない、または必要な情報を探しにくいなど、また、今までの印刷媒体では多くの情報から必要な情報を探すのに時間がかかってしまう、テレビやラジオでは放送のタイミングを逃すと次の放送まで待つしかないなど、必要なときに必要な情報を得るにはまだ十分な提供体制でないことが課題となりました。

情報の内容については、あまりに多い情報量であるがために必要な内容が見つらい、わかりづらいなどがあり、必要とする人の目線での情報の組み立てや表現が必要です。

また、表現によっては誤解を招くこともあり、とくに保健福祉分野においては、高齢者や障害者に関する状態などを表す言葉があるため、その人らしい生活を送ることに支障が生じないよう正しい説明や表現が必要です。

情報提供には、有機的な媒体だけではなく、人と人とのつながりから伝わることも重要です。その中で、保健福祉サービスセンターやこども・家庭応援センターは、総合相談窓口の機能を有することから保健福祉分野のあらゆる情報収集・発信の拠点として、必要な情報を求められたときにその場で提供したり、あるいはその情報発信元へつなげたりと保健福祉情報のワンストップサービスとして充実させていくことが求められています。

各部会の報告書からみた現状と課題

1 広く伝える、知らせるために

現 状

○最近では、認知症が珍しい病気ではなく誰にでも起こりうる病気であり、身近な病気としてとらえている人も多くなっている。介護保険サービスが始まったことで、認知症に対する理解が広まってきた。

認知症をテーマにした勉強会や学習会も、高齢者クラブや保健補導委員の単位で増えてきている。【認知症部会】

○子育てに不安を抱えていても、どこに相談に行けばいいのかわからず、情報が「欲しいときに得られない」、「欲しい人に届かない。」という現状。【子育て・親育ち部会】

課 題

○高齢者に関する問題を、市民全体で考えていく必要がある。【高齢者保健福祉部会】

○認知症の理解を深めるため、様々な団体、地域、施設に対し、多様なアプローチによる活動が必要である。【認知症部会】

○ボランティア活動に、地域団体や住民は無関心で理解がなく、認知度も低い。【ボランティア・市民活

動部会】

○子育て・家庭に関する総合相談・支援を行っているが、その相談の場や支援制度、または子育てや家庭に関する情報が「欲しいときに得られない」、「欲しい人に届かない。」など情報提供の方法に工夫が不足しています。【子育て・親育ち部会】

○伝えるべき情報の選択と伝達方法については社会の状況の変化に対応しながら進めていく必要がある。【多文化共生部会】

2 知ってもらうために

現 状

○認知症をテーマにした勉強会や学習会も、高齢者クラブや保健補導委員の単位で増えてきている。【認知症部会】

○現在、地区・行政区の中でのボランティア情報は、回覧板、広報、掲示板などを通じて流されているが、未関心・未活動者にまで行き届いていないのが現状である。【ボランティア・市民活動部会】

課 題

○認知症の理解を深めるため、様々な団体、地域、施設に対し、多様なアプローチによる活動が必要である。【認知症部会】

○地区・行政区単位では福祉意識が低く、福祉活動のリーダー的人材は非常に少ない。【ボランティア・市民活動部会】

○住民の防災意識や支え合い意識をどう高めていくか【災害時住民支えあい部会】

3 正しい内容を伝えるために

現 状

○様々な障害についてひとくくりに理解されているということもある。【障害福祉部会】

○認知症が珍しい病気ではなく誰にでも起こりうる病気であり、身近な病気としてとらえている人も多くなっている。【認知症部会】

課 題

○地域の中では障害の差別、偏見、人権ということが一番大きな課題。【障害福祉部会】

○地区・行政区単位では福祉意識が低く、福祉活動のリーダー的人材は非常に少ない。【ボランティア・市民活動部会】

4 わかりやすく、必要なときに得るために

現 状

○NPO法人と委託し、翻訳情報誌等を発行している。【多文化共生部会】

○子育てに不安を抱えていても、どこに相談に行けばいいのかわからず、情報が「欲しいときに得られない」、「欲しい人に届かない。」という現状【子育て・親育ち部会】

課 題

○高齢者に関する問題を、市民全体で考えていく必要があるため、継続して必要な情報をわかりやすく提供することが必要【高齢者保健福祉部会】

○全ての言語に対応した情報提供は困難

○災害時の情報伝達など緊急性のある対応については早急に検討が必要【多文化共生部会】

○安心して子育てができるための情報ニーズを把握し、必要とする相談機関と迅速に相談ができるような、わかりやすい情報と「市民に届く」方法を検討していくことが必要です。【子育て・親育ち部会】

○市民のニーズを十分に把握し、出来ることから具現化していくこと【福祉移送を考える会】

福祉21ビーンズプラン第2次計画の策定に関わる職員プロジェクトからの報告

1 職員プロジェクトの概要

福祉21ビーンズプラン第2次計画の策定にあたり、関係職員によるワーキングを立ち上げ、茅野市のケアマネジメント及び保健福祉サービスセンターの10年について、職員及び関係者に実施したアンケート結果などを参考に評価・検証及び課題解決の具現化に向けて検討しました。

2 保健福祉サービスセンターのあり方

(1) 保健福祉サービスセンターの機能の整理

職員プロジェクトが整理した保健福祉サービスセンターの機能と役割は下記の表のとおりです。保健福祉サービスセンターは、地域の中で誰もが自立生活が営むことができるよう、行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者それぞれの専門性を個別的または一体的に提供しながら支援していくことが求められています。

| 組織 | 機能 |
|----------------------------|--|
| 行政 地域福祉推進係 | 保健師、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等を配し、包括的な視点から相談、支援を行う。主として公的制度（フォーマルサービス）を活用しながら個別支援を中心とした住民支援を行う |
| 社会福祉協議会 地域生活支援係 | 住民による支え合いやボランティア活動等、地域での支え合い（インフォーマルサービス）の活用や構築を中心とした住民支援を行う |
| サービス提供事業者 (医療機関・各種事業所等) | 診療所、訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問看護事業所等、併設されている事業所ごとの専門分野により住民支援を行う |

保健福祉サービスセンターは、様々な役割を持った組織や事業所の複合体ですが、プロジェクトを進めていくうちに、「保健福祉サービスセンターの機能」＝「行政部分だけの機能」という意識が職員の中にあることに気がきました。

今後は、職員自身が保健福祉サービスセンター全体の機能を意識し、組織ごとの専門性を生かしながら、一体となって住民サービスを実施していく必要があることを改めて認識しました。

(2) 保健福祉サービスセンター設置から10年の経過

| 年月 | 内容 |
|---------|---|
| 平成12年4月 | ・市内4か所に保健福祉サービスセンターが開所 |
| 平成14年7月 | ・子どもと家庭に関する相談・支援体制を強化するため、市役所に「こども・家庭応援センター」を設置。保健福祉サービスセンター、こども・家庭支援課、教育委員会が連携する仕組みができた。 |
| 平成15年4月 | ・介護保険者が、「茅野市」から「諏訪広域連合」へ。 |
| 平成17年4月 | ・保健福祉サービスセンターにふれあいネットワークとして配置されていた社協職員が地域福祉推進係から社協地域生活支援係に所属を替え、2名体制に。 ・地区コミュニティセンターが10地区に設置され、職員が2名体制に。 10地区でのコミュニティづくりが始まる。 (パートナーシップのまちづくり第2ステージ) |
| 平成18年4月 | ・福祉21ビーンズプラン後期5か年計画スタート。 ・介護保険法の改正による「地域包括支援センター」の設置。保健福祉サービスセンターにその機能を溶け込ませ運営を開始。 |

3 保健福祉サービスセンターの検証

(1) 茅野市におけるケアマネジメントシステムの6つの原則について（ビーンズプランから）

保健福祉サービスセンターは、茅野市のケアマネジメントシステムの拠点として、ケアマネジメントシステムの6原則を意識しながら運営してきました。その役割はおおむね果たせてきたと評価できますが、次の点については今後さらに取り組みべき余地が残されています。

| | 課 題 | 課題解決に向けて（方向性） |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 市内の事業者及びケアマネージャー等への6原則の浸透 | 茅野市全体のケアマネジメントの質を高めるため、ケアマネージャーや事業者等に対しての研修を体系化し、情報を発信しながら実施する必要があります。 |
| 2 | 福祉に関する市民ニーズの把握及びサービス情報の収集 | 保健福祉サービスセンターが地域（地区コミュニティ運営協議会等）と結びつくための方法を検討する必要があります。 |
| 3 | 市民ニーズに対応するサービスの開発への取り組み | フォーマルサービスは行政・社協を中心に、インフォーマルサービスは社協と地域が協働し行政が協力する形で、地域における福祉資源の発掘や、サービスメニューの開発に向けて研究・提案をしていきます。 |

(2) 保健福祉サービスセンターに求められる基本的な機能について（ビーンズプランから）

求められる機能（8つの機能）と活動については、おおむね果たせてきたと評価できますが、次のような新たな課題や、検討すべき事項も明らかになりました。

| | 検証と課題 | 課題解決に向けて（方向性） |
|---|---|---|
| 1 | ※ ¹ 「アウトリーチ」が定着し、個別支援の解決や相談者との信頼関係を築くことに有効であった。生活に寄り添う個別支援に心がけ、他の事業所の模範となるべく努めてきたことは評価できる | 住民からの保健・医療・福祉サービスのニーズに的確に応えられるよう、「アウトリーチ」を大切に、地域との信頼関係を構築しながら、さらに質の高い個別支援ができるよう努めていく。 |
| 2 | 業務上の引き継ぎ及びスキルアップは図られてきたが、保健福祉サービスセンターの果たすべき使命やビーンズプランの理念については、策定当初の思いが引き継がれていない。パートナーシップのまちづくりの理念が職員に浸透していない。 | ビーンズプランの理念、パートナーシップのまちづくりの理念について、職員全体の研修による基礎的な理解の習得に加え、日々の業務や職場内でのOJT、職種別、経験年数別の研修や個別支援について研鑽し合う場をつくり、職員の意識改革やスキルアップを図る。 |
| 3 | 個別支援に関しては、背景にある課題や、潜在的なニーズを発見し解決していく取り組みや、問題の再発を防ぐための環境整備等に取り組む姿勢が必要である。 | 公的な制度に加え、社会福祉協議会が展開するインフォーマルサービスや地域の支えあい等を活用しながら、相談者の自立及び問題の再発予防を目指したケアマネジメントを研究していく。インフォーマルサービスの開発にも力を入れる |
| 4 | 保健福祉サービスセンターとしての保健業務を捉え直し、個別支援だけでなく、地域全体の健康、保健づくり・地域予防にも積極的に取り組む必要がある。 | 積極的なアウトリーチや、地域住民（民生委員、福祉推進委員、地区社協など）からの情報収集により潜在的なニーズの早期発見と地域の健康づくりに取り組む。 |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | <p>地域包括支援センター機能を担ったことや、こども・家庭応援センター、地区コミュニティセンター等と連携・協働して進める業務が増えた。これらの関係機関との有効な連携が継続出来るよう検討が必要。</p> <p>また、基幹保健福祉サービスセンターは、名称だけが残っている形であり、4つの保健福祉サービスセンターを取りまとめる機能は果たしていない。</p> | <p>本庁3課（地域福祉推進課・保健課・こども・家庭支援課）及び関係部署とは、業務上の連携・協働のあり方を検討していく。様々な関係機関との有機的に連携し、より質の高い専門的な支援が提供できるよう、今後も更なる連携が必要。特に地区コミュニティセンターとは、情報交換の機会を設け、地域の中でのお互いの役割を認識する。職員の意識づくりも必要。</p> |
| 6 | <p>4つの保健福祉サービスセンターの情報交換がさらに必要。行政サービスが同じ水準で提供できているのかを分析・検証する必要がある。</p> <p>また、担当地域ごとの地域特性を生かしながら業務を進める必要がある。</p> | <p>定期的に行われている会議を利用して、情報交換や、保健福祉サービスセンター共通の課題について検討していく。業務の改善、新規事業の研究なども必要に応じて実施する。エリアの地域特性を生かしながら業務展開するには、市民との意見交換や、保健福祉サービスセンターの機能について評価検証する機能を設置したい。</p> |

※1)「アウトリーチ」……相談を「待つ」のではなく、「出向いて」って相談に乗る体制。(個別訪問活動)

(3) 社会福祉協議会（地域生活支援係）の役割と位置付けについて

茅野市社会福祉協議会は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを統合的に提供していくことができるサービス事業者として期待されています。また、地域福祉を展開している地区組織（地区社会福祉協議会）の事務局でもあり、4層5層における住民の福祉活動の支援の拠点でもあります。

現在、保健福祉サービスセンターでは、社会福祉協議会地域生活支援係の2名の職員が、福祉ニーズの早期発見のため個別訪問活動を積極的に行うとともに、個別支援に提供すべきインフォーマルサービスのメニューの開発に取り組んでいます。インフォーマルサービスの代表的なものにボランティア活動がありますが、これまでの茅野市のボランティア活動は、ボランティア・市民活動センターを拠点として、集団への支援や集団的な活動を主としていました。（2層を中心に展開してきました）しかし、これからは、保健福祉サービスセンターの地域生活支援係が地区ボランティアの活動支援を積極的に行うことで、ボランティアの活動を4層・5層の個別支援にも広げたいと考えています。ボランティアの力をインフォーマルサービスの大きな柱として個別支援に提供するとともに、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を図るためにも、社会福祉協議会の職員体制の強化が必要です。

また、保健福祉サービスセンター地域福祉推進係員（行政職員）は、社協との連携が有機的なものになるように、必要な情報交換や協働を意識する必要があります。

(4) プロジェクトからの提案

- ①「基幹保健福祉サービスセンター」の名称の廃止を提案します。その上で、4つの保健福祉サービスセンターの横のつながりを強化し、本庁3課（地域福祉推進課・保健課・こども・家庭支援課）及び関係部署とは、業務上の連携・協働のあり方を検討していきます。
- ②「福祉でまちづくり」の視点を持ち、包括的なケアマネジメントを実施するために、個別支援で培った力をインフォーマルサービスの開発や地域づくりに生かしていくひつようがあります。社会福祉協議会が大切にする個別支援の方向性を保健福祉サービスセンター全体で共有するとともに、地区コミュニティセンターや地区コミュニティ運営協議会とつながる仕組みを構築します。
- ③保健福祉サービスセンターが地域で果たすべき役割と機能について、また、地域の福祉課題等について市民との意見交換の場を設けることを検討します。

-
- ④保健福祉サービスセンターの役割と機能を評価検証する場が必要であることから、2層において保健福祉サービスセンター運営協議会の設置を提案します。

4 「福祉でまちづくり」への取り組み

(1) 「個別支援」から「まち（地域）づくり」へ

ビーンズプランの目標は、保健福祉サービスセンターを拠点に「保健福祉サービスと市民活動を結び付けながら福祉でまちづくりを進めていく」ことであり、保健福祉サービスセンターに求められる最大の役割は、ワンストップサービスによる個別支援です。保健福祉サービスセンターは、この10年間、個別支援については持てる力を十分発揮してきましたが、市民活動を結び付けながら福祉でまちづくりを進めていくという取り組みは思うように進みませんでした。そこで、これからの保健福祉サービスセンターは「個別支援のさらなる充実を図ることで、まち（地域）づくりを目指す」ことを考えました。

個別支援の充実とまちづくりとは一見関係のないことのように思われますが、個人の抱える生活上の課題は、病気やけがのように患部を治療するだけでは解決しないことも多くあります。逆に言えば、地域全体の環境が整備されていれば問題にならないこともあります。例えば、徘徊がある認知症高齢者の介護の場合、使えるサービスを全て活用し、あとは介護者の努力に頼るという支援方法では、介護者の負担が重くなり、最後には施設入所に至る可能性があります。しかし、近隣の人のへの見守りや声かけで徘徊を防止出来ることもありますし、介護者が買い物に出ている間、本人の話し相手になることや、介護者自身の愚痴を聞いてやること等、ちょっとした手助けや励ましにより、在宅生活が可能になることもあるのです。こうした支え合いは家族を含め近くにいる人たちの意識一つで生みだされるものですが、公的サービスの隙間を埋めるだけでなく、介護者や当事者の負担や不安感の軽減にもつながるインフォーマルサービスと言えます。

身近なところに困っている人がいる時、住民が個人の課題に向き合い、問題を抱える個人との関わりをもつことは、その経験を通して地域の中に「福祉力」が蓄積されます。もし直接関わる事が無くても、様々な個別の課題があることやその対応について学ぶことで、知識を得た住民が地域の中に増えることになります。そうやって地域の中で支え合うという経験を積み重ねることで、地域の中に「福祉力」が蓄積されることになり、再び同じような問題が浮上した時、地域の中に蓄積された「福祉力」を活かすことで、状況の悪化を防げるかもしれませんし、問題とならずに過ごすことができるかもしれません。

また、もともと公的なサービスでは補うことのできない課題に対しては、新しいサービス（インフォーマルサービス）の開発や新たな解決方法を、住民自らが創造していくことも必要になります。ある地区で実施されている「買い物お助け隊」、「雪かきお助け隊」等のインフォーマルサービスは、自分の住む地域の中で、同じ悩みを抱えた人が何人もいると知ったことがきっかけになり、住民自らが開発したサービスです。こうしたインフォーマルサービスの開発を行うことは、保健福祉サービスセンターの役割の一つであり、市内を4エリアに分けて拠点を置いたのも、職員が地域をよく見渡せる場所にいるほうが、地域ニーズに合わせたインフォーマルサービスを開発しやすいと考えたからです。一つひとつの個別支援に対し、その背景にまで目を向けて、小さな課題は地域の中で解決できるような仕組みをつくること、住民の中に「地域の福祉力」を蓄積していくための働きかけや取り組みを進めていくことが、これからの保健福祉サービスセンターには必要だと考えます。

これまで、行政は「ふれあい保健福祉事業」の開発などフォーマルな部分の基盤整備に努め、社協は住民参加型の支援制度の確立や小地域における支えあい活動の推進、ボランティアの育成、福祉推進委員への活動支援など、人と人との結びつきの部分で基盤整備を行ってきました。

今後保健福祉サービスセンターの職員は、行政と社会福祉協議会がさらに一体となり、それぞれの専門性を生かしたより質の高い個別支援を提供するだけでなく、「まちづくり」という視点と意識を持

って地域の中へ出ていくことが求められます。

(2) 社協が大切にしている個別支援の視点と具体的な方向性

◎困りごとが小さいうちに発見（早期発見）し、支援することで大事に至らなくする。また、重度化するのを遅らせる。

◎フォーマル（公的）サービスでは対応できない支援を行うことで、要支援者（世帯）の暮らし全般を支える。

① 早期発見のために必要なこと

- ・支援が必要（必要となる）と思われる世帯への丁寧な個別訪問
- ・情報提供してくれる住民の確保

② フォーマル（公的）サービスでは対応できない支援を行うために必要なこと

- ・支援に参画してくれる住民の確保

③ ①と②を踏まえての具体的な方向として

- ・地域づくりを実践している「地区ボランティア」の活動を個別支援まで拡大する。
- ・個別支援に参画できる「地区ボランティア」を「地区社協」の中に明確に位置づける。
- ・個別支援に参画できる新たな人材を発掘し、「地区ボランティア」や「地区社協」の仲間を増やす。

○上記の実践で「地区ボランティア」の底辺拡大や「地区社協」の活性化を図る = 地域づくり

個別支援と
地域づくりの融



(3) 「まちづくりへ」の取り組み

① 個別支援のための情報共有

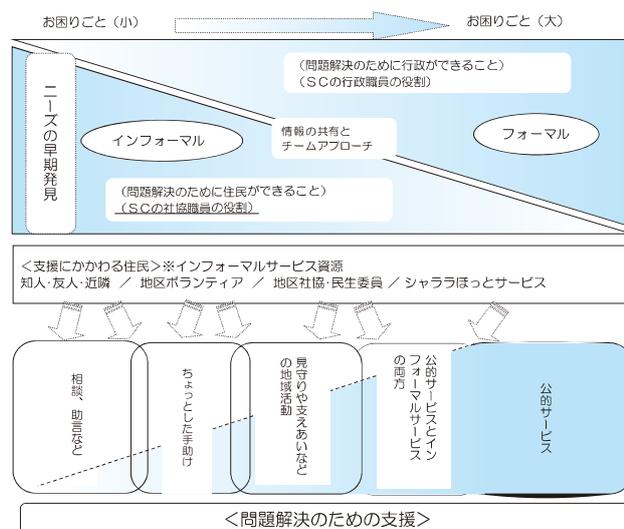
地域住民（民生児童委員、福祉推進委員、地区ボランティア、近隣の住民）からの情報収集と、情報の共有を図り、解決策の検討については保健福祉サービスセンター全体の取り組みとして行っています。

② 地区コミュニティセンターとコミュニティ運営協議会との連携

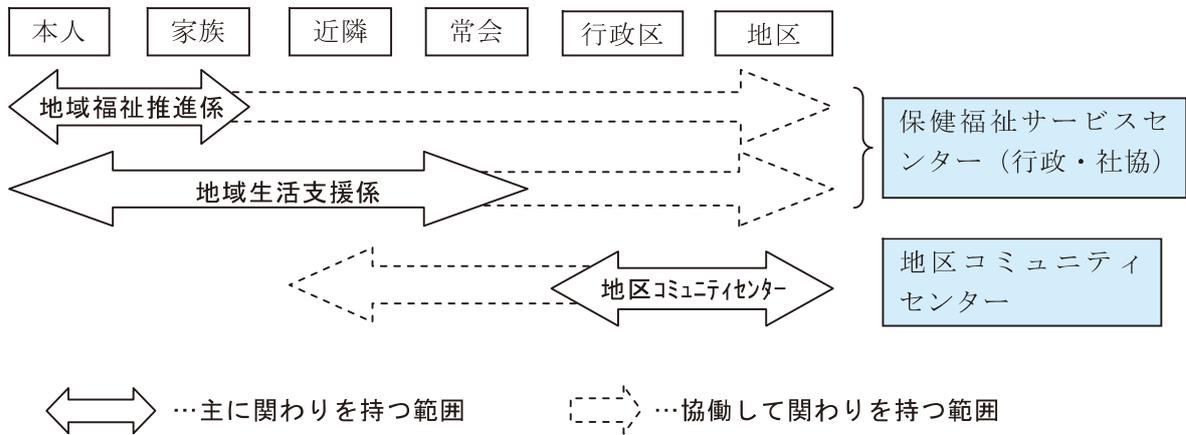
地区（4層）の拠点である地区コミュニティセンターとの連携は必要不可欠です。「まちづくり」という同じキーワードを持つ機関として、連絡や情報交換を定期的に行い、関わりを明確にした上で、まちづくりの両輪を担う意識を持つことが必要です。また、保健福祉サービスセンターの職員が、地域とつながるための方策として、地区コミュニティ運営協議会との繋がりを持つことが重要であると考えます。

地域の人を知り、資源を知り、地域の意見（ニーズ）を積極的に集めるための具体的な方策としては、地区コミュニティ運営協議会の健康福祉部会と保健福祉サービスセンターがつながることが有効であると考えました。地区コミュニティ運営協議会の健康福祉部会を活性化させ、保健福祉サービスセンターが事務局を担い定期的に部会を開催します。そして、地域の中の保健福祉サービスセンターの機能を評価する場として、地域住民の意見の集約の場として、さらには、地域の福祉課題の具体的な検討の場となるよう仕組みづくりをします。こうすることで、地域の中の保健福祉サービスセンターの存在意義を高めるとともに、地区ごとに策定された地域福祉行動計画の推進を支える役割を地区コミュニティセンターとともに担うことができると考えます。

◎フォーマルサービス・インフォーマルサービスの関係と住民がかかわる支援のイメージ



◇各機能による住民への関わり

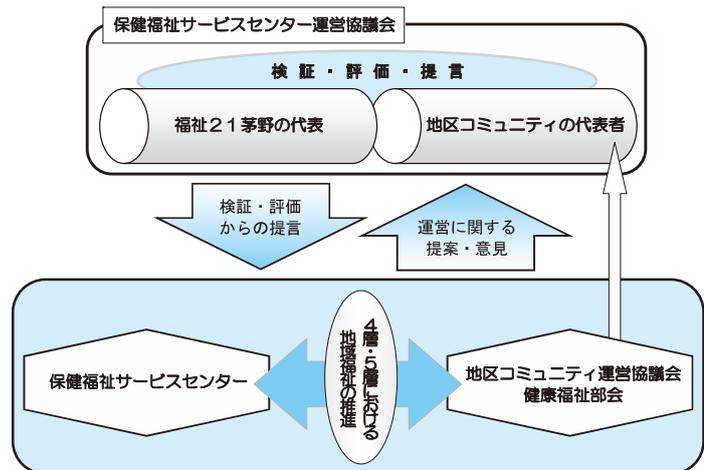


5 保健福祉サービスセンター運営協議会

(1) 設置の目的及び役割

「保健福祉サービスセンター運営協議会」については、第1次の計画策定後より設立の検討が続けられてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、市民プランで提案されたように、保健福祉サービスセンターの機能が地域において発揮されているか、地域の中で望まれる存在としての役割を果たしているかを、市民を交え得て評価・検証する機能が必要と考えます。さらには、地区コミュニティ運営協議会等の場でいただいた住民の意見を集約し、地域課題の解決策を具現化するための情報交換を行うだけでなく、保健福祉サービスセンターの機能として改善すべき点、あるいは必要なサービス等の提案があれば、具体的な検討も行える場として設置されることが望まれます。



6 職員プロジェクトの今後

職員プロジェクトでの検討をきっかけに、今後も継続して検討していくべき課題を整理しました。

- (1) 必要な業務分析と、継続的な業務内容および職員配置等についての検討
- (2) 職員の資質向上のために必要な学習会の開催。また、保健福祉サービスセンターの共通課題を解決するための検討部会などの実施。
- (3) 地域の関係機関や住民の方々からの意見集約のための具体的な検討及び集約された意見の上位機関への提案
- (4) 専門職の育成の検討と具体的な取り組みの検討 等

福祉21茅野 専門部会名簿 (◎は部会長 ○は副部会長)

障害福祉部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|---------|-----------------|
| ◎ | 柳沢 真知子 | 手をつなぐ育成会 |
| ○ | 川崎 昭仁 | 諏訪地域障害者自立支援センター |
| ○ | 小泉 千波 | 精神保健福祉士 |
| | 青沼 滋喜 | 学識経験者 |
| | 中沢 勝美 | 身体障害者福祉協会 |
| | 品川 美好 | 身体障害者福祉協会 |
| | 小池 六左エ門 | ひまわり作業所 |
| | 後藤 浩 | 社会福祉法人愛泉会 |
| | 五味 亮 | J A信州諏訪 |
| | 清水 大澄 | 民生児童委員協議会 |
| | 谷川 優子 | 聴覚障害者福祉協会 |
| | 土橋 博司 | 茅野市諏訪郡歯科医師会 |
| | 名取 陸子 | 視覚障害者福祉協会 |
| | 原田 泰子 | この街福祉会 |
| | 柳平 弘子 | 茅野市社会福祉協議会 |
| | 八巻 利幸 | (元)肢体不自由児者父母の会 |
| | 山室 典子 | R for I |
| | 高橋 美紀子 | 北部保健福祉サービスセンター |
| | 谷 こづえ | 茅野市役所 保健課 健康推進係 |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成21年11月17日 | 市民プラン・障害者保健福祉計画等、関連計画と福祉21ビーンズプランの関係についての理解 |
| 第2回 | 平成21年12月18日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第3回 | 平成22年2月1日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第4回 | 平成22年3月1日 | 第2次プランへの提言のまとめ |
| | | 作成した報告書を各委員に郵送し確認 |
| 第5回 | 平成22年6月29日 | 障害者保健福祉計画の進捗管理のため、茅野市自立支援協議会を開催。その場を借りて報告書を最終確認 |

高齢者保健福祉部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|----------------|
| ◎ | 知見 秀雄 | 医師会 |
| ○ | 大下 京子 | 介護相談員 |
| | 安藤 親男 | 西部保健福祉サービスセンター |
| | 牛山 光雄 | 高齢者クラブ連合会 |
| | 五味 亮 | J A信州諏訪 |
| | 永易 真知子 | 介護相談員 |
| | 永田 エセ子 | 介護相談員 |
| | 柳平 弘子 | 社会福祉協議会 |
| | 吉田 藤夫 | 介護相談員 |
| | 細田 道郎 | 社会福祉協議会 |
| | 塩沢 正彦 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 朝倉 歩 | 茅野市役所 保健課 |
| | 山崎 知子 | 西部保健福祉サービスセンター |

部会の開催経過

| | | |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成21年8月27日 | 市民プラン・高齢者保健福祉計画等、関連計画と福祉21ビーンズプランの関係についての理解と課題の抽出 |
| 第2回 | 平成22年3月15日 | 第2次プランへの提言のまとめ |
| | | 報告書作成後、各委員に郵送し最終確認 |

認知症部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|-------------------|
| ◎ | 安藤 親男 | 西部保健福祉サービスセンター |
| ○ | 牧島 正勝 | 認知症高齢者を抱える家族会 |
| | 内田 順子 | 高齢者クラブ連合会 |
| | 田中 育子 | 高齢者クラブ連合会 |
| | 牛山 直美 | 諏訪中央病院 医療介護相談室 |
| | 小松 明美 | 認知症高齢者を抱える家族会 |
| | 五味 富子 | 民生児童委員協議会 |
| | 五味 マサミ | 民生児童委員協議会 |
| | 真道 ふき子 | グループホームせせらぎの家 |
| | 田中 和枝 | JA信州諏訪訪問介護事業所「蓼科」 |
| | 中谷 真理子 | 桜ハウス玉川 |
| | 両角 恵子 | 訪問看護ステーションりんどう |
| | 後藤 シノブ | 茅野市社会福祉協議会(西部) |
| | 保科 実早子 | 茅野市役所 保健課 |
| | 藤森 紀子 | 特別養護老人ホーム ふれあいの里 |
| | 牛山 弘江 | 東部保健福祉サービスセンター |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成21年7月24日 | 市民プラン・高齢者保健福祉計画等、関連計画と福祉21ビーンズプランの関係についての理解 |
| 第2回 | 平成21年8月25日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第3回 | 平成21年9月30日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第4回 | 平成21年10月27日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第5回 | 平成21年11月24日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第6回 | 平成22年1月27日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第7回 | 平成22年2月25日 | 第2次プランへの提言のまとめと報告書作成 |
| 第8回 | 平成22年3月30日 | 報告書の確認 |

子育て・親育ち部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|-----------------|
| ◎ | 小池 文人 | どんぐりネットワーク茅野 |
| ○ | 武井 義親 | どんぐりネットワーク茅野 |
| | 依田 京美 | どんぐりネットワーク茅野 |
| | 木村 かほり | 茶っど倶楽部 母の輪 |
| | 田口 三智夫 | ひとり親ビーナの会 |
| | 小川 すみえ | ひとり親ビーナの会 |
| | 山室 典子 | R for I |
| | 野口 幸子 | 茅野市役所 こども・家庭支援課 |
| | 朝倉 歩 | 茅野市役所 保健課 |
| | 中谷 恵美 | 中部保健福祉サービスセンター |
| | 長田 香織 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |

部会の開催経過

| | | |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成22年5月18日 | ・市民プラン・茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）など、関連計画と福祉21ビーナスプランの関係についての理解。 ・第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第2回 | 平成22年5月31日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第3回 | 平成22年6月16日 | 提言のまとめと報告書の作成 |
| | | 修正した報告書を各委員に郵送し最終確認 |

福祉教育・学習部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|----------------------------|
| ◎ | 長田 孝 | 公民館 |
| ○ | 関塚 正嗣 | ボランティア・市民活動センター |
| | 伊藤 英次 | 茅野子ども福祉教室 |
| | 三井田 道子 | 茅野子ども福祉教室 |
| | 大貫 良昭 | 縄文いきいき百人衆 |
| | 荻原 千代美 | 縄文いきいき百人衆 |
| | 田中 みさ子 | 縄文いきいき百人衆 |
| | 柳平 明德 | 縄文いきいき百人衆 |
| | 菊地 和法 | ボランティア・市民活動センター |
| | 眞道 美枝子 | ボランティア・市民活動センター |
| | 宮坂 和生 | 学習専門委員 |
| | 朝倉 和幸 | 学習専門委員 |
| | 伊藤 玲子 | 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター |
| | 小尾 梓 | 社会福祉協議会 北部 |
| | 佐々木佐代子 | 東部保健福祉サービスセンター |
| | 丸山 久美子 | 西部保健福祉サービスセンター |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-------------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成21年8月31日 | 市民プランと福祉21ビーナスプランの関係についての理解 |
| 第2回 | 平成21年9月14日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第3回 | 平成21年10月1日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第4回 | 平成21年12月14日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第5回 | 平成22年1月19日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第6回 | 平成22年2月1日 | 第2次プランへの提言のまとめと報告書作成 |
| 第7回 | 平成22年2月17日 | 報告書の確認 |
| | | 修正した報告書を各委員に郵送し最終確認 |

ボランティア・市民活動部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|----------------------------|
| ◎ | 細田 岩信 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| ○ | 伊東 俊夫 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 河手 恵 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 菊池 和法 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 小池 すみ子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 篠原 郁子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 眞道 美恵子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 関塚 正嗣 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 中村 勝子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 永易 真知子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 藤木 文 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 三井田 道子 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 山田 武美 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 依田 京美 | ボランティア・市民活動センター運営委員会 |
| | 伊藤 玲子 | 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-------------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成21年9月1日 | 市民プランと福祉21ビーナスプランの関係についての理解 |
| 第2回 | 平成21年9月30日 | 課題の抽出と整理 |
| 第3回 | 平成21年10月20日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第4回 | 平成21年11月5日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第5回 | 平成21年11月17日 | 第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第6回 | 平成21年12月3日 | 第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第7回 | 平成22年1月26日 | 提言のまとめと報告書の作成 |
| 第8回 | 平成22年2月18日 | 報告書の確認 |

福祉移送を考える会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|------------------|
| ◎ | 知見 秀雄 | 医師会 |
| ○ | 篠原 郁子 | シャララほっとサービス運営委員会 |
| | 長谷川 光子 | 地区ボランティアコーディネーター |
| | 塩沢 征 | 地区ボランティアコーディネーター |
| | 牛山 サエミ | 地区ボランティアコーディネーター |
| | 永易 真知子 | シャララほっとサービス運営委員会 |
| | 吉田 藤夫 | 移送サービス運行協力員 |
| | 伊藤 功 | 移送サービス運行協力員 |
| | 丸茂 丈実 | 社会福祉協議会 |
| | 寺島 範和 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 三井 潤 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 第1回 | 平成21年9月4日 | ・茅野市の公共交通の現状と課題の把握 ・課題の抽出と提言内容の整理 |
| | | 報告書作成後、各委員に郵送し最終確認 |

多文化共生部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|-----------|-----------------|
| ◎ | 岡元 春美 | NPO法人ねこじゃらし茅野 |
| ○ | 矢崎 昌彦 | 諏訪中央病院 |
| | 王 崇娟 | 外国籍住民相談員 |
| | 小池 美樹 ルシア | 外国籍住民相談員 |
| | 小平 エリザベス | NPO法人ねこじゃらし茅野 |
| | 中村 達弥 | 歯科医師会 |
| | 塩原 久 | ボランティア |
| | 長谷川 美帆 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 篠原 浩一 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 岩下 弘樹 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 金子 さえ子 | 茅野市役所 こども・家庭支援課 |
| | 小穴 範子 | 茅野市役所 保健課 |
| | 寺沢 由美子 | 東部保健福祉サービスセンター |

部会の開催経過

| | | |
|-----|-------------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成21年8月17日 | 市民プランと福祉21ピーナスプランの関係についての理解 |
| 第2回 | 平成21年9月14日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第3回 | 平成21年10月19日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第4回 | 平成21年11月16日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第5回 | 平成22年2月15日 | 第2次プランへの提言のまとめと報告書作成 |
| | | 修正した報告書を各委員に郵送し最終確認 |

健康・検診部会員名簿

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|-----------|
| ◎ | 宮本 真理夫 | 医師会 |
| ○ | 田中 敦子 | 保健指導員連合会 |
| | 林 直樹 | 医師会 |
| | 中村 達弥 | 歯科医師会 |
| | 竹村 逸子 | 栄養士会 |
| | 牛山 光雄 | 高齢者クラブ連合会 |
| | 伊藤 博夫 | 国保運営協議会 |
| | 伊東 初枝 | 永明小学校 |
| | 武田 朱美 | 市民 |
| | 永由 真理 | 市民 |

部会の開催経過

| | | |
|-----|------------|-------------------------|
| 第1回 | 平成22年1月27日 | 福祉21茅野と福祉21ピーナスプランについて |
| 第2回 | 平成22年2月24日 | 部会の方向性の確認 |
| 第3回 | 平成22年4月8日 | 健診申込書、健診手帳について |
| 第4回 | 平成22年6月10日 | 健診申込書、健診手帳について |
| 第5回 | 平成22年7月22日 | 健診申込書、健診手帳について |
| 第6回 | 平成22年8月27日 | 健診申込書、健診手帳について |
| 第7回 | 平成22年11月4日 | 未受診者へのアンケートについて |
| 第8回 | 平成23年1月20日 | 医療費と特定検診について |
| 第9回 | 平成23年2月7日 | ヘルスアップポイント（健康マイレージ）について |

災害時住民支えあい部会

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|-------|---------------------|
| ◎ | 小尾 定良 | 豊平地区福祉推進委員連絡会「豊福の会」 |
| ○ | 長田 尚吾 | 豊平地区社協 |
| | 柳澤 昭弘 | 豊平地区社協事務局 |
| | 渋沢 務 | 消防署 |
| | 三村 直久 | 消防署 |
| | 柳沢 正広 | 茅野市役所 防災対策課 |
| | 伊藤 孝 | 茅野市役所 防災対策課 |
| | 丸茂 丈実 | 社会福祉協議会 |
| | 守矢 英敏 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |
| | 清水 昌夫 | 茅野市役所 地域福祉推進課 |

部会の開催経過

| | | |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成22年4月9日 | 市民プランと福祉21ビーンズプランの関係についての理解と課題の抽出 |
| 第2回 | 平成22年4月30日 | 課題の整理と第2次プランへの提言についての意見交換 |
| 第3回 | 平成22年5月19日 | 第2次プランへの提言のまとめと報告書作成 |
| 第4回 | 平成22年6月11日 | 報告書の確認 |

職員プロジェクトチーム名簿

| | 氏名 | 所属団体 |
|---|--------|----------------|
| ◎ | 伊東 ますみ | 東部保健福祉サービスセンター |
| ○ | 安藤 親男 | 東部保健福祉サービスセンター |
| ○ | 樋口 みえ子 | 中部保健福祉サービスセンター |
| ○ | 牛山 俊夫 | 北部保健福祉サービスセンター |
| | 依田 利文 | 西部保健福祉サービスセンター |
| | 牛山 重喜 | 東部保健福祉サービスセンター |
| | 神前 陽子 | 東部保健福祉サービスセンター |
| | 笠原 沙織 | 西部保健福祉サービスセンター |
| | 清水 利恵 | 北部保健福祉サービスセンター |
| | 森井 潤 | 地域福祉推進課 |
| | 長田 香織 | 地域福祉推進課 |
| | 関 景子 | 保健課 |
| | 辻井 まどか | こども・家庭支援課 |
| | 丸茂 丈実 | 社会福祉協議会 |
| | 後藤 シノブ | 社会福祉協議会 |

プロジェクトの開催経過

| | | |
|------|-------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 平成21年9月7日 | 職員プロジェクトの進め方についての検討 |
| 第2回 | 平成21年9月24日 | 第1次プランの検証および、保健福祉サービスセンターの現状についてフリー |
| 第3回 | 平成21年10月5日 | 第1次プランの検証と課題の抽出 |
| 第4回 | 平成21年12月22日 | 第1次プランの検証と課題の抽出(意見交換) |
| 第5回 | 平成22年1月14日 | 職員プロジェクトチーム職員によるアンケートの実施 |
| 第6回 | 平成22年1月28日 | アンケートアンケート結果の検証と課題のまとめ |
| 第7回 | 平成22年2月10日 | 保健福祉サービスセンター運営協議会等具体的な内容の検討 |
| 第8回 | 平成22年2月24日 | 中間まとめ(円卓会議資料の作成) |
| 第9回 | 平成22年3月11日 | 円卓会議での意見を受け、プロジェクトの報告書の作成を開始 |
| 第10回 | 平成22年4月21日 | 報告書の内容についての検討、意見交換 |
| 第11回 | 平成22年4月22日 | 報告書の内容についての検討、意見交換 |
| 第12回 | 平成22年5月17日 | 報告書の内容についての検討、意見交換 |
| 第13回 | 平成22年6月3日 | 報告書の作成・修正 |
| 第14回 | 平成22年6月21日 | 報告書の最終確認・完成 |

資料 2 各地区の「地域福祉行動計画」の概要

第2次福祉21ビーンズプランの策定にあたって「地域コミュニティによる地域福祉の増進」を重要課題として位置付け、地域での地域福祉の推進と活動の目標となる「地域福祉行動計画」を9地区7区で策定いただきました。

今後は、策定された地域福祉行動計画をもとに、それぞれの区・自治会が実践できる目標を検討し、計画的に実践を重ねることで地域福祉が推進されることを期待しています。

ここでは、9地区7区それぞれで策定された地域福祉行動計画の概要と、地区の特色があふれた計画の表紙を掲載しました。

○ちの地区

(上原区・横内区・茅野町区・仲町区・塚原区・本町区・城山区)

○宮川地区

○米沢地区

○豊平地区

○玉川地区

○泉野地区

○金沢地区

○湖東地区

○北山地区

○中大塩地区

上原区

住みよいまちづくり計画

地域福祉行動計画 ■平成22年～26年



わたしたちは、このまちで暮らします。このまちが住みよいまちであることを願っています。

ここに住む一人ひとりが、住みよいまちをつくる目標に向かって心をひとつに行動すれば、住んでいてよかった、ず～っと住んでいたいまちになるとの思いで、この計画をつくりました。

上原区地域福祉行動計画

| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 「上原区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|-------------------|

| | |
|------|--------------------|
| 基本理念 | あいさつがいきかう明るく元気な上原区 |
|------|--------------------|

計画の概要

| | |
|---------------------------------------|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「4つの重点目標」⇒「11の行動目標」⇒「実施目標」の体系 |
| 実施主体 | 上原区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 上原区で、年に1度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 ■重点目標 ◆行動目標 ○私たちができること | <p>■暮らしやすい、まちにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全を進めましょう ○子どもの登下校の見守り。雪かきの協力。コサ切り。 ◆ゴミの落ちていないきれいなまちにしましょう ○犬・猫のフンの後始末。ゴミ拾い。 ◆お互い様の気持ちで暮らしのルールを守ろう ○全体のマナーの向上。子どもにゴミの出し方、資源物の分け方を教える。 <p>■自然が豊か、歴史文化の誇れるまちにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自然と仲良く付き合ひましょう ◆遺跡の保存を進めましょう ◆伝統文化を継承していきましょう ○行事へ積極的に参加する。 <p>■みんなが元気で、仲がよいまちにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆あいさつをしっかりしましょう ○家庭内のあいさつ。近所同士・子どもへの声かけ、あいさつなど。 ◆コミュニケーションづくりを進めましょう ○ボランティア活動に参加、協力。区行事への参加。弱者を大切にするなど。 ◆隣近所の声かけ・見守りを進めましょう ○近所づきあいを密にする。一人暮らしの方の話し相手、訪問手伝いなど。 <p>■災害に強いまちにしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆危険個所を知っておきましょう ○消防協力隊に入る。 ◆災害時の対応を学びましょう ○行事へ積極的に参加する。 |

横内区 住みよいまちづくり計画

私たちは、このまちで暮らします。

このまちが住みよいまちであることを願っています。

ここに住む、一人ひとりが住みよいまちをつくる目標

に向かって、心を一つに行動すれば、住んでいてよか

った、ず〜っと住んでいたいまちになるとの思いで、

この計画をつくりました。



横内区地域福祉行動計画

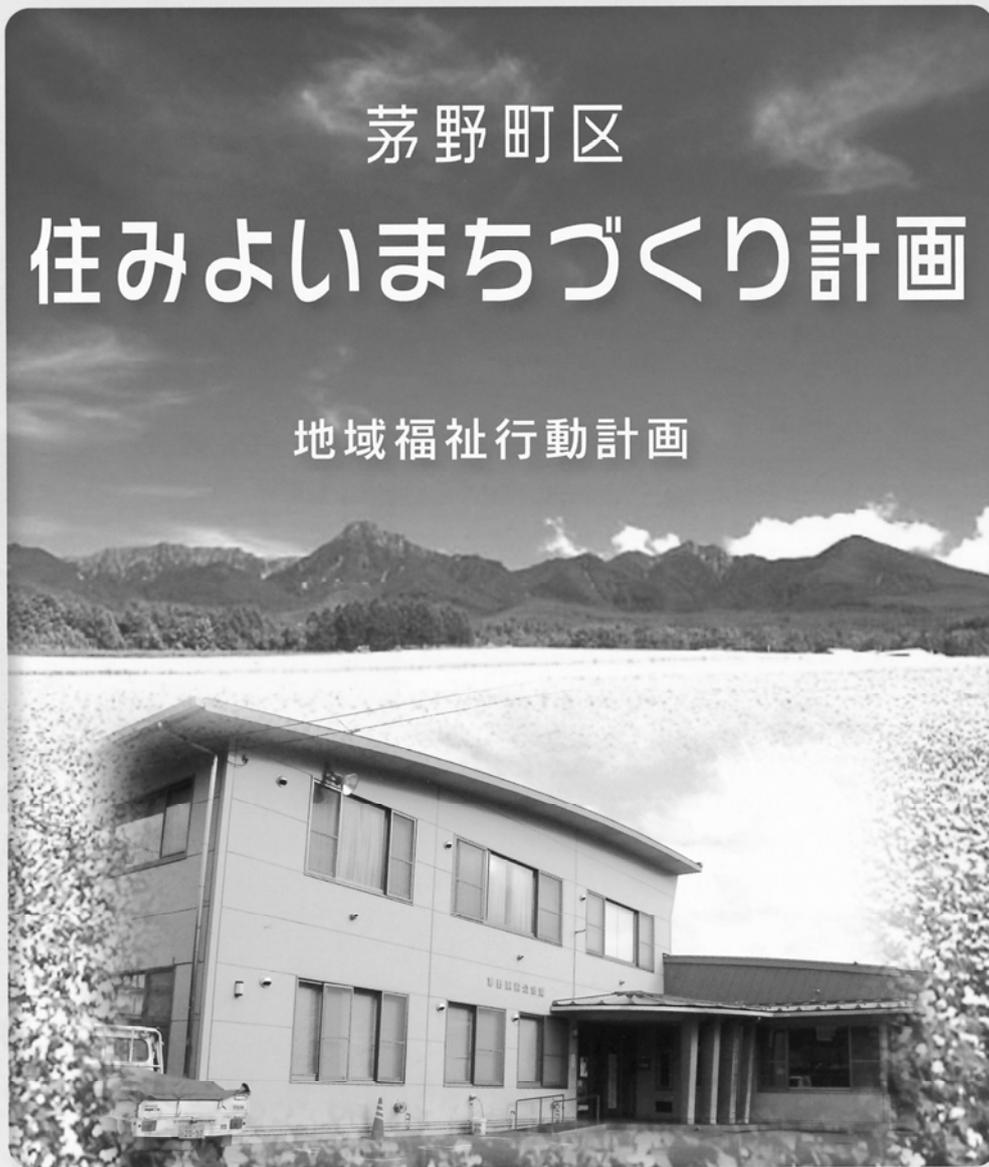
| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 「横内区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|-------------------|

| | |
|------|----------------------|
| 基本理念 | 世代間・隣近所が交流する元気なまち 横内 |
|------|----------------------|

計画の概要

| | |
|------|----------------------------------|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「3つの重点目標」⇒「7つの行動目標」⇒「実施目標」 |
| 実施主体 | 横内区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 横内区で、年に 1 度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |

| | |
|--|---|
| <p>目標と行動</p> <p>■重点目標</p> <p>◆行動目標</p> <p>○私たちができること</p> | <p>■<u>人のつながりを大切にしましょう</u></p> <p>◆交流の場づくりをしましょう</p> <p>○区行事への積極的な参加。</p> <p>○ボランティア活動への参加、協力。</p> <p>○行事の提案。新しい入区者との交流。</p> <p>◆<u>伝統文化の継承をしましょう</u></p> <p>○各行事への積極的参加。</p> <p>◆<u>あいさつ・声掛けをしましょう</u></p> <p>○子どもへの声かけ。</p> <p>○お年寄りや隣近所への声かけ。あいさつ。</p> <p>■<u>環境を良くしましょう</u></p> <p>◆<u>ごみのないまちにしましょう</u></p> <p>○家の周りのごみ拾い。</p> <p>○資源ごみ分別の徹底。</p> <p>◆<u>環境の整備を進めましょう</u></p> <p>○雪かき（通学路、隣近所の除雪）。草取り。</p> <p>■<u>災害に強いまちにしましょう</u></p> <p>◆<u>自然災害に備えましょう</u></p> <p>○防災訓練への参加。避難路、避難場所の確認。</p> <p>○避難袋の用意。</p> <p>◆<u>犯罪の起きないまちにしましょう</u></p> <p>○登下校時の見守り、声かけ。</p> <p>○不審者の通報。</p> <p>○近所付き合いを密にする。</p> |
|--|---|



茅野町区 住みよいまちづくり計画

地域福祉行動計画

わたしたちは、このまちで暮らします。
このまちが住みよいまちであることを願っています。
ここに住む一人ひとりが、住みよいまちをつくる目標に向かって心を
ひとつに行動すれば、住んでいてよかった、ず〜っと住んでいたいま
ちになるとの思いで、この計画をつくりました。

茅野町区地域福祉行動計画

| | |
|------|--------------------|
| タイトル | 「茅野町区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|--------------------|

| | |
|------|------------------|
| 基本理念 | みんな元気な支えあいのまち茅野町 |
|------|------------------|

計画の概要

| | |
|-------|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「2つの重点目標」⇒「8つの行動目標」⇒「実施目標」 |
| 実施主体 | 茅野町区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 茅野町区で、年に 1 度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 | <p>■ <u>みんなでふれあい あったかいまちをつくろう！</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民誰もが楽しく行事に参加できる工夫をして、みんなで交流しよう <ul style="list-style-type: none"> ○ 区行事への積極的な参加。 ○ 世代間交流の場をつくる。長持の伝承。 ◆ 日頃から隣近所で声を掛け合おう <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣同士（隣組）仲良く声を掛け合う。近隣の助け合い。 ○ 高齢者の相談相手になる。 ◆ 高齢者から子どもまで、憩える場を近所につくろう。 <ul style="list-style-type: none"> ○ みんなのためにボランティア。世代間交流の場をつくる。 ○ 丁目ごとのお茶飲み会。公園の整備（区画整理） ◆ 自ら健康づくりに取り組もう <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康でいる。可愛い年寄りになる。親の面倒を見る。 <p>■ <u>安心、安全な暮らしやすいまちをつくろう！</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃から防火、防犯を心がけ、子どもたちにも積極的に声をかけよう <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の助け合い。あいさつ。 ◆ 災害時にみんなが安全に避難できる体制をつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の相談相手になる。みんなのためにボランティア。 ○ 災害時避難経路の作成（訓練） ◆ 区内の環境整備をすすめ、緑豊かな茅野町をつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境整備。子ども、女性の区行事への積極的参加。 ◆ 商店街の活性化と住みよい茅野町をつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境整備。商店の存続。空き店舗の活用。 |

仲町区

住みよいまちづくり計画



私たちは、このまちで暮らします。
このまちが住みよいまちであることを願っています。
ここに住む一人ひとりが、住みよいまちをつくる目標に向かって、
心を一つに行動すれば、住んでいてよかった、ず〜っと住んでいた
いまちになる、との思いでこの計画をつくりました。

仲町区公式ホームページ

<http://www16.plala.or.jp/nakamachii/>

仲町区地域福祉行動計画

| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 「仲町区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|-------------------|

| | |
|------|----------------------|
| 基本理念 | ふれあいと助け合い、仲のよいまち「仲町」 |
|------|----------------------|

計画の概要

| | |
|---|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの5か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「2つの重点目標」⇒「6つの行動目標」⇒「実施目標」 |
| 実施主体 | 仲町区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 仲町区で、年に1度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 ■重点目標 ◆行動目標 ○私たちができること | <p>■<u>笑顔であいさつ、豊かな心かよう町をつくろう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区民の交流をもとう <ul style="list-style-type: none"> ○行事への積極的参加。 ○声かけ、誘い合い参加する。 ○人付き合いを大切にする。 ◆気持ちよあいさつ 声かけをしよう <ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ、声かけ。 ○近所の人と知り合う。井戸端会議。 ◆思いやり、助け合い、支え合う活動を広めよう <ul style="list-style-type: none"> ○困っている人への手助け（お年寄りの送迎、ゴミ出し、雪かき等）。 ○ちょっとしたお世話。 ○ボランティア活動に参加協力。 <p>■<u>自然と共存した安心・安全な 住みやすい町をつくろう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防犯・防災・事故防止に努めよう <ul style="list-style-type: none"> ○災害への備え。防犯意識を高める。 ○災害時の情報伝達方法の確認。 ○緊急災害訓練への参加。 ○交通ルールを守る。 ◆自然環境の維持と生活環境の整備に努めよう <ul style="list-style-type: none"> ○エコ、美化活動。ゴミ拾い。区内、公共の場清掃。 ○ゴミステーションの整備。クリーンウォーク等の参加。 ○ゴミの減量。雪かき。 ◆町の資産（商業・観光）を活かそう（市民館・区民会館・映画館・飲食店） <ul style="list-style-type: none"> ○旅人や往来する人々をやさしく迎える。 ○町の活性化を考える。 |

塚原区 住みよいまちづくり計画



私たちは、このまちで暮らします。
このまちが住みよいまちであることを願っています。
ここに住む、一人ひとりが住みよいまちをつくる目標に向かって、
心を一つに行動すれば、住んでいてよかった、ず〜っと住んでいた
いまちになるとの思いで、この計画をつくりました。

【計画期間：平成 22 年～平成 26 年】

塚原区地域福祉行動計画

| | |
|------|---------------------|
| タイトル | 「塚原区 住みよいまちづくり計画」 |
| 基本理念 | えがお・げんき・にぎわいのあるまち塚原 |

計画の概要

| | |
|---|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「2つの重点目標」⇒「6つの行動目標」⇒「実施目標」 |
| 実施主体 | 塚原区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 塚原区で、年に 1 度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 ■重点目標 ◆行動目標 ○私たちができること | <p>■<u>ふれあい・たすけあい コミュニケーションを図ろう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあい交流の場づくり <ul style="list-style-type: none"> ○区の行事に積極的に参加する。 ○縁側サロン。 ○子育て支援。 ◆笑顔であいさつ <ul style="list-style-type: none"> ○声かけ、助け合い ○笑顔であいさつをする。 ◆ボランティア活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○ちょっとしたお手伝い。 ○ボランティア活動への参加協力。 ○高齢者支援。 ○子どもの相手や子育て支援。 <p>■<u>安心、安全 明るい街をつくろう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防犯、防災に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や一人暮らしの方への声かけ、助けあい。 ○パトロールなどしっかりやっていく ◆「お互いさまっぷ」作成活用 <ul style="list-style-type: none"> ○区行事（避難訓練等）への参加。 ○弱者の支援 ◆住みよい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ減量。エコ生活。ゴミ拾い。花いっぱい運動。 ○環境整備。道路の草刈り。 |

平成 22 年～平成 26 年

本町区 (地域福祉行動計画)

住みよいまちづくり計画

わたしたちは、このまちで暮らします。

このまちが住みよいまちであることを願っています。

ここに住む一人ひとりが、住みよいまちをつくる目標に向かつて心をひとつに行動すれば、住んでいてよかった、ずっと住んでいたいまちになるこの思いで、この計画をつくりました。

住んでいてよかった
イキイキ
本町

伝え受け継ぐ伝承の響き：どんと焼きふれ太鼓



伝統のまち本町

本町区地域福祉行動計画

本町区地域福祉行動計画

| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 「本町区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|-------------------|

| | |
|------|--------------------------|
| 基本理念 | 先人の心を伝える 自然豊かな ふれあいのまち本町 |
|------|--------------------------|

計画の概要

| | |
|---|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの5か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「2つの重点目標」⇒「8つの行動目標」⇒「実施目標」 |
| 実施主体 | 本町区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 本町区で、年に1度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 ■重点目標 ◆行動目標 ○私たちができること | <p>■<u>みんなであいさつを交わし、みんながふれあえる本町にしよう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆歴史ある本町の伝統文化を大切にしよう <ul style="list-style-type: none"> ○区行事へ積極的に参加する。小さい頃の行事を語り継ぐ。 ○本町区民でいる。 ◆誰もが参加できる交流の場を工夫し、みんなでふれあおう <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動をする。障害者との交流、趣味を伝える。 ○子どもや高齢者に本を読む。みんなで歌を歌うことをすすめる。 ◆子どもも大人も笑顔であいさつを交わそう <ul style="list-style-type: none"> ○笑顔であいさつ。隣づきあい。 ○隣の人に声をかける。近所との友好関係。 ◆楽しく健康づくりをしよう <ul style="list-style-type: none"> ○自分でできる健康増進（マレットゴルフ、ジョギング等） ○健康に気をつける。車に乗らずバス、自転車、徒歩。 <p>■<u>自然豊かで安心、暮らしやすい本町にしよう</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆隣近所の見守り、助け合いから、災害時にも支えあえる仕組みをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○組を中心とした助け合い。助け合いボランティア ○高齢者の困ることを手伝う。隣近所の高齢者に常に目を向ける。 ◆誰もが安心して散歩や買い物ができる町並みをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり勉強会へ参加する。できるだけ地元で買い物をする。 ◆緑豊かな自然環境を整備しよう <ul style="list-style-type: none"> ○家の前などのゴミ拾い。ゴミ出し、分別のルールを守る。 ○町をきれいにする。上川の草刈。草取り。道路の改良。 |

城山区住みよいまちづくり計画

地域福祉行動計画



城山区全景

わたしたちは、このまちで暮らします。
このまちが住みよいまちであることを願っています。
ここに住む一人ひとりが、住みよいまちをつくる目標に向かって心を
ひとつに行動すれば、住んでいてよかった、ず〜っと住んでいたいま
ちになるとの思いで、この計画をつくりました。

城山区地域福祉行動計画

| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 「城山区 住みよいまちづくり計画」 |
|------|-------------------|

| | |
|------|-------------|
| 基本理念 | 「活気」あふれる城山区 |
|------|-------------|

計画の概要

| | |
|---|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「3つの重点目標」⇒「8つの行動目標」⇒「実施目標」の体系 |
| 実施主体 | 城山区民（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | 城山区で、年に 1 度は改善点を協議し、次年度の事業へ反映する。 |
| 目標と行動 ■重点目標 ◆行動目標 ○私たちがで きること | <p>■ふれあいの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区および各団体行事への参加 <ul style="list-style-type: none"> ○区行事へ参加し、皆と交流する。若い人が計画した行事を応援する。 ○なるべく行事に参加して盛りあげる。 ◆伝統文化の継承 <ul style="list-style-type: none"> ○積極的に伝統行事に参加する。 ◆交流の輪 <ul style="list-style-type: none"> ○若い人たちが城山に残りたいと思う環境をつくる。 ○サークル活動に積極的に参加する。仲間作りを積極的にしていく。 <p>■生かそう皆の力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアの育成・活動 <ul style="list-style-type: none"> ○協力できるグループへの積極的参加。 ○必要とされたときにお手伝いをする。 ◆活動の場・機会 人材活用 <ul style="list-style-type: none"> ○自分で作った野菜を格安販売。人や周りに迷惑をかけない。 ○持っている資格を生かす。 ◆安心・安全なまちづくり 自然・環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○マナーを守る。クリーンウォークへの参加。 <p>■支え合い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆城山区おたすけ隊 <ul style="list-style-type: none"> ○買い物のお手伝い。おたすけ隊の支援。区民の助け合い運動。 ◆近所同士の声かけ・見守り あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ○互助活動。ゴミ出し。声かけ。話し相手。 ○生活一般の手助け。あいさつをかわす。 |

保存版

宮川地区地域福祉行動計画



宮川地区社会福祉協議会
宮川地区コミュニティ運営協議会

平成21年4月

宮川地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|--|
| タイトル | 「美や川 すまいるプラン」 |
| キャッチフレーズ | す みよい まち みやがわ い きいきとしている る みやがわ |
| 基本理念 | 誰もが「尊重」され、誰もが「安心」して暮らせる宮川地区を目指し、みんなで考え、みんなで支えあえる地域づくりを目指します。 |

計画の概要

| | |
|-----------------------------|---|
| 計画期間 | 平成 21 年度から 25 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「目標」⇒「実施内容」⇒「実施計画」⇒「具体的な取り組み」 |
| 実施主体 | 宮川地区社会福祉協議会 宮川地区コミュニティ運営協議会 |
| 進行管理 | 進行管理委員会を設置し、1年に1回改善点を協議 |
| 目標と行動 ■実施内容 ○具体的な取り組み | <p><u>目標1 あいさつがいきかうまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■あいさつ月間の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動 地区社協だより等の発行、チラシ等の回覧。 ○あいさつ月間の実施。(年2回の実施) ○啓発チラシ等を学校などに随時届け、一緒にあいさつ運動をする。 <p><u>目標2 安心してらせるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■支え合いマップづくり <ul style="list-style-type: none"> ○各区・自治会でのマップづくりを応援する。研修会の開催。 ■子どもの見守り <ul style="list-style-type: none"> ○各区・自治会での登下校時のパトロールの応援をする。 <p>※各区で(仮称)「ささえあい連絡会」を設置し、情報交換をします。</p> <p><u>目標3 支えあいができるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉推進委員の育成・活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉推進委員研修の研修委員会を設置。研修会を開催。 ■ボランティアの育成 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動研修の研修委員会を設置する。 |

地域の恵みと人の絆

米沢ビーナスプラン

「地域福祉行動計画」



資料編



2010-2014
米沢地区コミュニティ運営協議会

国宝 土偶「縄文のビーナス」
米沢棚畑遺跡出土

米沢地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|---------------------|
| タイトル | 「米沢ビーナスプラン」 |
| キャッチフレーズ | 地域の恵みと人の絆 |
| 基本理念 | 今ある豊かな自然を守り人の輪を広げよう |

計画の概要

| | |
|-----------|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「2つの重点目標」⇒「6つの行動目標」 ⇒「一人ひとり、または団体の行動」 |
| 実施主体 | 米沢地区コミュニティ運営協議会 ※実践は、米沢地域に関わるすべての方（区・自治会・各種団体・個人） |
| 進行管理 | コミュニティ運営協議会で、年 1 回以上必要に応じて実施状況や問題点、改善点等協議し、次年度以降の活動へ反映する。 |
| 目標と行動 | <p>重点目標 1 笑顔でお互いさまの助け合いを広めよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行動目標① 支え合いの心を育てよう <ul style="list-style-type: none"> ○目配り、気配りとおかげさまの心を持つ。 ◇ボランティア活動。広報活動の充実、支えあいマップの作成など。 ■行動目標② 子ども・高齢者・障害者にやさしいまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○小さな親切を心がける。ボランティア活動への参加。 ◇未収園児の集い。高齢者ふれあい親睦会など。 ■行動目標③ あいさつで、あたたかい人の輪を広げよう <ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ、声かけをしよう。行事への積極的参加。 ◇地区公民館活動。コミュニティまつり。区民祭など。 <p>重点目標 2 自然と伝統を守り住みよい環境をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行動目標④ 緑豊かな住みよい環境をつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○地産地消の推進。家周りの草刈り。花を育てよう。 ◇クリーンウォーク。環境美化活動。里山の整備など。 ■行動目標⑤ 伝統と財産を継承していこう <ul style="list-style-type: none"> ○郷土食や伝統的な技術の伝承。 ◇農地の保全。地域の祭の伝承。遺跡の保存など。 ■行動目標⑥ 安心・安全の地域をつくろう <ul style="list-style-type: none"> ○防犯防災意識の高揚。不審者への注意、通報。 ◇防災マップ作成と防災訓練。地域の見守り、パトロールなど。 |
| ■行動目標 | |
| ○一人ひとりの行動 | |
| ◇団体の活動 | |

保存版

2010～2014

あだじゃねえが あんばいよく やらむあ

豊平地区地域福祉行動計画

～ みんなで考え、支えあいができる行動を示した計画～

ふれあえる

とよひら

すみよい

豊平地区

地域福祉行動計画策定委員会

豊平地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|-------------------------|
| タイトル | みんなで考え、支えあいができる行動を示した計画 |
| キャッチフレーズ | あだじゃねえが あんばいよく やらざあ |
| 基本理念 | だれもが ふれあえる すみよい地域 |

計画の概要

| | |
|-------------------------|---|
| 計画期間 | 平成22年度から平成26年度までの5ヵ年計画 |
| 計画体系 | 「基本理念」「基本目標」「基本計画」「実施計画」 |
| 実施主体 | 豊平地区地域福祉行動計画 推進部会と部会関連団体 |
| 進行管理 | 管理委員会を設置し、一年に一回本計画について協議 |
| 基本目標1 ●基本計画 ◆実施計画 | <p>基本目標1 ふれあえる地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>地域事業への参加</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆地区や各区・自治会で計画される行事への積極的な参加や協力 ◆子どもから高齢者まで参加できるしくみづくり ●<u>「サロン」づくり</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆人とのふれあいや健康づくりの場 ◆自然、文化、歴史とのふれあいの場 ◆土とのふれあいの場 ●<u>ボランティア活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動を通して地域や人との出会い、ふれあい ◆大人も子どもも一緒にできるボランティア活動 ◆だれでも、少しでもボランティア ●<u>各区・自治会独自の計画</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆伝統行事の継承 ◆この計画に盛り込まれていない各区・自治会の課題等 |
| 基本目標2 ●基本計画 ◆実施計画 | <p>基本目標2 すみよい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>防犯・防災の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆「支えあいマップ」づくり ◆防災訓練の実施 ●<u>子どもの安全確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆通学路の安全確保 ◆学校との連携を密にする ◆地区、区・自治会でできること（場合によっては行政や警察と協働） ●<u>公共マナーの向上</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆不法投棄の防止 ◆公共の場所や施設の利用マナー啓発 ◆飼い主へのペットマナー（ふん、尿などの問題）啓発 ●<u>各区・自治会独自の計画</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆良いところを次世代に伝える ◆この計画に盛り込まれていない各区・自治会の課題等 |

玉川 玉川地区地域福祉行動計画

きずなプラン

あいさつで生まれるつながり

見守り訪問

お元気
ですか？



おかえり

安心の家



いつも
お世話様

ただいま！

元気かい？

こんにちわ



資源物収集

玉川地区コミュニティ運営協議会
玉川地区社会福祉協議会

玉川地区地域福祉行動計画

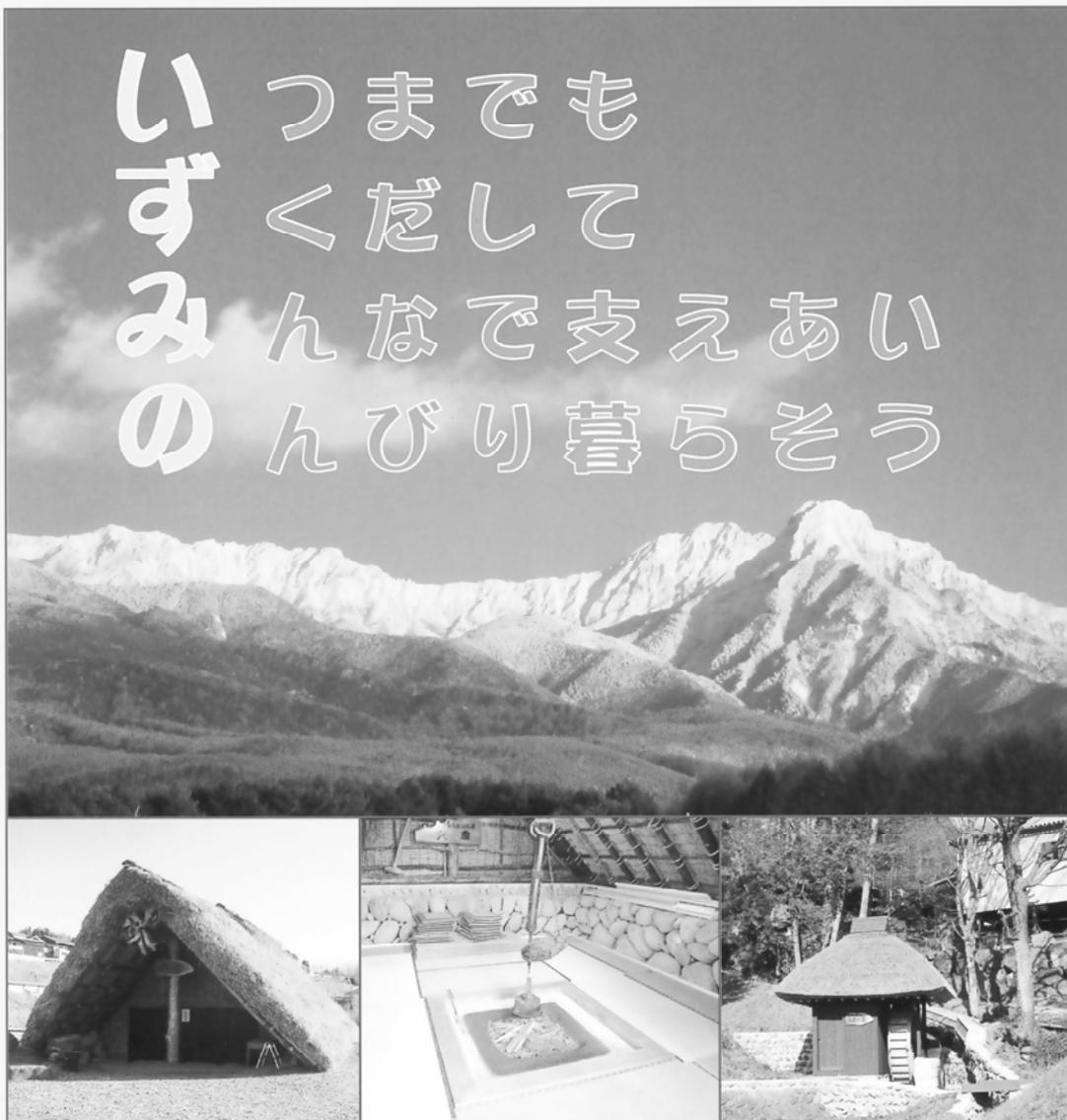
| | |
|----------|--|
| タイトル | 「玉川 きずなプラン」 |
| キャッチフレーズ | た がいに ま わりを気づかい が っちり支え合う わ をつくろう。 |
| 基本理念 | 地域や絆を大切にしたい安心してらせる玉川 |

計画の概要

| | |
|-------|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「共通目標」⇒「2つの基本目標」⇒「行動指針」⇒「具体的な行動」 |
| 実施主体 | 玉川地区コミュニティ運営協議会、玉川地区社会福祉協議会 ※具体的な行動は、区・自治会・各種団体・一人ひとり |
| 進行管理 | 進行管理委員会により、年 1 回、進行状況や新たな課題など協議し、見直しをする。 |
| 目標と行動 | <p><u>共通目標 あいさつでつながる玉川</u> まず、あいさつすることからはじめてみよう。 ○あいさつ運動の実施と参加、隣組・ご近所の声かけや見守り など。</p> <p><u>基本目標1 人と人の絆でむすぶ玉川</u></p> <p>■絆づくり（連携強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区や区・自治会の行事への参加。世代間交流事業の実施。 ○団体間の連携強化。保育園、小中学校との連携 など。 ○玉川コミュニティまつりの開催。区・自治会の各種行事への参加 など。 <p>■活かそうみんなの力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに参加する活動の場や機会をつくる。 ・福祉推進委員の活動の充実。ボランティア・地域活動の育成や支援。 ○福祉推進委員連絡会や研修会の開催。情報誌の発行。 ○ボランティアや地域活動への積極的な参加。 <p><u>基本目標2 安心してらせる玉川</u></p> <p>■支え合いの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い地域づくり。支えあいマップの活用。子どもたちの見守り。 ○認知症の研修会、いきいきサロンの開催。防災訓練の実施。 ○ごみ出し、買い物などの支援活動。子どもの登下校時の見守り など。 |

泉野地区地域福祉行動計画

い つまでも
ず ぐだして
み んなで支えあい
の んびり暮らそう



泉野地区コミュニティ運営協議会
泉野地区社会福祉協議会

泉野地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|-------------------------------|
| タイトル | 「泉野地区地域福祉行動計画」 |
| キャッチフレーズ | いつまでも すぐだして みんなで支えあい のんびり暮らそう |
| 基本理念 | おたがいに あんぜん あんしんな すみいい 泉野 |

計画の概要

| | |
|------------|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの5か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「4つの目標」⇒「計画」⇒「活動」 |
| 実施主体 | 地域住民、支えあいの会、地区社会福祉協議会、各種団体 |
| 進行管理 | 進行管理委員会により、年1回、進行状況や新たな課題など協議し、見直しをする。 |
| 目標と行動 | <p>目標1 <u>こだまするあいさつ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■すすんであいさつしよう。あいさつされたら、返事をしよう。 ○顔をあわせたらあいさつする。 <p>目標2 <u>おたげえさまの支えあい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉に関心を持とう。活動にすすんで参加しよう。 ○支えあいマップの推進、支援。支えあいアンケートの実施。 <p>目標3 <u>あんべえいい 目くばり、気くばり、思いやり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■普段からのおつきあいをしよう。防災活動に参加しよう。 ○おたがいに声をかける。地区防災訓練の実施と参加。 <p>目標4 <u>守ろう恵みの自然</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の美化活動に参加しよう。捨てない、出さない、汚さない。 ○一斉美化活動の実施と参加。 <p>区・自治会での計画実施〔支えあいの会・住民の活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ともしび会（大日影） 親密な近所づきあい ◆結の会（上槻木） 伍戸組で助けあう ◆つくしの会（下槻木） 伝統文化の継承を通して他区との交流 ◆こぶし会（小屋場） 行事開催などを通して意識改革 ◆こがね会（中道） 地域の店の利用とお隣同士の助けあい ◆わかば（若葉台） 行事等への参加で交流 |
| ■計画 ○活動 | |

支え合い 思いやりのまち かなざわ

金沢地区地域福祉行動計画



KANAZAWA

金沢地区地域福祉行動計画

| | |
|------|---|
| タイトル | 「支え合い 思いやりのまち かなざわ」 |
| 基本目標 | 「支え合い 思いやりのまち かなざわ」 |
| 基本理念 | 金沢地区でさまざまな活動をしている団体と地域の皆さんが協力し“5つの「かなざわ」づくり”をすすめます。 |

計画の概要

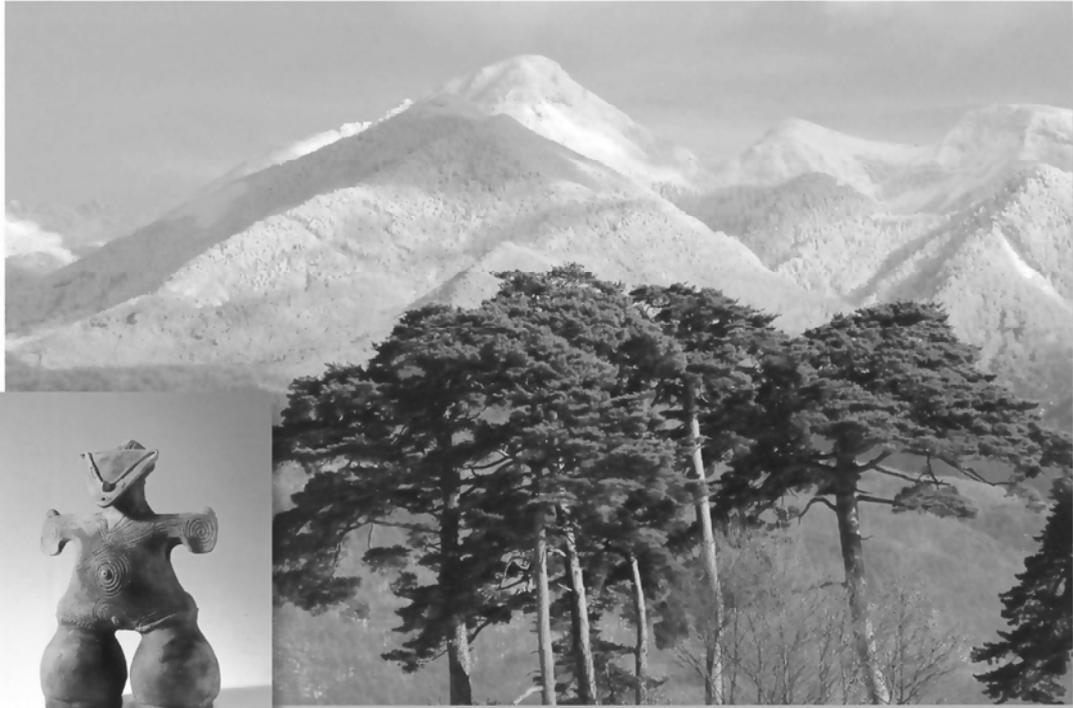
| | |
|-------|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの5か年計画 |
| 計画体系 | 「課題」⇒「活動の目標」⇒「5つの「かなざわ」づくり」 ⇒「団体の主な取り組み」 |
| 実施主体 | 地区で活動する団体、地域の皆さん |
| 進行管理 | 金沢地区コミュニティ運営協議会を中心に、活動団体が「活動・計画の見直し・改革・改善」を行い、質を高めていく。 |
| 目標と行動 | <p>“5つの「かなざわ」づくり”</p> <p>①「ありがとう」「お互いさま」を気軽に言える“かなざわ” 地域には、日常生活の中で支援や援助を必要とする方がいます。そんな時、「お互いさま」の気持ちで手助けできる繋がりを築きます。</p> <p>②「あいさつ」と「支え合いの活動」を通じて会話の弾む“かなざわ” 地域では、人と人との繋がりが大切です。一人一人があいさつを通じて繋がりを深め、地域の活動にも積極的に参加します。</p> <p>③「危ないよ」「気をつけて」と子どもを見守り・育てる“かなざわ” 通学や通園には、交通事故や不審者の犯罪が心配です。地域の目で子供たちを見守り、地域で子育てを応援します。</p> <p>④「豊かな自然環境」の中で 健康で安心して暮らせる“かなざわ” 豊かな自然は、豊かなところを育みます。自然を愛し守っていきます。</p> <p>⑤「福祉を支える人の輪」を広げ、みんなで支える“かなざわ” 福祉に多くの人に関心を持ち、できることから参加していただくことが必要です。 参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> |

保 存 版

湖東地区地域福祉行動計画

やあー、おえ、よってけや！

湖東に住む私たちは、豊かな自然に育まれた心を大切に、子どもから高齢者まで、日頃からの交流を通し、心かよう安全で安心の湖東づくりを目指して、出来ることからみんなが行動します。



仮面の女神(湖東山口中ツ原遺跡出土)

茅野市湖東地区コミュニティ運営協議会策定

計画の概要

- | | |
|--------|---|
| 1 策定主体 | 湖東地区コミュニティ運営協議会 |
| 2 実施主体 | 湖東地区コミュニティ運営協議会(各専門部会) |
| 3 実施期間 | 平成22年～26年までの5年間 |
| 4 進行管理 | 地区コミュニティ運営協議会の運営委員会において、その進行状況を確認し意見を添えて、その年度の総会で状況を報告する。 |

湖東地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|--------------------------|
| タイトル | 「湖東地区地域福祉行動計画」 |
| キャッチフレーズ | やあー、おえ、よってけや！ |
| 基本理念 | 人と人とのつながりを大切にみんな笑顔で元気な湖東 |

計画の概要

| | |
|-------|--|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「理念」⇒「3つの目標」⇒「行動（できること）」⇒「具体的行動」 |
| 実施主体 | 湖東地区コミュニティ運営協議会（各専門部会） ※実践は、湖東地域に関わるすべての方（区・自治会・団体・個人） |
| 進行管理 | コミュニティ運営協議会の運営委員会において、その進行状況を確認し意見を添えて、その年度の総会で状況を報告する。 |
| 目標と行動 | <p>目標1 つながりを大切にする地域 「楽しいこと、嬉しいこと、さみしいことを 共有しよう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日頃から近所での声かけ。行事への積極的参加。ふれあえる居場所づくり。 <ul style="list-style-type: none"> ○あいさつをし合う。行事参加への声かけ。 ○各種教室、サークル、サロンの開設。 ○世代間交流の場づくり。情報誌（湖東だより）の発行。 <p>目標2 支えあえる地域 「出来ることは、お互いさまの気持ちで遠慮なくお手伝いしよう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域で子育て。高齢者やハンディのある方を地域で守る。 <ul style="list-style-type: none"> ○ご近所同士での助け合い。支え合いマップの作成と活用。 ○防災訓練、防災パトロールの実施。健康教室・サロン等の開設。 ○ボランティアの育成と協力者の募集。 <p>目標3 豊かな自然と伝統を大切にする地域 「自然・伝統文化を守っていこう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■伝統（文化）事業の実施。環境美化運動の実施。食を育む環境づくり。 <ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流の場としての伝統行事等の実施。 ○ゴミ拾いや花植えの実施。郷土の料理や伝統産業等の体験教室を実施。 ○農作物地産地消の実施。ものづくり講習会等の実施。 |

平成21年11月

ずくだしプラン

北山地区地域福祉行動計画

北山地区地域福祉行動計画「ずくだしプラン」とは、
北山地区に暮らす住民が、「北山に住んでいてよかった」
と思うような地域をめざして、お互いに助け合い、支え合いをするための
行動(取り組み)を示した計画です。



行動計画の策定にあたって ～「北山地区全体が家族」の思いで！～

北山地区コミュニティ運営協議会会長
北山地区地域福祉行動計画策定委員長 柳沢 金弥

茅野市からの要請を受け、誰もが安心して暮らせる北山地区を目指す思いから、北山地区地域福祉行動計画「ずくだしプラン」を策定いたしました。

地域におけるきずなが薄れつつある中、また、少子高齢化が進行する中において、地域住民の身近な生活課題をふまえ、私たち自身が新たな支え合いを行うための行動の指針を示した計画となっています。

北山地区の皆様には、計画を作成しました趣旨をご理解いただき、各区・自治会や関係団体の具体的な行動の実践がこの計画の目的につながりますので、積極的な取り組みの推進を心からお願い申し上げます。

なお、今回策定しました「ずくだしプラン」は、本年度において市が策定する「第2次福祉21ピーナスプラン」にも盛り込まれます。

末筆になりますが、この地域福祉行動計画の策定に係わっていただきました委員の皆様には心から感謝申し上げます。

北山地区コミュニティ運営協議会
(地域福祉行動計画策定委員会)

北山地区地域福祉行動計画

| | |
|----------|---|
| タイトル | 「ずくだしプラン」 |
| キャッチフレーズ | 行動のスタートは、「声かけ」や「あいさつ」から。 さあ！始めましょう。 |
| 基本理念 | 北山地区に暮らす住民が、「北山に住んでいてよかった」と思うような地域をめざします。 |

計画の概要

| | |
|-----------------------|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「課題」⇒「将来像」⇒「行動計画」⇒「具体的な取り組み」 |
| 実施主体 | 各区・自治会、各種団体、地域住民 |
| 進行管理 | コミュニティ運営協議会へ 1 年に 1 回(11 月)、計画の取り組み状況を報告。状況をとりまとめ、実施主体へ報告。実施状況の共有を図る。 |
| 目標と行動 ■行動計画 ○取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども 「地域の担い手となる子どもたちを育てる地域づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもへの積極的なあいさつや声かけの実施。 ○ごみ拾いなど奉仕活動への参加をすすめる。 ○子どもと地域住民の交流機会づくり。登下校時のパトロール。 ■高齢者 「高齢者を大切にし、お互いに助け合える地域づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ○隣同士の声かけ、助け合い（買い物等のお手伝いなど）。 ○高齢者同士の交流、仲間づくり。地域行事への参加と世代間交流。 ○自分の身の回りのできることは自分でする。 ■健康づくり 「健康で活気があふれる地域づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ○毎日適度な運動。定期的なウォーキング（仲間づくり） ○地域の運動行事等には積極的に参加する。 ○バランスのよい食生活、健康診断などによる自己管理に努める。 ■防災 「安心・安全な地域づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ○日常から近隣や地域の人とふれあいを大切にする。 ○防災訓練の実施、「防災・支え合いマップ」の作成。 ○家庭内での防災対策を進める。 ■地域づくり 「北山に愛着がもてる地域づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ○地域のボランティア活動への積極的参加。 ○自分の地域に関心を持つ。地域内の環境整備に努める。 |

保存版（平成 22 年～ 26 年）

ふるさとぬくもりプラン

中大塩地区地域福祉行動計画



人にやさしくお互いに支え合うまち、住んでいて良かった中大塩

安心して暮らせる、ぬくもりのある中大塩

中大塩地区地域福祉行動計画

| | |
|-------|--|
| タイトル | 「ふるさと ぬくもり プラン」 |
| スローガン | 人にやさしくお互いに支え合うまち、住んでいて良かった中大塩 安心して暮らせる、ぬくもりのある中大塩 |

計画の概要

| | |
|---------------------------------|---|
| 計画期間 | 平成 22 年度から 26 年度までの 5 か年計画 |
| 計画体系 | 「生活課題」⇒「4 つの実施項目」⇒「具体的な取り組み」 |
| 実施主体 | 地区社会福祉協議会、ふるさとづくり運営協議会、各種団体、地域住民 |
| 進行管理 | 地区社会福祉協議会、区長会、ふるさとづくり運営協議会が中心となり、1 年に 1 回（10 月）、実施状況、問題点等を検証し、次年度以降の活動へ反映。 |
| 目標と行動 ■実施項目 ○具体的な取 り組み | ■日常生活の支えあい ○「支えあいの会」事業の拡充 ○隣組、ご近所同士のコミュニケーションの促進 ・身近な相談や簡単な手助け ○「子どもの見守り」活動 ・登下校時のパトロール、遊び場の見守り ■災害時要支援者（災害弱者）への救済支援 ○「災害時要支援者支援マップ」の作成、更新 ○マップを基にした運用訓練の実施〔避難（防災）訓練〕、安否確認 ■世代間交流事業、ふれあい交流事業の推進 ○地区行事への参加 ・ふるさと秋祭り、子ども祭り、健康福祉祭りなど ○ボランティア団体によるふれあい事業 ・「はなみずきの会」の事業実施、「中大塩ファーム」の農業体験など ○高齢者と保育園児のふれあい事業 ・ふれあい囲碁、保育園行事への参加 ■地域における支援ネットワーク ○福祉関係情報の広報、啓発（住民の理解の促進） ・「コミセンだより」の活用、「地区社協だより」の発行 ○福祉ネットワークの構築と研修会等の開催 ・福祉推進委員・地域福祉活動の人材の育成 ・地区の各組織間の情報交換会の開催、計画の進行管理 ○特技を持った地区民による人材バンク制度の検討 |

資料 3 条例、アンケート調査概要 等

ここでは、「市民・民間と行政とが一体となって進める新しい福祉でまちづくりの理念」や「市民・民間と行政の役割分担の基本的な考え方」を茅野市の姿勢として明確にするため制定した、「茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例」及び「茅野市地域福祉推進条例」を掲載します。

また、平成 18 年度から本プラン策定までの期間に実施しました「保健福祉に関するアンケート調査」の一覧と、本プランに係る調査の内容などを掲載しております。

- 茅野市地域福祉推進条例
- 茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例
- 茅野市保健福祉に関する主なアンケート調査一覧
- アンケート調査の内容
- 茅野市受託モデル事業

○茅野市地域福祉推進条例

平成16年3月30日 条例第4号

目次

| |
|-------------------------------|
| 前文 |
| 第1章 総則(第1条・第2条) |
| 第2章 基本計画(第3条) |
| 第3章 保健福祉サービスの充実(第4条―第8条) |
| 第4章 保健福祉サービス提供体制の確立(第9条・第10条) |
| 第5章 福祉意識の醸成(第11条) |
| 第6章 茅野市地域福祉審議会(第12条―第16条) |
| 第7章 茅野市福祉サービス調査委員会(第17条―第24条) |
| 第8章 雑則(第25条) |
| 附則 |

私たちは、いつまでも住み慣れたこの家で暮らしたいと願っています。
 私たちは、子どもやお年寄りや障害のある人もない人もすべての市民が明るく安心して暮らせる地域づくりが大切だと考えます。
 私たちは、支える心がときには支えられる、「お互いさま」という忘れかけた言葉を心の中で育てる、そのような福祉のまちを実現します。
 今、茅野市では、いたる所で「支えあいの心」が動き出しています。
 私のことを気にしてくれる人々がこの空の下にいます。
 みんな同じ空の下で生きているのです。
 私たちは、パートナーシップのまちづくりの理念と手法により次に掲げるまちの実現に向けて、「福祉でまちづくり」を推進します。
 市民の一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち
 市民が生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
 ふれあい、学びあい、支えあいの心があふれるまち
 すべての市民が豊かにかつ快適に生活することができるまち
 ここに、「人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでいてよかった茅野市」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(平成15年茅野市条例第27号。以下「基本条例」という。)の理念と手法に基づき地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「保健福祉サービス」とは、基本条例第2条第1号に定める市民等(以下「市民等」という。)と市が保健、医療、福祉及び生涯学習の連携により実施する役務、給付その他のサービスをいう。

第2章 基本計画

第3条 市長は、地域福祉の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域福祉の推進に関する基本理念及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

3 基本計画は、市民等の地域福祉に関する総合計画として策定するものとする。

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、企画、立案段階から市民等の参画により策定するとともに、茅野市地域福祉審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 保健福祉サービスの充実

(高齢者福祉の充実)

第4条 市は、基本計画に基づき、すべての高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、市民等との協働により必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

(障害者福祉の充実)

第5条 市は、基本計画に基づき、すべての障害者が生涯を通して健康で安心して地域で住み続けることができるよう、市民等との協働により必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

(こども・家庭支援の充実)

第6条 市は、基本計画に基づき、すべての子どもがたくましく、やさしく、夢をもつ子どもに育つよう、市民等との協働により必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

(健康づくりの充実)

第7条 市は、基本計画に基づき、すべての者が健康な生活を送れるよう、市民等との協働により必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

(総合的な保健福祉サービスの充実)

第8条 市は、前4条の保健福祉サービスが、市民一人一人の必要に応じ、市民等との協働により生涯にわたって総合的に提供されるよう充実に努めるものとする。

第4章 保健福祉サービス提供体制の確立

(保健福祉サービス地域)

第9条 市長は、保健福祉サービスを必要とする者が、身近な地域で保健福祉サービスを受けられるよう、保健福祉サービス地域（以下「エリア」という。）を設定するものとする。

2 市は、エリアに保健福祉サービスセンターを置き、積極的に市民一人一人の需要にこたえるため、市民等との協働により保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

(相談及びサービス提供体制)

第10条 市は、保健福祉サービスを総合的に提供するため、相談及びサービス提供体制の整備に努めるものとする。

第5章 福祉意識の醸成

第11条 市は、市民等とともに、乳幼児期から生涯にわたって、共に生きる力を育むことができるよう福祉意識の醸成に努めるものとする。

第6章 茅野市地域福祉審議会

(設置)

第12条 地域福祉の推進を図るため、茅野市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項についての調査及び審議をするほか、必要な提言を行うことができる。

(1) 保健、医療及び福祉に関する計画策定に関する事項

(2) 地域福祉の推進に関する重要事項

(審議会の組織等)

第13条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係市民団体

(2) 学識経験者

(3) 市議会議員

(4) 保健、医療又は福祉の関係者

(5) 公募による市民等

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門委員会)

第15条 審議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、保健福祉部地域福祉推進課において処理する。

第7章 茅野市福祉サービス調査委員会

(設置)

第17条 事業者及び市（以下「事業者等」という。）が実施する高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉に関するサービス（以下「福祉サービス」という。）に関し、公正かつ中立な立場で調査及び福祉サービスの改善を求めるための意見を表明することにより、福祉サービスに対する市民等の信頼の向上に資するため、茅野市福祉サービス調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第18条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 福祉サービスに関して、市長の求めに応じて調査すること。

(2) 福祉サービスに関するサービス利用者等の苦情の申立てに対応すること。

(3) 前2号に掲げる事項について、事業者等に福祉サービスの改善を求めるための意見を表明すること。

(委員会の責務)

第19条 委員会は、事業者等からの意見を聴き、公平かつ適正な執行に努めなければならない。

2 委員会は、その職務に当たり、福祉サービスの改善を図る他の機関と連携を図り、その役割を効果的に果たすよう努めなければならない。

(組織等)

第20条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、社会的信望が厚く、福祉サービスに関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の方法)

第22条 委員会は、必要があると認めるときは、関係する事業者等に対し説明を求め、実地に調査するものとする。

2 委員会は、調査のために必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に協力を求めることができる。

(意見表明の尊重)

第23条 第18条第3号の規定による意見表明を受けた事業者等は、当該意見の尊重に努めるものとする。

(庶務)

第24条 委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉推進課において処理する。

第8章 雑則

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、運用されている茅野市地域福祉計画については、第2章の規定に基づき策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に設定されているエリアは、第4章の規定に基づき設定されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に委嘱されている審議会委員及び委員会委員については、第6章及び第7章の規定に基づき委嘱されたものとみなし、任期については、第13条第3項本文及び第20条第3項本文の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

(茅野市地域福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 茅野市地域福祉審議会条例(平成11年茅野市条例第21号)

(2) 茅野市福祉サービス調査委員会条例(平成15年茅野市条例第21号)

○茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例

平成15年12月25日 条例第27号

はじめにそれぞれの思いがあった。

「誰もが充実した人生を送りたい。お互いに思いやり支え合いながら、いつまでも元気で長生きしたい」

「きれいな空気や水を贈ってくれる緑の山や川、心を和ませてくれる恵まれた自然をいつまでも残していこう」

「このまちの将来を担う子どもたちと、子どもたちを育む家庭を、地域の明るい笑顔で包んであげたい」

こんな思いを、かたちにしたい、とそれぞれ得意の分野、興味のある分野でまちづくりを考える仲間ができた。

行政の意識も変わり、「21世紀のまちづくりは市民と一緒にあって取り組んでいこう」と、同じ仲間になった。

仲間の輪は徐々に広がり、新しい分野にも新しい輪ができた。

ひとりひとりの思いが形になってくると、楽しさもふくらんできた。

「ごしたいけどおもしろいな」。こんな言葉があちこちで交わされ、「みんなで知恵を出し合い、ずくを出し、汗を流そう」を合い言葉に、茅野市のパートナーシップのまちづくりは広がっていく。

*「ごしたい」この地域で使われる方言で「疲れた」を意味します。

*「ずく」この地域で使われる方言で「ものごとくに立ち向かう気力や活力など」を意味します。

これは市民のみなさんの「パートナーシップのまちづくり」に取り組んできた経過とまちづくりへの思いです。

この条例は、「パートナーシップのまちづくり」に取り組んできた市民のみなさんにより検討していただきました。

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 パートナーシップのまちづくり(第3条)

第3章 パートナーシップのまちづくりの基本原則(第4条—第8条)

第4章 パートナーシップのまちづくりの推進(第9条・第10条)

第5章 市の責務(第11条—第15条)

第6章 パートナーシップのまちづくり推進会議(第16条—第20条)

附則

茅野市は、昭和63年に「りんどうの里 高原生涯学習都市 茅野」として、生涯学習都市宣言を行って以来、「茅野市民憲章」の具体化を目指して生涯学習活動を進めてきました。そうした活動の中から、地域の課題、まちづくりの課題は「行政に任せるのではなく、市民ひとりひとりが自覚に基づいて取り組むべきだ」という共通の認識と

理念が生まれました。すなわち、まちづくりとは、市民・民間が主導し、行政はそれを支援して共に取り組んでいく。これが「パートナーシップのまちづくり」の原点なのです。具体的には、福祉・環境・教育の三つの分野を大きな柱として進めてきました。

市民ネットワークは、福祉・環境・教育の三つの分野から、次第に情報化や国際化、さらには公共施設の建設の分野へも広がりを見せています。

「パートナーシップのまちづくり」の理念と実践をさらに広げていくためには、それぞれの分野で活動している分野別の市民ネットワークと、日々の生活の拠点となっている地域コミュニティと、行政とがいつその連携と協力をしていくことが重要になります。

これからも、より多くの市民と行政とがパートナーシップを結んで真の住民自治である地域主権のまちづくりを目指すことを基本理念とし、この条例を制定します。

* 「地域主権」まちづくりの主権は、地域住民にあることをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、パートナーシップのまちづくりの理念と手法に関する基本的な事項を定めることを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民等 市民、団体、NPO、事業者、滞在者をいいます。
- (2) 公民協働 市民等と市が、それぞれの役割を認識し、目的達成に向けて一緒になって取り組むことをいいます。
- (3) 分野別の市民ネットワーク 市民生活におけるさまざまな分野の課題解決に向け、それぞれの分野において、市や市民等に対して必要な提言を行うとともに、自ら実践するために市民等によって構成された団体をいいます。
- (4) 地域コミュニティ 地域における課題解決に向け、地縁を単位として活動するために市民等によって構成された区、自治会等の団体やその集合体をいいます。

第2章 パートナーシップのまちづくり

(パートナーシップのまちづくり)

第3条 パートナーシップのまちづくりとは、まちづくりに市民等が主体的にかかわり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくりのことであります。

第3章 パートナーシップのまちづくりの基本原則

(自主性の尊重)

第4条 パートナーシップのまちづくりは、市民等のそれぞれの自主性に基づき行われるものとします。

(市民等と市の信頼関係)

第5条 パートナーシップのまちづくりは、市民等と市が対等、協力の立場において、お互いの信頼関係に基づき行われるものとします。

(情報の共有)

第6条 市民等と市は、パートナーシップのまちづくりを推進するため、必要な情報をお互いに共有するよう努めるものとします。

(市民等の権利)

第7条 市民等は、パートナーシップのまちづくりの企画、立案の段階から参画する権利を有します。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、自らがパートナーシップのまちづくりの主体であることを自覚し、パートナーシップのまちづくりに関する市民等の役割を果たすよう努めるものとします。

第4章 パートナーシップのまちづくりの推進

(パートナーシップのまちづくりの推進)

第9条 市民等と市は、分野別の市民ネットワークや地域コミュニティの活動を通じて、まちづくりに対する市民等の意見の反映、市民等の相互の合意や市民等と市との合意の形成を図り、公民協働でパートナーシップのまちづくりを進めます。

(分野別の市民ネットワークと地域コミュニティの連携、協力)

第10条 分野別の市民ネットワークと地域コミュニティは、市民等の意見が反映できるまちづくりのため、それぞれの活動を尊重し、必要な連携、協力を図るよう努めるものとします。

第5章 市の責務

(市民等の活動への支援)

第11条 市は、パートナーシップのまちづくりに関する市民等の活動への支援を行います。

2 市は、分野別の市民ネットワークと地域コミュニティとの連携、協力の活動のための支援を行います。

(施策の推進)

第12条 市は、パートナーシップのまちづくりに関する施策を積極的に推進します。

(情報の提供)

第13条 市は、パートナーシップのまちづくりに関する情報の提供に努めます。

(情報の公開)

第14条 市は、パートナーシップのまちづくりに関する情報の積極的な公開を行います。

(説明責任)

第15条 市は、パートナーシップのまちづくりに関し、市民等に説明する責任を全うするよう努めます。

第6章 パートナーシップのまちづくり推進会議

(パートナーシップのまちづくり推進会議の設置)

第16条 市民等と市は、パートナーシップのまちづくりを推進するため、茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。))を設置します。

(所掌事項)

第17条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとします。

- (1) パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換
 - (2) パートナーシップのまちづくりを推進するための連携や協力
 - (3) パートナーシップのまちづくりを推進するための啓発事業の企画、実施
- (組織の構成)

第18条 推進会議の委員は、次に掲げる者をもって組織します。

- (1) 分野別の市民ネットワークの関係者
 - (2) 地域コミュニティの関係者
 - (3) 市民等からの公募
 - (4) その他推進会議が必要と認めた者
- (会議の公開)

第19条 推進会議の会議は、原則公開とします。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

○茅野市保健福祉に関する主なアンケート調査一覧(平成18年度以降)

1) 茅野市民プラン策定に向けた市民アンケート(重要度・満足度調査)

- ①目的 「茅野市民プラン」の策定に向けて、これまで茅野市が進めてきたまちづくりに対する満足度や、今後のまちづくりに対する考え・意見を収集するため。
- ②調査対象者 満20歳以上の市民2300人
- ③サンプル抽出方法 単純無作為抽出法
- ④調査方法 郵送による配布、回答
- ⑤調査実施時期 平成19年8月10日～平成19年8月19日
- ⑥担当部署 茅野市 企画総務部 企画課 企画係
- ⑦調査委託先 集計結果 千代田コンサルタント
- ⑧回収数(回収率) 696人 (30.3%)

2) 高齢者実態調査

- ①目的 第4期茅野市高齢者保健福祉計画策定に向けて、高齢者の生活実態と保健福祉サービスに対する要望を把握する。
- ②調査対象者 60歳以上の高齢者等3000人
- ③サンプル抽出方法 単純無作為抽出法
- ④調査方法 郵送による配布、回答
- ⑤調査実施時期 平成19年9月
- ⑥担当部署 茅野市 健康福祉部 保健課 介護保険係
- ⑦調査委託先 結果集計 日本地域福祉研究所
- ⑧回収数(回収率) 1963人 うち有効回答1936人 (64.6%)

-
- ①目的 茅野市の地域福祉推進の基礎資料とするため。5年ごとに定点観測として市民の福祉調査を実施する。
- ②調査対象者 市内在住20歳以上80歳未満の市民 1800名
- ③サンプル抽出方法 ・年齢：10歳の等間隔 ・男女比1：1
・地区：10地区（全市の構成比に応じて抽出）
- ④調査方法 郵送による配布、回答。返信による回収。
- ⑤調査実施時期 平成21年2月10日～平成21年3月10日
- ⑥担当部署 茅野市社会福祉協議会
- ⑦回収数（回収率） 986人（男 434人 女 491人） （54.8%）
- 4）茅野市食育推進計画策定市民アンケート
- ①目的 市民の食生活に関する実態の把握
- ②調査対象者 市民 2000人
- ③サンプル抽出方法 無作為抽出
- ④調査方法 郵送による配布。返信による回収。
- ⑤調査実施時期 平成21年6月
- ⑥担当部署 茅野市保健課健康推進係
- ⑦調査委託先 結果集計は 諏訪東京理科大学
- ⑧回収数（回収率） 901人（45.1%）
- 5）「福祉21ビーンズプラン」に関するアンケート
- ①目的 第2次福祉21ビーンズプラン策定の評価材料となる基礎資料づくりのためのアンケート調査。平成12年からの第1次プランの評価、検証、および第2次プランへの課題の把握のため
- ②調査対象者 健康福祉部職員 および社会福祉協議会職員 257人
関係市民 361人
- ③サンプル抽出方法 健康福祉部職員：正規職員全員および保健福祉サービスセンター臨時職員
社会福祉協議会職員：正規職員及び地域生活支援係の嘱託・臨時職員
関係市民：民生児童委員（現職および経験者）、福祉21茅野委員経験者、市内の介護保険事業所
- ④調査方法 職員は直接配布、回収。市民は郵送による配布、回答。
- ⑤調査実施時期 職員：平成21年6月17日～平成21年6月30日
- ⑥担当部署 茅野市 健康福祉部 地域福祉推進課 福祉21推進係
- ⑦調査委託先 結果分析 日本地域福祉研究所
- ⑧回収数（回収率） 健康福祉部職員 および社会福祉協議会職員 175人（68%）
関係市民 84人（23%）
- 6）次世代育成支援に関するニーズ調査
- ①目的 子育て支援に関する市民の生活実態や課題等を把握し、茅野市こども・家庭応援計画（次世代育成支援行動計画）の策定と今後の子育て支援施策の立案に向けた基礎資料とする。
- ②調査対象者 市民2200人
- ③サンプル抽出方法 1. 就学前児童の保護者 418人 2. 小学校就学児童の保護者 1300人
3. 一般市民（20歳以上）子育て、教育に関わる団体関係者
（少年育成委員、子ども会育成会役員、民生児童委員、主任児童委員等）
-

- ④調査方法 1, 2については保育園、小学校を通じ調査票を配布・回収。3については調査票を郵送により配布し、市役所等窓口を持参
- ⑤調査実施時期 平成22年5月
- ⑥担当部署 1. 茅野市 こども・家庭支援課 2. 茅野市 学校教育課
3. 茅野市 こども・家庭応援センター（こども・家庭支援課、学習企画課）
- ⑦回答数（回答率） 1. 280人（69.4%） 2. 1000人（84.6%） 3. （約60%）

○アンケート調査の内容

「福祉21ピーナズプラン」に関するアンケート調査から（対象：民生児童委員・事業者・福祉21茅野）

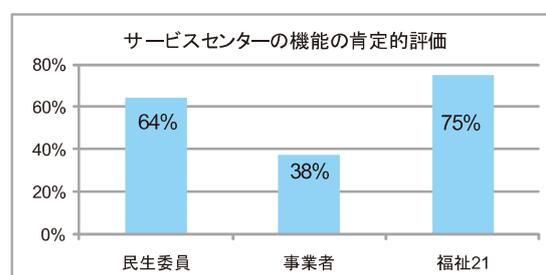
（平成21年9月）

1. 保健福祉サービスセンターは有効に機能するかの。

| ID | 回答者 | する | しない | △ | 空欄 |
|------|-----|----|-----|---|----|
| 民生委員 | 64 | 34 | 18 | 7 | 5 |
| 事業者 | 8 | 3 | | | 5 |
| 福祉21 | 12 | 7 | 2 | 2 | 1 |
| 合計 | 84 | 44 | 20 | 9 | 11 |

Cf. △：機能するが、十分ではない

| ID | 回答者 | する+△ | |
|------|-----|------|-----|
| 民生委員 | 64 | 41 | 64% |
| 事業者 | 8 | 3 | 38% |
| 福祉21 | 12 | 9 | 75% |
| 合計 | 84 | 53 | 63% |



◎課題① 認知度の不足（△：必要な人は知っている）

| 機能 認知度 | 低い | 向上 | △ | 空欄 | 総計 |
|--------|----|----|----|----|----|
| しない | 6 | 4 | 1 | 7 | 18 |
| する | 6 | 7 | 6 | 15 | 34 |
| △ | 1 | 2 | | 4 | 7 |
| 空欄 | 1 | 1 | 3 | | 5 |
| 総計 | 14 | 14 | 10 | 26 | 64 |

38/64名が認知度を認識
24名が認知度の問題点を指摘

◎課題② 機能の面において、とりわけ連携と情報共有の不足があげられている

| 機能 | 連携不足 | 情報共有不足 |
|-----|------|--------|
| しない | 6 | 3 |
| する | 3 | 2 |
| △ | | |
| 空欄 | 1 | |
| 総計 | 10 | 5 |

1-2. 包括支援センターが有効に機能するかの。その課題は？

8人のうち、3人程度が肯定的に機能していると答え、他の方からは課題が指摘された。

- ◎課題 ①センターや人物による個人差 ②システムのPR不足
③相談窓口が相談を超えてケアマネーの役割をする ④市のチェック体制必要
⑤利用者に偏った情報提供 ⑥介護認定が曖昧 ⑦担当者の異動が多い

1-3. ケアマネジメントの6原則は厳守されているか。

事業者8人のうち4人、福祉21の12人のうち7人が「厳守されている」と答えた。

- ◎課題 事業者-①ケアマネジャーの質にばらつき ②利用者の選択権に関わる十分な説明
福祉21-①ケアマネジャーの質にばらつき ②市民の理解を高める努力 ③迅速な対応

2. ピーナズプラン策定後の地域福祉での行政と市民とのパートナーシップや地域の福祉活動について

1) 民生委員

| パートナーシップ | | 福祉活動 | |
|----------|----|------|----|
| 不足 | 24 | 不足 | 28 |
| 向上 | 3 | 向上 | 15 |
| 十分でない | 1 | △ | 18 |
| 空欄 | 36 | 空欄 | 3 |
| 総計 | 64 | 総計 | 64 |

Cf. 空欄（無回答）が多いことから、パートナーシップについて理解が難しかったのではと思われる。

2) 事業者

8人のうち、3人が否定的に答えた。残り5人は無回答。

3) 福祉21茅野

①パートナーシップの定着について 12人のうち、5人が否定的に、5人は肯定的に答え、意見が半々になった。

◎課題 策定後の色あせた感、行政の指導体制の整備や具体的な役割分担、地域の温度差等

②策定後の住民参加 12人のうち、5人が肯定的に、3人が否定的に答えた。

◎課題 地域差、行政の工夫必要、男性参加少ない、福祉推進委員の関わり方の難しさ

3. 保健・医療・福祉職員の意識改革や専門性の向上について

1) 民生委員

| 職員意識改革 | |
|--------|----|
| 低い | 4 |
| 向上 | 22 |
| △ | 6 |
| 空欄 | 32 |
| 総計 | 64 |

| 職員専門性 | |
|-------|----|
| 低い | 2 |
| 向上 | 22 |
| △ | 11 |
| 空欄 | 29 |
| 総計 | 64 |

(20人が意識改革においても向上と答えた)

2) 事業者

8人のうち2人が肯定的に、その以外は無回答。

3) 福祉21茅野

①意識改革 12人のうち4人が肯定的に。否定的答えは1～2。

②専門性 12人のうち6人が肯定的に。否定的答えは1～2。

◎課題 横の連携やチームでの協力関係、職員の不足、個人差、市職員の自治区での参加が少ない

cf. 意識改革と専門性において、同じ答えをする傾向がある(相関関係)。

4. 保健・医療・福祉・生涯学習の連携について

1) 民生委員

| | |
|----|----|
| 不足 | 10 |
| 向上 | 4 |
| △ | 2 |
| 空欄 | 48 |
| 総計 | 64 |

2) 福祉21茅野

| | |
|----|----|
| 不足 | 3 |
| 向上 | 5 |
| △ | 1 |
| 空欄 | 3 |
| 総計 | 12 |

| | |
|----|--|
| 不足 | サービスセンターが中心にならないと。各部内のシステム化必要。公民館活動が無くなっている。 |
| 向上 | さまざまな団体がともに1つのイベントを行った。東部福祉サービスセンター。認知症高齢者の事例紹介。 |
| 空白 | 継続する人づくりが重要。情報共有が必要。身近な例は？(質問の意図が分からない) 生涯学習の短期間コースがほしい。大勢の人が勉強できるように。連携の事例がある。 |

cf. 民生委員の回答が少ない。設問での連携について理解していない人が多いか、質問自体が難しい。
生涯学習についての意見が多く、質問に合わない答えが多い。

5. 福祉21茅野の活動や取り組みについて

1) 民生委員

| 福祉21の所属部会等 | |
|---------------|----|
| どんぐりプラン推進委員会 | 2 |
| 健康福祉部会 | 1 |
| 子育て部会 | 3 |
| 社協コミュニティ福祉 | 1 |
| 主任児童委員 | 2 |
| 地区社協、地区ボランティア | 2 |
| 福祉推進委員 | 1 |
| 福祉21茅野専門部会員 | 1 |
| 民生児童委員 | 4 |
| 空欄 | 47 |
| 総計 | 64 |

| 福祉21の活動 | |
|---------|----|
| 否定的 | 6 |
| 肯定的 | 5 |
| △ | 1 |
| 空欄 | 52 |
| 総計 | 64 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 否定的 計 | 6 | ①マンネリ化。 |
| どんぐりプラン推進委員会 | 1 | ②各種プランが多く、一般市民に分からない。 |
| 健康福祉部会 | 1 | ③行政サイドのプラン。 |
| 主任児童委員 | 1 | ④教育ばかり・パンフレットづくりだけでなく、困っていることなど調査して反映してほしい。 |
| 民生児童委員 | 1 | ⑤住民は知らない。 |
| 空欄 | 2 | |

| | | |
|--------------|---|--------------|
| 肯定的 計 | 5 | |
| どんぐりプラン推進委員会 | 1 | 5層には浸透していない。 |
| 主任児童委員 | 1 | |
| 民生児童委員 | 1 | |
| 空欄 | 2 | |

| | | |
|--------|---|-----------------------------|
| △ 計 | 1 | |
| 福祉推進委員 | 1 | 目標に向かってはいる時はまとまって活動、後が続かない。 |

| | | |
|------|----|------------------------------|
| 空欄 計 | 52 | ①3年間民生委員としていろいろ提案したが、進んでいない。 |
| 所属 | 9 | ②PR不足。 ③一般は知らない。 |
| 空欄 | 43 | ④部会員であるにも活動ゼロ！ |

2) 事業者 全員無回答

3) 福祉21茅野

5人が所属を答えている(障害2、育児1、認知症2)。

◎福祉21への要望

茅野市の独自事業の展開。育児の相談や見守りの場が少ない。更なる参加の工夫が必要。

実現する提言集団になるように。ピーナズプランの市民への継続的なPR。

一部の人の活動から全体の活動へ。

6. 福祉21ピナズプランの策定による茅野市地域福祉の効果や課題について

1) 民生委員 (総計64)

否定的 10

- ・「市民一人一人が参加して・・・」とはきれいで、役割分担必要。「区長」のリーダーシップの発揮必要。
- ・PR不足。
- ・お年寄りに効果ない。
- ・住民意識の向上。プランの自助、協助、公助の目的を達するため、各団体が具体的に何をなすかに困っている。
- ・現状の組織間では皆勝手にやってくれ感。民間の会社組織運営方法など、職員がもっと勉強し、責任、役割を明確にすることが必要。
- ・上部によって考えられた計画。
- ・特定の人たちだけではなく、皆が参加できる取り組みの必要。強いリーダーが必要。
- ・分がりにくい。
- ・役員が行事を計画。同じ顔ぶれ。

肯定的 23 サービスセンターの開設(4)、かかわった人の意識向上(8)福祉推進委員等の地区組織の整備(4)

- ・5層での活動の進展
- ・もっと情報公開の必要
- ・関われない一般の人をどう巻き込むか、意識向上させるか。
- ・協力者の育成、市内巡回交通の利便性の向上等
- ・景気悪化の時も、通用できるプランが今後検討されるべき
- ・国民年金の人が入所できる施設の確保
- ・自発的な行為の意識づけが必要
- ・住民の温度差
- ・人による格差
- ・地域福祉行動計画の策定と実践
- ・地区の特色・課題を掘り起こす
- ・物質的支援より心。
- ・分担があいまい、重複。役割を整理し、統合や廃止が必要
- ・民生委員に押し付けの状態

空欄 31

- ・PRが重要。具体化のための協力・連携が必要。市民の理解・協力。
- ・ボランティア等、役員のなり手がいない。
- ・より大勢の多様な人がかかわるように。
- ・一般住民の福祉意識の向上、底辺への浸透。「人ごとではない、お互いさま」という意識の浸透。
- ・外から入ってくる人への配慮。若い人たちへの配慮。
- ・計画知らない。
- ・行政と民生委員との連携・情報共有。
- ・講習会に必要な方が出席困難の方が多い。チームでも組んで個別に訪問するのは。
- ・市民皆のレベルアップが必要。
- ・住民が自分たちの力で。
- ・地区単位ぐらいで重点目標を決めていく。
- ・入所施設を増やしてほしい。
- ・民生委員と福祉推進委員のかかわり方について講演会などがほしい

2) 事業者

否定的に1人(市民の意識向上必要)、肯定的に1人(4サービスセンター)が答えている。

3) 福祉21茅野

| 達成度 | | 効果 | |
|-----|----|-----|----|
| 肯定的 | 7 | 肯定的 | 7 |
| 否定的 | 5 | 空欄 | 5 |
| 総計 | 12 | 総計 | 12 |

Of. 肯定的効果の内容: サービスセンター(3人)、地域の活動や組織化(3人)
達成度と効果あると評価した7人のうち、5人が一致。

7. これからの地域福祉の推進のために必要なシステムやサービス、福祉活動などについて(自由筆記)

1) 民生委員

システム 20

- ・コミュニティ連携の健康福祉部会とサービスセンターとの連携を通じた地域のきめ細かいセーフティネット。
- ・サービスセンターが各地区ごとに設置。
- ・サービスセンターの職員をもっと増員。
- ・システムやサービス、福祉活動が縦割りのところが多い。連携が必要。
- ・各種の制度・方式など、読んで分らないうらい。
- ・見てくれる人がなく、本当に困っている人が優先に入所できるシステムづくり。
- ・行政と区との連携。
- ・将来限界集落となる可能性高い。→公民館、集会場などを保健福祉のサブ拠点とし、通信設備の整備、包括支援センターとネットワーク化し、高齢者のテレメール診断などができるように。
- ・高齢化の進展→山間地域と医院、スーパーなどを回るデマンドバスの早い導入。
- ・在宅介護奨励金等の茅野市独自でも試行。
- ・市民に普及させる伝達システム。
- ・書類上の分別の改良。
- ・小さな問題や少数の声を拾い上げ、解決や実行に移せること。
- ・組織間の横の連携。
- ・地域格差。
- ・地域主体には、市の指導と援助が必要。福祉推進委員が新設、財政的援助が必要。
- ・超高齢社会、老後の生活に不安。誰もが安心して暮らせる政策→地域を大切に政策転換。
- ・ボランティアに依存しないしっかりした行政をして欲しい。
- ・民生委員との連携(民生委員の意欲を取り入れてほしい)。
- ・民生委員の数が不足。社協や民生委員等の連携不足。
- ・連携。200戸/人以上担当する民生委員には限界。→行政の役割がしっかりする必要。

| サービス | 9 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の説明会 ・一人暮らしの老人も多いので、公民館等を使い、ヘルパー等と、週に一回位でもふれあいの場を設けてほしい。 ・介護入所施設の充実。 ・高齢者福祉の活動のために施設（健康管理センター内の調理室）の使用。 ・今回のインフルエンザの時のように、保育園や学校が急に休みになったとき、子どもを預けられる場所を確保。 ・市社協の有料サービス料金のコストダウン。 ・専門性の向上。 ・特養など、施設の柔軟な利用。 ・老人入所施設の充実。健康教育の充実。 | |

| 福祉活動 | 33 |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「遠い親戚よりも近くの他人」、近所で、情報をつかむことが一番。 ・お年寄り、子どもに声かけができる地域。 ・ご近所のつながりを深める。 ・ビーナスプランのPR。区会・区総会で話される位に。 ・ボランティア活動に新しい人が入ってこない。地域の役員だけでは発展しない。市民の福祉に対する意識を高め、輪を広める必要。 ・意識改革必要。 ・一番身近な隣組が大切。 ・各種団体に統一性をもった行政指導。 ・学校を通じ、次代を担う子どもたちに福祉のあり方、実践を教えていく。 ・気軽に集まれる場所がほしい。・近所との協力体制づくり。 ・継続して参加、協力してくれる人づくりが重要。団塊の人達に市や地域から強力に呼びかけ、参加を促してほしい。 ・健康な人たちは福祉に関心をもっていたが、自分のできる活動をするよう推進していきたい。 ・参加が不足。・市民の理解における個人差。 ・支え合いマップ充実。もっとフランクな「お互いさま」社会 ・実務面は女性、委員には男性が多い。男性の民生活。福祉推進委員の複数年の専任者を選ぶ（単年度では効果が薄い） ・住民一人一人の意識改革。その為のPR活動が大切。 ・人それぞれ・・・お隣同士のお手伝えがこの辺で歯良いではないか。 ・世代を超えた「命の大切さ」の認識。そのため、個人の力でも地域社会に貢献していけるように。 ・生活の身近なところでのつながりの工夫が必要。 ・誰にでも「お願い」ができるような「お願いされたい」ような地域。 ・誰にでも気軽にかけられる福祉やボランティア。 ・地域住民間に「お互いさま」の意識を高揚。 ・地域福祉がより多くの人に理解されなくては活動は生まれてこない。 ・地区でボランティアが活動の理解の向上。 ・地区単位～部落単位～さらに常会～〇〇組（隣組）の小回りの利く組織づくり ・定年退職後の人たちのボランティア。 ・福祉推進委員、親の会、生き生きサロン ・福祉推進委員の活動。 ・福祉推進審面制度の長続きとレベルアップ。 ・役員だけが動く福祉でなくて、皆でやる福祉プラン。 ・隣近所のコミュニケーションがより強くなる工夫と努力。各種の問題に対し適切なアドバイスができるような人の参加が急務。 | |

2)事業者
ケアマネジャーの質の向上。在宅サービスの充実。施設に入所したお年寄りへの支援。

3)福祉21茅野
地域に合った活動。5層に頼らず、エコや特産品等も進めば福祉も伸びる。
住民活動の具体化。PRの強化。常に改善・改革する必要。限界集落化されることへの対応。地域の温度差。

「福祉21ビーナスプラン」に関するアンケート調査結果（2年以上の職員アンケート調査から） （平成21年9月） ※以下の内容は、アンケートの設問項目に沿って、課題を中心にまとめたものです。

1. ビーナスプランの基本理念の達成と課題について（37人の回答から）

1) 成果として

保健福祉サービスセンター（以下、SC）の拠点の設置、住民意識の向上など

2) 課題として

- ①他機関との連携の体制：SCと医療機関・基幹との連携、組織内の連携、住民との連携（住民教育必要）等
- ②市内の移動手段的確保（7人）等、都市環境の整備
- ③新たな住民のかかわりが少ない：新しい人材の必要、いつも・どこかでみる顔が多いという批判の声
- ④高齢者福祉・介護分野だけではなく、他の分野の充実が必要（母子・成人分野、大学生や青年、子ども・・・）

3) 4つのSCについての課題として

- ①介護保険や介護予防事業の意味合いが強くなり、SCがサービスを決定する必要性が薄れている
- ②特定検診の保健指導では、医師との連携が不十分、生活改善のための医師からの指示について仕組みがない

- ③高齢者への対応にあてる時間が多く、子供や成人の問題に充分に取り組めていない。子供や成人の問題について、各関係職場との連携・協働、職員一人ひとりの役割分担を明確にする必要があるのでは。
- ④ケアマネジメントが機能できるケアマネジメントシステムの構築が必要
- ⑤ＳＣについては、近所でも歩いて行けない高齢者もいるので果たして本当に身近と言えれば疑問です。
- ⑥４ＳＣは、最初はできては今も継続されていないとか、どう歩んできたかについて、振り返る時が来ている。
- ⑦現状の保健福祉サービスセンターは、身近な窓口で、受け身の姿勢のよう。

4) 意見として

計画の基本理念は高い目標が掲げられ、現実とギャップが大きいという意見に対して、次のような意見がある。

「個々の「満足度・充足感」には際限がないことから、いくらサービスを追加してもこれからの「顧客満足度」は上がらないかも。ただ、ビーンズプランの目指すものは、そこではなく、4つの「ねがい」に近づくために、自分たちに何が必要か、何ができ何をやるべきかを自ら考え、自分たちでその方法を探し、できることから始め継続していくこと。中でも、継続していくことに到達点としての評価があるのかなと」

2. ビーンズプランの基本システム（4つのＳＣ）の機能について（35人）

1) 成果として

ＳＣの相談機能、サービスの提供機能（とくに介護保険）は有効

2) 課題として

①連携の問題

- ・ 2・3層の連携がうまくできていない、本庁とサービスセンターとの連携をとれていない部分が多い
- ・ ＳＣ事業の予算は本庁がもつし、ＳＣの事業は地域福祉推進課で決めている－ＳＣは地域福祉推進課の手足？
- ・ ＳＣと基幹との連携・役割分担に問題→4・5層へつなげていくためにも問題
- ・ 3・4層の兼ね合いが難しい－日々の業務は（地区担）ケース対応が中心→地域へのつながりが難しい
- ・ 中央の機能がしっかりしないと、3・4・5層は動けない

②業務の見直しとＳＣの新たな位置づけの必要

- ・ 4ヶ所に分かれていることのデメリットの是正
- ・ 情報がうまく行き渡らない、サービスの内容に差ができてしまう
- ・ うまく機能するように組織などを柔軟に変えていくべき（4エリアより10地区が有効）
- ・ 健康管理センターと保健福祉サービスセンターで、保健業務が分かれて、全体で課題把握する人がいない
- ・ 分かれているから人手がいる、働く者として動きにくい
- ・ 身近な相談機関として有効に機能するが、「何でも」という位置づけは問題－本庁にうかがうことが多い
- ・ 介護保険以外の分野に関しては、相談とサービスも質量ともに不十分
- ・ 介護保険に忙しく、単なるサービス提供にとどまっている
- ・ インフォーマルサービスや生涯学習、保健福祉ネットワークの構築等ができない、

③職員力の強化が必要

- ・ サービスセンターの職員が計画なり、システムを理解していない
- ・ 4か所の部署を同じ水準で稼働させるためには、職員のレベルの均一化が必要－本庁果たすべき役割

3) 意見として

そもそも4つのサービスセンター体制で今後どこまでやっていくのか、どこにこだわり何を目指すのか。そのためにどんな人材をどう育てる必要があるのかを考えないといけない時期が来てはいないか。

3. 茅野市ケアマネジメントの6原則について（34人）

1) ＳＣが発信するケアマネジメントの価値が問われるとき

介護保険以後、「ケアマネジメント＝サービスを当てはめること」という図式が浸透

2) 6原則の課題として

原則①：3つのSCは近い距離にあり、身近にあるとは言い難い、窓口が増えていることで対応の差、整合性が取れなくなった、市職員がSCがどのような所が理解していない

原則②：ワンストップについて、結局本庁ではないとできないことも多く、迅速な対応になっていないSCに来ることが必ずしも便利ではない（市役所で手続きなできるように）

原則③：サービスがあっても機能しない、エリアによってサービス量の差、地域で必要とするものの開発、SCは移動が多く、正規職員ばかりに負担、経験の豊富な職員の対応が必要
（本庁の福祉支援系に長い間移動せずいる人がSCに出ないのはおかしい）

原則⑥：市の研修の体系化があるのか疑問、ほとんど県に任せきりであるケアマネジャー研修、職員自らが研修の企画立案及び実施に関わるように（業務に直結した内容となるように）研修を受けることが個人任せでよいか、SCの業務が多岐にわたっており、研修が生かしてきていない。

4. 職員の意識改革と専門性の向上について（35人）の課題として

※意識改革より専門性の部分について課題が指摘されている

- ① SC業務が介護保険関係に特化の傾向から専門性の向上は疑問
- ② スーパーバイズの機能が働いていない
- ③ 適正な人員配置の重要
- ④ 専門職としての葛藤：浅く広い知識になりがちな広範囲な業務を抱える弊害－専門性が向上しない
 - ・保健師として、予防活動にもっと時間をかけたいが、「福祉の生活や介護に困っている」方が優先－保健師として、保健分野へ尽力したいが、保健も福祉も幅広く知っていかなければならない。
 - ・専門性はそれぞれもっていてもSCの業務が多岐に渡りすぎて、幅が広すぎて適切な対応が難しい。
 - ・SCの職員は何でも屋であり、広く浅い知識での対応に苦慮（本庁での分野ごとの専門にしている職員）
 - ・専門性は関係なく、全業務にかかわり、いろんな種類の仕事をする（「日々の業務に追われ」の表現が多い）
 - ・みんなが同じ仕事をするのは難しく、福祉系・保健系、保健師・ソーシャルワーカーの仕事に分担。
- ⑤ 福祉施策に押され気味：福祉関係の専門性をあげる研修は体系化、だが保健医療関係の専門性の向上は？

5. 地域包括支援センターの機能について（28人）の課題として

※地域包括支援センターについて、機能していないという意見が23人

- ① 福祉関係は何でもSCに乗せる傾向は、SCとしても包括としても中途半端
- ② 申請など市役所で一度に済ませるようにするのが、市民にとって便利
- ③ 包括は1ヶ所で統一した方がいい：包括の看板を一か所にして責任をもって運営していけるように
 - ・役割分担をしっかりとするとSCも動きやすい。
 - ・責任をもって取りまとめていく場所と実務を行っている場所が違くと業務が進まない。
 - ・4つに分かれているため、事業もまちまち。
 - ・介護保険はSC以外に分けた方がいい。
 - ・専門性をもった部署・担当者を配置するか、委託を進めもっと簡素化させるとか。
- ④ 事務量が多すぎる：包括の仕事が増えたことで、高齢者の仕事の比重が大きくなった
 - ・業務内容・量の調整が必要：企画と運営は一か所で。対象者の把握などはSCで。
- ⑤ SCと包括との差が不明確：介護予防と要介護状態の方への支援は同じ所が担うには限界

6. 保健・医療・福祉・生涯学習の連携について（34人）の課題として

- ① 生涯学習との連携の問題（10人）
 - ・どのように連携するのか？
 - ・ふれあいサポーター養成講座の受講後の活動の場の提供などが少ない
 - ・ふれあいサポーターの位置づけは不確か
 - ・それぞれのセクションで地域へ出ていくこと、地域との結びつきを強くすること

※連携をつくり、機能させるのは人であるので、人と人がうまく結びつくことが重要という提案も。

- ②業務が分断されて、保健活動が一連の流れでできない
- ③福祉分野と本庁との連携が取りにくい
- ④医療との連携が難しい（成人保健指導は医療との連携が今後課題）
- ⑤ＳＣに入っている関係機関のみとの連携で、他の機関との連携は？
- ⑥障害者自立支援、ふれあい保健福祉制度等、ＳＣが起案をあげる機能があるため連携している

7. 住民参加の機能について（32人）の課題として

- ①特定の人は何回も参加（同じ顔ぶれ、限られた住民、同じようなメンバー、民生委員等の役、一部の意欲的な市民等）→広い範囲での参加や新しい人の参加が課題
- ②住民参加の場面は多くなったが、参加するだけで、機能していない
 - ・「やらせ」「数合わせ」「名前だけ」の住民参加ー積極的な住民参加は少ない、いつも依頼
 - ・コミュニティや社協、ＳＣ職員のつなぎの役割が必要
 - ・行政の職員がいかに住民をうまく巻き込んで仕事ができるかが課題
 - ・地域福祉の推進という観点からだけでなく、広く地域生活というとらえ方からみる側面が必要かも。

8. 行政と住民のパートナーシップについて（28人）の課題として

- ①一部の人や特定の人とのパートナーシップ（5人）
- ②やらされている感覚ありー行政側だけが言っているパートナーシップ
- ③住民の啓発や意識改革の必要 ④コミュニティの再構築から始める必要

9. 福祉21茅野の活動について（16人）

1) 成果として

- ・福祉に対する具体的な検討の場があること

2) 課題として

- ①福祉21茅野の構成の問題：同じような人ばかり、地区コミュニティ運営協議会の活用を
- ②活動や取り組み、成果等を市民にアピールしてほしい
- ③行政として対等に意見交換参加ができれば
- ④福祉21茅野の活動につながっている職員が限定されている
- ⑤常時的な活動が必要：プランを推進していく時期こそ、活動が活発になる必要がある

3) 計画内容への要請として

- ①高齢者だけに比重が置かれていることの改善を
- ②ＳＣとして、個別対応をしない基幹的役割のある部署との連携が難しい

10. ビーナズプランの評価と課題（19人）として

1) 保健福祉サービスセンター（ＳＣ）というシステムができたことは評価できるが、機能の面、プランの理念の継承等については課題が大きい

- ①繁雑化している業務の見直し、業務課題の精査
- ②専門職種の検討：職種の専門性を分ける、職員の力が発揮できる体制
- ③管理職や係長を対象とした研修や勉強会の開催（意識改革とリーダーのまとめる役割）
- ④24時間の相談対応の見直し（現実性をもったものとして）

2) 現場の意見を吸い上げること（現場職員の意見より、プランの内容を重視）

- ・地域福祉計画前期分について見直しをした結果何が変わったか疑問
- ・見直しがどのように反映していくのか

3) 実際評価できるのは、計画書の出来具合だけ、今後は中身を入れていくこと

- ・具体的な目標とそれによる達成感が必要

-
- ・市民にわかりやすく説明する努力が必要（分担して説明に回るくらい）
 - ・プランの構想や理念が漠然なので、仕事と結びつけることが困難
 - ・実施できなかった理由を明確にすること
- 4) 4・5層のコミュニティセンターとSCとのあり方をどうするか
- ・地域にあまり役職をつくらないように
 - ・4層の活動がみえてこない

11. 職員用共通項目から：第2次福祉21ピーナスプランの策定にあたり、取り上げたい課題として

- ①保健福祉サービスセンターのあり方の検討
 - ・設置数、エリア構想、機能、業務の見直し、応援体制、連携体制などについて
- ②職員の意識向上や専門性強化などの質を上げることについて
 - ・職員のモチベーションを上げること、組織やシステムから見直すこと、職員研修のあり方を見直し
 - ・スーパーバイザーの必要、人材確保と職員を守る体制の確保、職員間の話し合いの場を設けること等
- ③福祉意識の醸成（教育委員会や公民館との連携）、障害者雇用、貸付制度の見直し等

○茅野市が受託したモデル事業（平成18年度以降）

「安心生活創造事業」

平成21年度～平成23年度 総事業費27,846千円 厚生労働省

「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を目指し、この事業の「3つの原則」に基づいた取り組みを行います。なお、この事業は茅野市社会福祉協議会へ委託し実施します。

- ①地域において、基盤支援（見守りや買い物支援）を必要とする方々を把握することと、その方々が普段の生活に置いてどのようなことに困っており、どのようなことを支援しているのかを把握すること。
- ②原則①で把握した基盤支援を必要とする方々が、もれなくカバーされる地域の支援の体制をつくること。
- ③原則①と②を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むこと。

～みんな同じ空の下～
第2次福祉21ビーンズプラン
第2次茅野市地域福祉計画

2011年3月 策定

2011年7月 発行

編集・発行 茅野市 健康福祉部 地域福祉推進課
長野県茅野市塚原二丁目6番1号
TEL 0266-72-2101
〒391-8501

印刷 永明社印刷所
茅野市塚原2-12-30

